

研究紀要

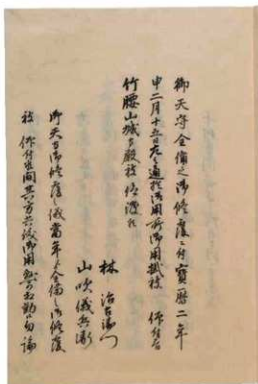
第1号

名古屋城天守考・天守はなぜ高いのか	9	服部 英雄
〈史料紹介〉名古屋城天守宝暦大修理関係史料と「仕様之大法」	51	木村 慎平 堀内 亮介 武田 純子
名古屋城旧本丸御殿障壁画「雪中梅竹鳥図」の復元模写について — 樋口広芳「名古屋城本丸御殿の模絵「雪中梅竹鳥図」の謎」に応じて —	98	近藤 将人
〈資料紹介〉名古屋城二之丸庭園出土の実包について	108 (29)	佐藤 公保
名古屋城天守石垣の基本構造について—詳細調査の観察から予察へ—	114 (23)	木村 有作
宝暦大修理の石垣遣り形図にあらわされた石垣勾配に関する検討	123 (14)	深谷 淳
名古屋城石垣調査の現状と課題 — 天守台周辺石垣調査を中心に —	136 (1)	村木 誠

『名古屋城調査研究センター研究紀要』第1号 正誤表

頁および段	行	誤	正
9頁下段	15行目	天守上階	天守最上階
14頁上段	21行目	西南戦争では城内の一部に同じ高さの段山（西に隣接）から熊本城を砲撃した。	西南戦争で薩軍は紙圍山（花岡山）や四方池の台地（天守台との距離は約2km）から熊本城を砲撃した。
20頁下段	19行目	階段や	《削除》
27頁下段	10行目	鉄砲は撃てないので	鉄砲は撃たないとして
43頁上段	8行目	三百目の方	三百目の砲

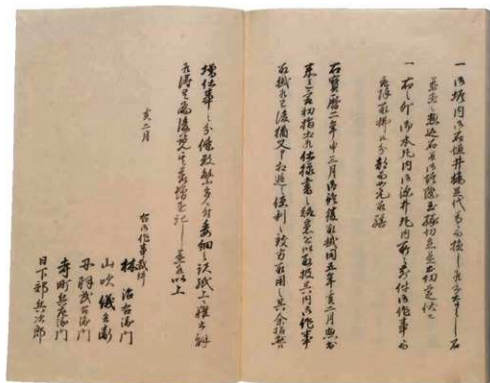
※『名古屋城調査研究センター研究紀要』第1号に、上記のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。



口絵 1-2 同 冒頭



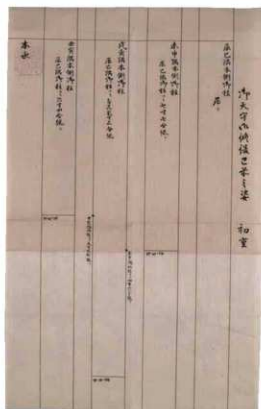
口絵 1-1 御天守御修復取掛りより想出来之仕様之大法 表紙
名古屋城総合事務所蔵



口絵 1-3 同 奥書



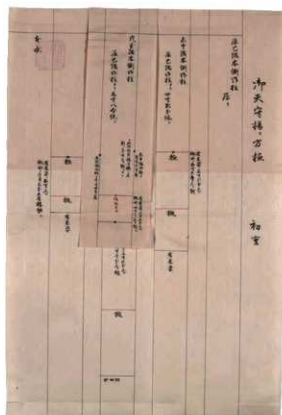
口絵2-2 水横墨引 二
名古屋城総合事務所蔵



口絵2-1 水横墨引 一
名古屋城総合事務所蔵



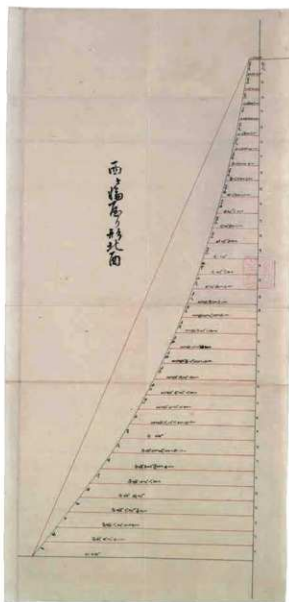
口絵2-4 水横墨引 三 (付箋を上げた状態)
名古屋城総合事務所蔵



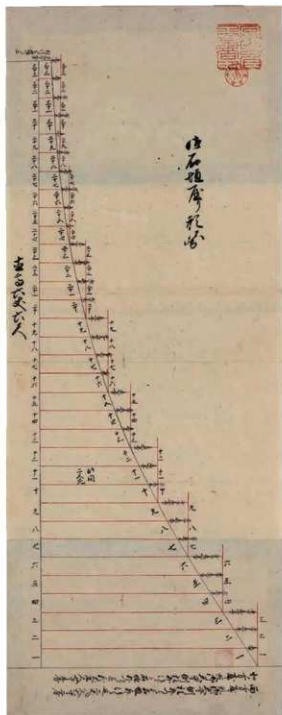
口絵2-3 水横墨引 三
名古屋城総合事務所蔵



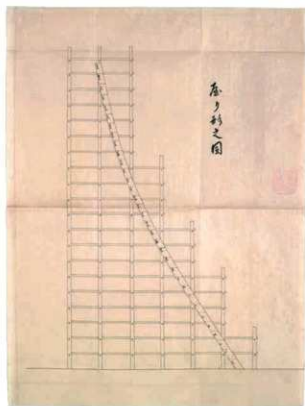
口絵3-2 造方西方(北ヶ輪屋形西面)
名古屋城総合事務所蔵



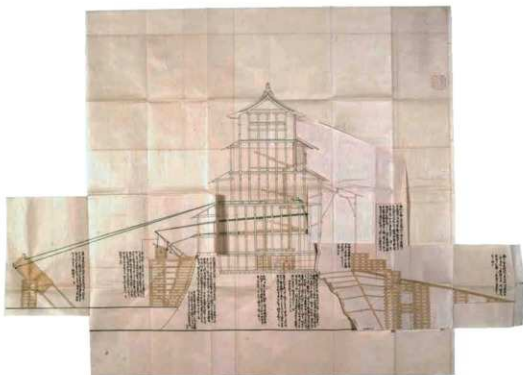
口絵3-1 造方北方(西ヶ輪屋形北面)
名古屋城総合事務所蔵



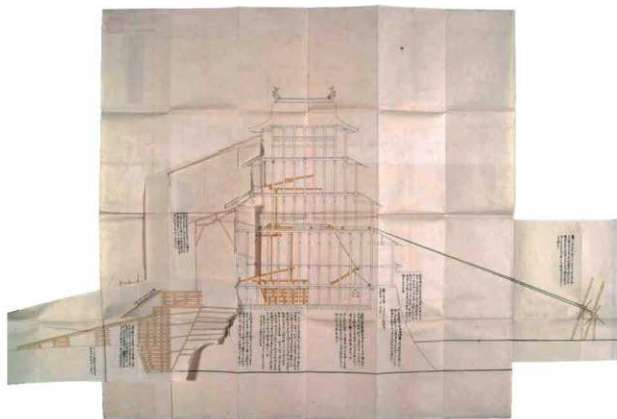
口絵5 石垣屋方図
個人蔵



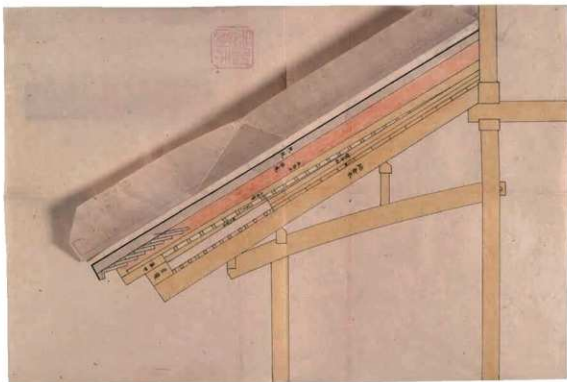
口絵4 遣方配寸尺之図（屋形之図）
名古屋城総合事務所蔵



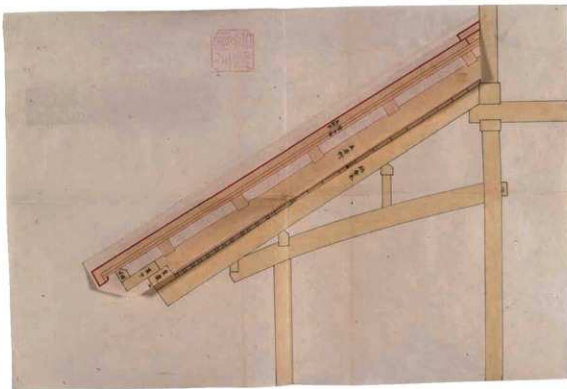
口絵6-1 御天守御修復仕様書之方ヨリ見渡之図
名古屋城総合事務所蔵



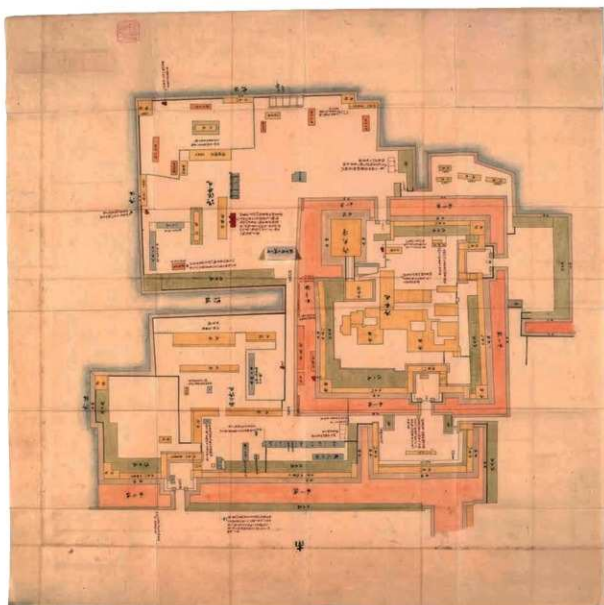
口絵6-2 御天守御修復仕様平之方ヨリ見渡之図
名古屋城総合事務所蔵



口絵 7-1 銅葺野地之図
名古屋城総合事務所蔵



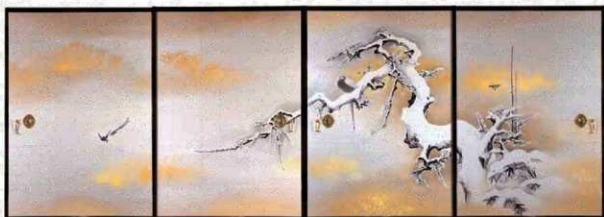
口絵 7-2 銅葺野地之図
名古屋城総合事務所蔵



口絵 8 御深井丸内諸御役人詰所御作事本ノ所諸番所取建方指図
名古屋城総合事務所蔵



口絵 9-1 雪中梅竹鳥図 狩野探幽筆 重要文化財 名古屋城総合事務所蔵



口絵 10-1 雪中梅竹鳥図復元模写 名古屋城本丸御殿復元模写共同体 名古屋城総合事務所蔵



口絵 10-2



口絵 9-2

名古屋城天守考・天守はなぜ高いのか

服部 英雄

着眼点・要旨

名古屋城天守はなぜ築かれたのか。なぜあれほどの高さが必要だったのか。

現存櫓に狭間がみられないが、各資料から、名古屋城の塀、多門、櫓には必ず狭間があったことを確認した。名古屋城の建物は全て軍事性を備えている。破風は射撃位置を前進させる。射角・視野が屋根に遮られないための施設で、これまでの研究者がいう「飾り」ではない。

姫路城・松江城そして名古屋城天守の階段上には蓋があった。名古屋城の場合は天守全階段の上に引戸蓋（「這戸」）があった。非常時には施錠された可能性がある。引戸蓋を閉めれば下からの敵を阻止できるが、下にいる敵を攻撃はできない。けれども名古屋城天守では四階床に石落とし（武者返し・槍狭間）があったので、三階から階段を登って蓋を押し開こうとする敵は攻撃された。名古屋城天守は究極の軍事施設であるが、そのような絶望的な事態に至る以前に、戦局を好転させることが本来の使命で、起死回生装置であった。

焼失した国宝天守および各櫓の構造・様式、そして各地の城の天守との比較研究から、天守の使命・役割とは何かを具体的に考えた。天守は最上階（五階）とそれより下層階

（四階より下）の構造が異なっている。下層の階は防衛を重視して壁面を多くするが、最上階は逆に壁を少なくしたり、あるいはなくした。高さが防衛となって、攻撃に専念する。最上階が柱のみの吹き放ち（壁なしの空間）になっている天守は、熊本城・松江城ほかに多い。名古屋城天守や姫路城天守最上階に壁はあるものの、窓は四面いっぱい連続し、格子がなかった。壁のない連続窓ならば、窓板を外すことにより、窓面積は倍になり、二倍の人員が銃を撃てる。かつ砲撃後に建物内に残る硝煙を迅速に排気できる。格子がはまっていると、サイズがまちまちで口径も大きな大筒が使用できず、射撃角度も制約される。だから格子はなかった。

『金城温古録』は、天守は大筒砲台であると明記する。天守四層以下の壁のなかに、四寸（12cm）厚の檜板製防弾壁（檜中込厚板）がある。砲撃戦を想定していた。

天守上階も清洲櫓・未申櫓の最上階窓も連続窓で、かつ格子がなかった。清洲櫓・未申櫓そして西之丸見櫓には窓台（窓の高さに同じ台座）があり、天守の場合、四隅に四脚が置かれていた。戦時には補助の砲座になる。

天守の四面に置く大筒は百匁玉か二百匁玉の銃砲だった。安永年間以降に作成された大筒配置シミュレーション図「御城郭之図」（仮称「大筒配置図」、徳川美術館蔵）には各櫓・多門と天守内部ほかに配置する遠野台居櫓・芝付・子母炮

などの大筒が明記される。

絵図に見る大筒配置は安永期以降に新たに構想されたものではない。慶長築城段階から大型砲の使用を前提にしていた。江戸後期に構想が拡大された。最上階窓の窓板を外せば大型砲の使用が可能な空間構造になる。最大最強の大筒櫓が天守五階である。

砲撃戦では高い位置からの射撃が必ず勝つ。城内で最も高い位置にある天守は、その高さゆえに攻撃にも、防備にも勝る巨大堡塁である。高さによる攻撃は、包囲する敵に対して、より長い射程距離と、加速される落下重力によって、強固な破壊力を持った。高さ、すなわち三次元の縄張りである。また名古屋城水堀の最大の弱点は辰ノ口大樋、筋違橋であり、敵の掘削によって水が抜かれることから防衛する必要があった。そのため、土居上の西之丸見櫓や、清洲櫓最上階から、堀幅を超える射程をもつ銃砲を使用した。

名古屋城天守・天守はなぜ高いのか（目次）

着眼点・要旨

はじめに

A 櫓に狭間はあったのか

A-1 清洲櫓（御深井丸三階櫓・戌亥櫓）と接続の土塀から
狭間の形状 射程距離 清洲櫓の特色・連続窓・無

格子

A-2 本丸辰巳櫓から

A-3 本丸南馬出多門の古写真と、『金城温古録』の記述

B 関連する櫓、小天守、および橋台など

B-1 本丸未申櫓の特異性

B-2 小天守の防御性

B-3 雁木・石落とし 狭間
橋台と剣堀隠し狭間ほか

C 御天守を考える

C-1 御天守の防御性

黄金水・石落とし・武者返し 隠し狭間

格子（けんどん式） 破風 階段上の引戸蓋（這戸）

石落とし（矢狭間） 外壁防弾厚板（檜中込厚板）

なぜ御天守五層窓には格子そして窓壁がないのか

窓も壁もない吹き放ち天守最上階

熊本城 松江城 福山城・萩城ほか

連続窓タイプの天守最上層・姫路城天守との類似性

連続窓の意義・意味 窓台

水堀である外堀の弱点

C-3

御天守窓は巨大な大筒台

石火矢台・大筒狭間のある城 砲座の高さ 『金城

温古録』の証言 多様な口径 清洲櫓、未申櫓、西

ノ丸見櫓と砲台

D 徳川美術館蔵「御城郭之図」（仮称「大筒配置図」）に見る

大砲戦術のシミュレーション

「子母炮打」道元弁助の証言

各種砲 芝付・台居遠町筒ほか 百目・二百目の特

性 名古屋城の大筒

E 縄張りの求心性

むすびにかえて



図 0-1 清洲櫓（西北隅櫓）

最上階と石落とし上が連続窓（窓の隣は窓）で格子がない。ほかは非連続窓（窓の隣は壁）で格子がはまる。



図 0-2 本丸末申櫓（西南隅櫓）

窓の形状は石落としを除いて清洲櫓にほぼ同じ。

はじめに

本稿は屈指の名城である名古屋城と、その天守の本質と特色・個性を明らかにするために用意した試論である。

天守は政治権力の象徴として建設された。いっぽう軍事施設としての最高到達点でもあった。姫路城天守を見る場合、多くの人は白亜の美と巨大さに圧倒される。富と権力を得たものは、だれしもこのような建物を建て、領民に力を見せつけようとしたであろう。名古屋城の金の鯨こそ、その究極にあった。豪華さと富を、領民もまた誇示した。その政治性は明らかである。

いっぽう姫路城天守の壁に無数に配置された鉄砲狭間（銃眼）が、まさしく自分に向けられていることを知るならば、軍事施設・要塞であることを実感するであろう。

城の設計者は、戦場となることを想定していた。凄惨な戦いで生きるか死ぬか、勝つか負けるか。その思想は現代にはほとんど伝わらないし、理解もされていないが、名古屋城の建物、とりわけ天守の遺構（歴史資料）から読み取ることができる。名古屋城天守こそは最強の要塞であった。

関ヶ原合戦に際し大垣城で籠城戦があり、天守は司令塔になり、かつ最も安全な場所として、婦女子が入り、武器修理の工場になった。「おあん物語」によれば、のちに「おあむさま」と呼ばれた十六歳前後の少女は大垣城天守に入って、多くの女性たちと鉄砲玉を鋳る作業に従事した（『金城温古録』にも引

用、一―二九八頁）。

『金城温古録』は建物内部にも樹形^{ツギノカタ}、門を持つ天守はすなわち「一城」であると記している（同上頁）。天守はそれ自体で独立した城になる。天守はまさしく城のなかの城で、それにふさわしい軍用施設を備えていた。

名古屋城築城の頃に、徳川二百六十年の太平を予測したものは一人としていない。天下を取りながら、織田も豊臣もわずか一代でその座から蹴落とされた。その記憶しかなかっただろう。いつの時代であっても、どこであっても、反主流派は必ずいて、敵は常に発生する。家康も最大限に警戒していた。後世の敵に備えることが必要であった。

城は攻める側がいて、守る側がいることが前提である。攻城側は守城側の弱点を調べ抜いた。完璧な城はない。守る側は当然自らの弱点は知悉しているから、予めそれを補う防御の仕組みを用意していた。城を研究する上では、攻守双方の視点が必要だ。それを欠くならば、城郭研究とはいえない。

本稿では軍事施設としての城という視点にたって、これまでほとんど議論されてこなかった名古屋城と天守の本質的価値を明らかにしていく。

なおはじめに用語について見ておく。

天守には御天守と小天守があった（『金城温古録』一―二一九頁図）。同書御天守編冒頭（序文相当）には、「天守の名は一にして、其実は二樓を建るの法有り、名付けて大天守・

小天守といふ」とある。大にヲホ（オウ）、小にコと読み仮名を振る（蓬左文庫本は「オウ」、「コ」、鶴舞図書館本「ヲホ」、「コ」、刊本は後者を踏襲（一一二一六頁））。

図1-1 金城温古録 第9冊 名古屋市蓬左文庫蔵

又天守の名を一して其實二様を建三るの法有四名付
て大天守一小天守二と三是陰陽相生の義四外五を武要

図1-2 金城温古録 第9冊 名古屋市鶴舞中央図書館蔵

に秀で、限を一其事具説を候二て明三ちり又天
守の名を一して其實二様を建三るの法有四名付て大
天守小天守と三是陰陽相生の義四外五を武要

よってダイテンシユではなくオオテンシユであり、シヨウテンシユではなくコテンシユである。また御天守・小天守という表記は無数にある。いっぽう大天守という表現は上記のほか一例がある。小天守の項に「小天守・大天守ともに御鍵奉行御預之」とある（一一二〇頁）、ところが大天守は名古屋叢書の誤記らしく、東洋文庫本では「小天守 御天守」であって、御天守には敬称としての闕字さえある（栗本規子氏調査による）。よって本来は大天守ではなく、「御天守」表記である。「金城温古録」における大天守表記は事実上一例のみで、それも一般論を語つたものらしい。尾張藩では御天守が呼称であった。

五層の建物だけが「御天守」、つまりオンリーワンの天守であった。小天守とはいうが、御天守付属櫓といふべきもので、それ自体に天守の風格はない。熊本城は当初は天守のみで小天守のちになつて建設された。江戸時代の史料ではやはり「御天守」だが（「御天守方御間内之図」ほか、「大御天守」、「小御天守」という表記もあった（御城内御絵図、以上は「特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編 絵図・地図・写真」熊本市熊本城調査研究センター、二〇一九年））。

本稿では櫓ほかの建物については、原則として『金城温古録』の呼称に準拠した。文化財指定名称とは異なる。文化財は離宮時代の呼称の踏襲のようだ。御深井丸三階櫓については、清洲櫓の呼称が市民に親しまれていること、熊本城宇土櫓と同等の歴史的感覚を含むことを考慮した（御深井丸三階櫓・戌亥櫓・清洲櫓）。清洲櫓という呼称は『金城温古録』が引用する『雜聞集』にみえる。

なお、天守閣という言葉は『金城温古録』では著者奥村得義は使っていない。「天守閣からの眺望の図」という注は刊本にあるけれど、奥村得義の段階にはなかつた文である。ほか紀州若山城について「天主閣二つ有之」とある（一一三〇七頁）。柳川春三（一八三二〜七〇）の書簡引用中に見えるもので、柳川は尾張洋学館出身、のち江戸で開成所教授になった。中外新聞を発行するなど、新社会に敏感であった。奥村本人は「若山御城・御天守」としている（同頁）。ほか「尾張名所図会」前

編巻一（天保十五年（一八四四）刊）に「五重の天守閣」と見える。江戸後期になって使われだしたものか。本稿では近世を通じて、尾張藩内での一般的使用とは考えにくい天守「閣」という言葉は、歴史用語として使用しない。

A 櫓に狭間はあったのか

城の基本は高い位置にある障壁とその壁の隙間からの射撃である。日本でも中国でもヨーロッパでも変わらない。高い位置、つまり高さは攻めてくる敵の武器使用をほとんど不可能にする。投石・弓矢・そして鉄砲、これらの武器は高い位置にいて、重力を味方にできる守備側のみが使える。下からの弓や鉄砲は、打てたとしても威力は激減、殺傷能力はなくなる。低い位置にいる攻撃側は重力のため武器が使えない。高い位置からは威力を倍加できる。城は山に築かれ、平城の場合は石垣と建物で高さを作った。

城の高さに対抗するために、攻城側が同じ高さを人為的に構築することがあった。築山・井楼がそれで鳥原の乱での原城攻城図（諸藩が作成、例えば柳川藩作成のものは『柳川市史』絵図地区編所収）に描かれている。大坂冬の陣でも三間の高さの築山から大砲を撃っている（後述・本稿34頁）。大砲の射程距離が伸びた戊辰戦争では、（会津）若松城天守よりも高い小田山（一二キロ東）から砲撃したり、西南戦争では城内の一部と同じ高さの段山（西に隣接）から熊本城を砲撃した。

城内で最も高い建物が天守である。高さ・重力を利用した攻

撃は天守において最大の効果を發揮した。

名古屋城天守には四層まで各階に隠し狭間があった。壁に塗り込められているから、外観写真には写らないが、内側から撮影されたガラス乾板写真に詳細が残されている（後掲図6）。しかしながら現存する重要文化財の名古屋城三櫓、御深井丸三階櫓（清洲櫓）・本丸未申櫓（西南隅櫓）・同辰巳櫓（東南隅櫓）には基本要素たる狭間が見られない。

A-1 清洲櫓（御深井丸三階櫓・戌亥櫓）と接続の土堀から

清洲櫓は御深井丸三階櫓である。名古屋城全体からも戌亥に位置する隅櫓である。まずこの清洲櫓ほか各櫓には狭間があったのか、なかったのか、を検討しよう。

現在、一般的には名古屋城の櫓には狭間がなかったと考えられているようだ（関係者への聞き取り・Eメール取材による）。現物に痕跡がないし、古写真でも三つの櫓に狭間は写っていない。銃撃した場合の排煙がむずかかったのではないかといった意見も聞く。しかしながら古写真（徳川義崇監修・徳川林政史研究所編『写真集 尾張徳川家の幕末維新』吉川弘文館、二〇一四年、六九〇七頁）があって、清洲櫓には東と南に土堀が接続しており、その堀には狭間が切つてあって、形状は丸と長方形である（図2）。櫓から東に、丸・長方形・丸・丸・丸・長方形となっている。

『金城温古録』にもこの堀と狭間が描かれている（二一

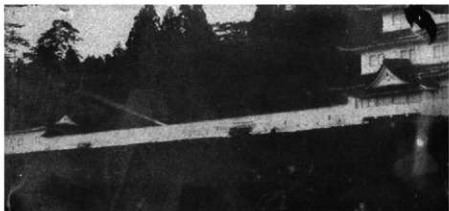


図2 御深井丸清洲櫓と統屏 徳川林政史研究所蔵

三八八頁)。西(右)から丸・長方形・丸・丸(その左は図が途切れる)、と続いている。西面図にも狭間がある。西面図にも狭間があり、丸・丸・丸・長方形、丸・丸・石落とし(側面に丸)、丸・長方形と連続する。西面の写真は露出オーバーになっており、狭間の形状が写っておらず確認できないが、御深井御庭から撮影された御深井丸弓矢多門と統屏の古写真(徳川慶勝氏撮影)でも同じなので、御深井丸では同一規格の配列(丸三つに長方形一つ)だったことが確認できる。屏は居住空間に接してはいないから、窓はないが、狭間はあった。視界を閉塞するのではなく、外側も見ることがあった。さらに間隔をおいて石落としも配置される。

狭間の形状

『金城温古録』は狭間について冒頭で詳しい説明をするほか

(二一九三頁)、随所で記述している。狭間は弓・炮がある(四一七頁ほか)。丸や三角の窓は炮(鉄砲)狭間で、長方形の狭間は弓(弓狭間・矢狭間)である。前者が銃眼、後者が銃眼とも呼ばれる。『金城温古録』(二一三八頁、清洲櫓統屏)には「弓さま 長一尺三寸、巾五寸、高さ二尺四寸五分。炮さま 五寸五分、高さ一尺二寸」とある。弓狭間は弓の長さの半分より上の位置になれば射撃ができないので、鉄砲狭間の二倍高い位置にある。

『金城温古録』では三角の狭間を銃狭間、丸を丸狭間、短冊形を壺狭間とする。出狭間といって屋根や堀に出たものもあるとする。ほか袋狭間は石落とし風のものらしい。

「格子の狭間」とするものについての説明もあるが、どうやら狭間は多門・櫓の窓をいっているようだ(「窓は此字もかく、一―九三頁)。櫓の窓も狭間であるともいう(二一九六頁)。「物見の窓」と書いて窓の字にサマとルビを振ることもある(二一三三三頁)。ただし天守の立面図では「五重目にはさまの窓なし」(二一三二六頁)としているので、天守最上層の窓は狭間ではなく、四層以下が狭間であるという認識で、五層窓と、四層以下の窓を区別している。四層以下の窓は非連続窓であり、格子が嵌っていて、狭い。開放的な最上層窓とは形状が異なる。一部の窓も狭間(銃眼)であって、通常の狭間に加えて、窓と狭間の上下二段の銃座を構成し、射手は倍に増員された。

形状が異なる理由について『金城温古録』に解説はないが、筆者は狭間の丸(丸狭間)や三角(銃狭間)は標的と武器の先

が一致しているもので弾筋軌跡が直線であり、一方の長方形、つまり細長くしているもの、短冊形（堅狭間）は、武器の先が標的より上に向けられるもの、つまり弾筋軌跡が放物線を描くもので上方に向ける空間・仰角が必要で、かつ鉄砲が撃てない下部の射角を補充するものと理解している。丸と三角をどう使い分けていたのかの理由は、今のところよくわからない。丸であれば内部を細く狭くし（シノギ形）、ラッパ型の口を外にも内にもつけることができた。天守や不明門扉、本丸辰巳櫓は三角狭間であるが（後述）、本丸多門は四角狭間である。天守の三角狭間は木の枠である。木製の丸狭間の例は会津若松城三層千鳥破風の古写真（後掲24頁）に見える。なお熊本城には丸や三角の狭間はないので、築城者の思想によって決まったと考えらる。

射程距離

堀は敵の接近を阻むが、城内からは敵が遠くなるため、射程距離の長い武器が必要になる。攻城側も守城側も兵器に差はなかったが、守備側は石垣と櫓によって高い位置を得たから、対等ではなく、城内側が圧倒的に有利であった。

御深井丸清洲櫓の前面は堀幅が66m以上ある。弓の射程距離はいかほどか。遠的には三十三間、五十間、六十六間が通例とされていた（笹間良彦『図説日本武道辞典』柏書房、一九八二年）。三十三間堂通し矢は裏側広縁の南端から北端までの六十六間（約120m）を射通すものだった。66mの堀幅を射通すことは可

能で殺傷能力もあった。ただ静止ならば1mの標的的中は可能でも、目標は動いた。また堀端よりも奥に潜む敵には何もできなかった。

鉄砲の射程距離を『図説・日本武器集成』（学習研究社、二〇〇五年）で見ると約160cmの武將型の標的を狙撃する実験では、30m先では発射数5発のうち全弾が標的胸部に命中、50mに距離を伸ばした状態で5発中4発が命中、有効射程距離は50〜100mほどとしている。敵は静止しないので、火縄銃でも外堀の向こうにいる敵を攻撃することは容易ではない。さらに堀より向こうには攻撃できない。

立花宗茂が弓、黒田長政が鉄砲で競って弓が勝ち、長政の鉄砲墨繩（立花家史料館蔵）が戦利品として立花家に渡された。火縄銃は雨の日に操作が難しく、速射性・連射性にも欠けるから、弓と鉄砲の併用は必至である（矢も雨中では弦が緩み、弓にも狂いが生じる）。

古写真からは清洲櫓続きの土塀には狭間が完備されていることがわかる。ところが清洲櫓には狭間が見当たらない。なぜであろうか。当初にはあったが、修理の過程で消えていったのだろうか。修理報告書を読む限りは確実に当初材といえる壁材はないようだが、現存の櫓建物に狭間を取り付けた痕跡はない。解体修理では本来狭間があったのかどうかは確定できなかったようである。しかしながら連続する塀に狭間がある以上、清洲櫓にも狭間があったと考えられるほうが自然ではなからうか。この点は次項で分析する。

清洲櫓の特色・連続窓・無格子

清洲櫓では留意したい点がいくつかあって、まず石落としおよび三層（最上階）の窓は連続窓だった（図0-1、11頁）。そして格子がなかった。窓には、A窓が連続する連続窓と、B窓と壁が交互にくる非連続窓があった。A連続窓では漆喰窓を開ける時に、窓はもう一つの窓の前面または背後になる。B非連続窓では、漆喰窓は壁の背後に取まる。外見上は窓開放時の形態はA・B同じである。しかしA連続窓は窓板を外すことができる。その場合は連続空間が開放になる。B非連続窓は壁があるから、必ず半分は壁である。窓の全体面積は、非常時にはA連続窓がB非連続窓の倍になる。窓面積は二倍になった。櫓内で三層は最も高い。石落としは堀の対岸に最も距離が近い。

窓の格子は通常、人や鳥や獣の侵入を防ぐために設けられる。清洲櫓の石落としは一層にあるのだから、格子がなければ梯子をかけてくる敵に利する。三層についても鳥や小動物が自由に入れば、汚れるから管理上、不都合が多い。

連続窓で、かつ格子がない点は未申櫓最上層にも共通する（図0-2、11頁）。また大天守最上階の窓も同様に連続窓であったが格子がなかった。いっぽう丑寅櫓や辰巳櫓の最上階の窓は非連続窓で格子がある。

他にこの櫓には窓台があった。窓台は他にも未申櫓と西之丸月見櫓、そして天守にあった。不明な月見櫓を除き、窓台がある建物は、窓に格子がなかった。

じつはこれらのことの理由については本稿全体で議論すべき課題なので、以下それぞれ該箇所で、順次検討する。

清洲櫓の窓については、最上層北面だと最大で横が1m9cm、高さ1m10cmほど。西面だと横92cmほどで、窓がきわめて大型だったことにも留意したい。

A-2 本丸辰巳櫓から

清洲櫓については、狭間の痕跡を今の建築材に即して説明することはできなかった。よって他の櫓を見るが、本丸未申櫓もモルタル壁になるなど、大正修理時の改変が著しく、壁面の当初材は確認できない。

同辰巳櫓についても現状からは狭間の痕跡は確認できない。ところが『金城温古録』に描かれた辰巳櫓東面の外観に狭間が描かれていた（二一〇五頁、東面のみ、南面に狭間は描かれていない、図3）。現在の櫓に痕跡がなくとも、江戸時代の辰巳櫓には狭間があった、といえる。この狭間は一層のかなり高い位置にあって、天守と同じく三角形（鏡狭間）である。

なお本丸不明門は焼失以前の写真を見ても狭間はないが、やはり『金城温古録』には狭間（三角）が描かれている（二一四七頁）。名古屋城には江戸時代から明治・大正にかけての陸軍の時代、離宮の時代に改変された部分が多い。

A-3 本丸南馬出多門の古写真と、『金城温古録』の記述

本丸南馬出多門の古写真は徳川慶勝氏撮影のものが二点あ



図3 辰巳櫓（『金城温古録』より）
名古屋市鶴舞中央図書館蔵



図4 本丸南馬出多門 徳川林政史研究所蔵

る。ほぼ同じ構図で、明治二年（一八六九）から四年の撮影。明治維新より数年が経過して、土壁がかなり落下している（図4）。壁の落下のようすは二点とも同じで、同じ時の撮影であろう。ただしピントの合い方、明度、被写体の人物群に違いがある。壁の下に四角な枠が見えている。隠し狭間が壁土の落下で姿を現した可能性があって、石垣の直上で匍匐して射撃する位置にある（右から六番目の窓の左下、また右から二番目の窓の下に四角の枠組みが見える）。

じつは『金城温古録』（二一―一七六頁）にはこの多門の狭間の絵と説明がある。文政期まで狭間が存在したことは確実であ

る。ここに見る『金城温古録』記載の絵に描かれた狭間は縦長の長方形であるが、古写真は横長の長方形だから、異なっている。

「サマノ子ハ、一口ニ三本宛有り、御門の御櫓ニハ五本も見ゆ、此子ハはめはつしの成様に仕懸あり、いつ方も同様なり、窓戸を開けば内に窓子なり

近來^{（以下略）}さまの口下の方

此所に（*1）坂板をはり白土塗り置事、所々に出来たり、鳥居て糞を壁へ垂れよごさせぬ為、坂を作りて鳥の居られぬやうに、との御作事方工夫にて付し也（*2）（図5）

東洋文庫本の図では、名古屋叢書が一点鎖線としてるところを直線にしている。同本は*1、*2に校訂箇所があつて、一応抹消されてはいるが、読むことができる。*1には矢印があつて、一番手前の板の説明となつてゐる。

*1 此あかき坂板をはり

*2 鉄砲筒先あかき八方便などの伝ニハ非

「あかき」は「あがき」のよう、銃などの武器を据える、使

用するの意味ではないかと解釈する。八方矢利の角落し、八方あがきという言葉が『金城温古録』に見えている(一―九三・九四頁)。また二―一八二頁南一之門の注記に「内外共七本子付窓五ツ」とあり、絵では格子の入った窓が五つある。子はタテ格子であろう。「金城温古録」では此子・窓子のように「子」の字がよく使われている。

「はめはつしの成様に仕懸あり、いつ方も同様なり」とあってハメはつしが可能であった。遣り返し技法である。「いつ方



図5 本丸南馬出多門狭間
(『金城温古録』より)
名古屋市鶴舞中央図書館蔵

も同様」とあるから、格子はどここのものも外せるようになっていた。後述するように天守窓は「けんどん」式で、必要時に格子ははずせた。本丸馬出多門も基本は「遣り返し」技法であった。城内の格子は、はずれることが基本である。後述するが、はずれないと大型銃や口径もまちな銃砲の操作が制約される。

近來改竄(中略)板板をはり白土塗り置事、所々に出来たりとあって、文政以来の工事で白土を塗った板が置かれるようになった、つまり隠し狭間に替えられていったと明記されている。

文政以降に図のようになった。壁土を塗った隠し狭間になったのは文政以降で、それまでは開口している通常の狭間、顕在だった。

辰巳櫓に続いて、本丸南馬出多門での狭間の存在が確認できた。前者は塗籠めてはならず、開口しており、後者は文政以前には開口だったが、以後に「白土塗り」つまり隠し狭間に変更したもののようだった。

すると辰巳櫓について『金城温古録』(二―二〇五頁)が三角の鎖狭間を图示しているにも関わらず、明治以降と推測される徳川慶勝氏撮影の辰巳櫓写真に鎖狭間が写っていないことは、『金城温古録』取材以降に辰巳櫓では隠し狭間への変更が行われたことを暗示する。

辰巳櫓の狭間も開口していたのなら、隠し狭間は当初には天守ないしその近辺のみの特殊なもので、隅櫓・多門では開口する通常の狭間が設置されていた、となる。

以上から名古屋城には天守に加え、櫓・多門に狭間があったことがわかった。外部に接する全ての面で、銃口を向けることのできる要塞であった。

天守、小天守は鎧狭間の隠し、不明門塀は鎧狭間の明け（顕在、推定）、櫓では文政期までは通常の鎧狭間の明け（顕在）で、それが文政以降に隠し狭間になった。多門は方形の狭間で、同じく隠し狭間に変更になった、と推定する。

B 関連する櫓、小天守、および橋台など

以下では天守周縁の建物の構造的特色を考える。本丸末申櫓については近年の稲垣智也「城郭天守の内部空間について」（藤井恵介先生献呈論文編集委員会編『建築の歴史・様式・社会』中央公論美術出版、二〇一八年）の精緻な分析によって、藩主の鎧を設置し、居室性が強くあつて、天守との共通性を指摘されている。特色を簡単に見ておきたい。

B-1 本丸末申櫓の特異性

この櫓は従来濃尾地震で倒壊したとされていたけれど、実はその時は倒れておらず、大正十一年（一九二二）の豪雨で石垣が崩れたことよつて倒壊したもので、そのおりに柱位置が変更され、当初の位置を失つた。基礎・壁はコンクリート・モルタルになつていた。現在は江戸時代の木造に復旧されている。この櫓には他の櫓、つまり他に現存する辰巳櫓や清洲櫓にはない特色がある。最上階（三階）は竿縁天井となつていて、釘隠しのある長押が回つていた。三階入側境の柱間には無目の敷居・鴨居が嵌るから、建具は入らず、開放的だった。また三階に窓台があつた。倒壊前の大正八年実測図にも描かれている。

焼失天守にも窓台があつたが、写真では四層にあつた。「金城温古録」（一―二七二頁）は五層の四隅に四脚あつたとする。天守にあつた台の拓本が残されている（奈良国立文化財研究所蔵）。天守窓台とは側桁の木目が異なつていて、櫓附置のものと同様の窓台は別物である。階段周りには板壁がある。板じやくり痕跡から一部柱間に板壁が嵌ることが判明している。階段室を北東隅にまとめ、周りを板壁で覆つた。

これらの構造は、この櫓の持つ特別な意味、つまり櫓を貴人が使用したことに密接に関連する。著者稲垣氏は「金城温古録」（二―一〇五頁）に「御代々の御キセナガ」が納めてあると記述されていることから、着背長（大将の着る鎧）すなわち藩主の甲冑が最上階に置かれていたことによるとする。

稲垣氏の見解と私見は視点・視角が異なるところがあるが、以下本稿の中で、随時論じていく。

B-2 小天守の防御性

雁木

名古屋台地（熱田台地）上の平坦地に築かれた名古屋城には、本町門から三之丸、二之丸、本丸まで階段はなかつた（現況および「金城温古録」からの判断、巾下門・清水門には階段や滑り止めの木か階段があつた。後掲・図15―2ほか）。

土居の上に建つ櫓や櫓形二之門塀への上り口には階段すなわち「雁木」があつた。小天守へは名古屋城内では最も長い階段（雁木二十四段）をあがらなければならなかつた。攻城時に

は龜の甲（亀甲車）と呼ばれる強力な戦車を、城側の門扉に寄せる。龜の甲つまり甲羅のような頑丈なもの、また牛革などで上部を覆い、三方ないし四方に防御の板張りをし、そこに狭間を設けて射撃し、太い丸太で門を破壊した。しかし階段があれば、亀甲車（装甲車）の接近を防ぐ上で効果的だった。雁木は防衛戦術には不可欠の存在であって、天守入口にも六段ある（二二三頁）。

石落とし

小天守入口である口御門の頭上に石落としがあった。戦時の通過は容易ではなかった。平時は口御門は朝夕開閉していた。水帳が置かれていたように天守は倉庫・書庫でもあったから、人の出入りがあった。夜は無人になった。朝、外から潜り戸で錠を開き、内側から大御門扉を開いたとある（二二二頁）。戦時には潜り戸外の錠は外され、内側から閉めたであろう。

狭間

小天守の狭間は『金城温古録』（二二三頁）・小天守初重に「外ヶ輪窓引戸、窓下内腰板隠し狭間△形切はめ、何方も同之、一々は不記」と記述があつて、三角の隠し狭間（鏡狭間）が設置されていた。古写真（阪谷良之進・服部勝吉編『国宝建造物』一一一、国宝建造物刊行会、一九三三年、小天守二層入側）に隠し狭間が写っている。隠し狭間であるから、外観写真には当然にない。いちいちには記さないとあるが、現在の復原構想で

は、四面上下階の全てに狭間があつたと想定している。

小天守の段階には這戸があつて、錠前がかかつていた（二二六頁）。這戸は階段上部の引戸蓋のことである（後述）。

小天守一層東側に窓がないのは、本丸御殿への配慮とされて（二層にはある）。

B-3 橋台と剣堀隠し狭間ほか

次に小天守から天守に至る橋台には剣堀があつて、屋根の外側に檜の身が取り付けられて、忍び返しになっていた。また西側に隠し狭間があつた。東側は御殿があるということで、隠し狭間はなかった。『金城温古録』（二二三頁）にはこの狭間の形状が詳しく描かれていて、三角形の底辺は一尺、他の辺は内側が九寸一分、外側が六寸一分であつた。かなり大型の狭間である。

本来ならば東の位置にも狭間がないと、小天守に取りつき、雁木を登つて来る敵に対し、有効な防御ができない。この点は理解できない。

C 御天守を考える

C-1 御天守の防御性

天守（御天守）の防御機能についてはこれまででも多くの指摘がなされているし、自分でも簡単にレポートしたことがある（『熊本城と名古屋城』、『文化財情報』二七〇、二〇一九年、九州大学図書館リポトリ）

以下、より詳細に述べる。

黄金水

穴蔵に黄金水があった。『金城温古録』(一一二四六頁)に、ボイフラがわかない、夏でも水が温まらないと書かれており、常時水はあつた。

天守建物内部に井戸がある城は松江城、駿府城、浜松城などがある。熊本城は小天守のなかにある。姫路城は天守台北腰曲輪内に井戸があつた。

天守は日常藩主の居住空間になることはない。わざわざ天守建物の中に井戸を掘った。天守台は城内で最も高い位置にある。水は低い位置にしかないはずなので、天守台は最も井戸を掘りづらい場所であつた。築城開始の段階で、何よりも先に井戸を掘って、その後石垣を積み始めたはずである。

なぜ井戸を掘ったのか。それは籠城戦のためであろう。天守の内部にて一定期間、外部との交流が断たれる中で生活が必要とされた。それに備えてのものと考え(ただし姫路城天守のような便所はなかった)。

石落とし・武者返し

内部には櫓形があり、小天守表門(口御門)、橋台口門(奥御門)、御天守口御門・奥御門の扉前面には鉄板が貼つてあつた(総鉄張)。ただし周りは石垣で銃眼はなかつた。

天守二層には石落としがあつて、『金城温古録』(一一九四頁)は武者返しと呼んでいる。

北・南面の石落としは唐破風、東・西面は千鳥破風の下にあつた。昭和実測図78は槍狭間と表記している。槍狭間とは実測者の命名か(米申櫓の石落としを槍狭間ともする。鉄砲は真下には撃てないからであろう。後述の矢狭間も同様。「名古屋離宮西南櫓西側鎗狭間断面図」(大正十一年二月製図、名古屋城総合事務所蔵)。

天守入口頭上には、石落としの本体と左右両側に鉄砲狭間があつた。これも隠し狭間になっていた。天守内に敵はまづ入れなかつた。

隠し狭間

隠し狭間は一層から四層にまであつた。隠し狭間ではないが、熊本城や姫路城も一層から四層まで鉄砲狭間があり、ほぼ共通する。最上層五層に狭間はない(多くの天守も同じ。松本城天守にはある)。

格子(けんどん式)

天守建物には格子はあるが、けんどん式(遣り返し)で持ち上げて外せるものがあつた(天守一階内南側・橋台上写真)。古写真分析からそれがわかるのは、橋台を通過後に潜る石落としの真横の窓である。格子は角度的に橋台射撃の障害になる。外せば自由な射撃ができた。

ただ、けんどんはふつう、屋根修理で外に出るための管理上のものとされている。

先に見た本丸南馬出多門の格子は「ハメはずし」ができて、「いつ方も同様」と記されていたから、天守の格子こそ、いずれもけんどん式であっただろう。

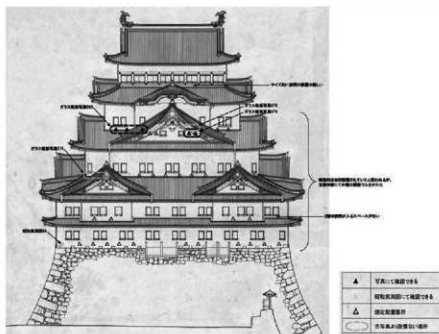


図6 天守隠し狭間を顕在化させた場合の狭間の位置
(△が狭間、東面 特別史跡名古屋城跡全体整備
検討会議第13回 天守閣部会資料より)

破風

破風（千鳥破風・唐破風）はいかなる目的で作られるのか。城の建物にとっても多いのはなぜか。寺院・神社にあるような裝飾・デザインと同じなのか。

天守に限らず、小天守にも、隅櫓にも破風があった。名古屋城以外でも、ほとんどの城の建物に破風があった。

破風があれば、屋根が迫り出す。屋根の下には空間・部屋ができて、前面の壁に窓や狭間を設けた。破風がない通常の壁面よりは、大きく前に出ての攻撃ができた。視野の下半を屋根で遮られるよりは、屋根のない視野の広い空間から敵を狙いたい。射撃手の立場になれば破風が必要だった。狭間も機械的に設置していれば死角ができる。壁面の位置に変化を与えて、それぞれの階で死角がないように万全の措置をした。城に破風は絶対不可欠である。

加えて下には石落としを設けて、下部の視界を獲得することもできた。天守では八つ、ほか現存隅櫓の破風にも石落としが設けられている。

二層屋根東西にはそれぞれ二つの千鳥破風（「比翼千鳥破風」、一層屋根に石落とし付き）、三層屋根には一つの大きな千鳥破風（「大千鳥破風」）があった。天守東面の場合、一層には一七個の窓と一二個の隠し狭間、二層は通常の壁面で一〇個の窓、二層屋根破風（比翼千鳥破風）には合わせて六個の窓と四個の隠し狭間があった。二階には窓の高さの関係で、通常の壁面には狭間を作れなかった。しかし千鳥破風下の部屋（石

落とし上)には狭間を作ることができた。三層は一・二個の窓と八個の隠し狭間、四層には六個の窓と六個の隠し狭間、そして大千鳥破風(三層屋根、部屋への入り口は四層)に二個の窓と四個の隠し狭間があった(図6)。いかに破風の存在が、窓や狭間の配置に有効で、合理的で目的のあったかがよくわかる。破風がなければ平板な配置になって、臨機応変の対応が取りにくかった。

三層、四層の平面図を見ると、破風内部の空間が階の壁面から前方に突出していることに気づく(図7)。その形は逆し、逆凸(T字)だったり、単なる長方形だったりするが、これほどまでに外側に出るのかと驚く。南北面の破風では通路が七尺六寸二分、前室が五尺八寸、計十三尺四寸強、東西面の破風では十六尺八寸。前者では4mほど、後者では約5mだった。

天守でも櫓でも、窓と狭間を効果的に機能させるため作られたものが破風である。飾りではない。戦闘的実用空間だった。各階での銃使用は後方に位置する本体壁面ではなく、前方にある破風が中心になる。もともと技量のある射手が配置されただろう。破風は前面壁である。規模こそは異なるが、発想はヨーロッパの稜堡式城郭(星形要塞)に似る。砲術戦では東西を問わず、共通した平面・立体プランが考案される。

四周はみな低い。高石垣の上に建つ天守の三層・四層の破風は、鉄壁であった。

破風下の部屋はかなり広いが入口は狭い。破風下では壁が二重になる。天守躯体の壁を開けて破風下への下り階段(屋根の

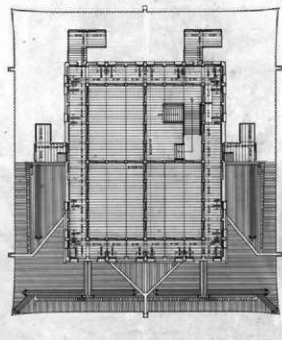


図7 昭和実測図52「天守四層平面図」(部分)
名古屋城総合事務所蔵

下りに沿う)があつて、その分天井が高くなる。破風下室内は前面が土壁(外壁)、後方が板壁だから複数壁、天守躯体部も含めれば三重になった。前面壁が砲撃を受ける危険はあつたが、万一破風下外壁が崩落しても、天守の躯体には影響がない。緩衝(クッション)である。戊辰戦争後の会津若松城天守古写真には、ひしゃげた千鳥破風が写っており、砲撃されても倒壊しなかつた天守と破風の役割を示すように見える(前掲『尾張徳川家の幕末維新』五二頁)。

櫓では破風の出はそこまではないが、天守では大きな空間になる。射撃での優位を藤岡通夫が指摘しているが(『近世建築史論集』中央公論美術出版・一九六九年)、今日では城郭研

究者でさえ「飾り破風」と表現する人が多数である。インターネット Web でも破風は装飾と説明されている。それでは当事者感覚がないし、リアルさを欠く。「飾り破風」という言葉は『建築大辞典』（彰国社、一九七四年）や『建築用語辞典』（技報堂、一九六五年）に項目があるが、ゴチック建築の説明、例示で、平面的であって、日本城郭とは別物である。どこかの段階で混同され、誤認された。破風がある建物はたしかに美しいけれど、機能の結果として美しいのであって、鑑賞を目的に作られたものではない。

＊補論 天守四層千鳥破風・唐破風・小天守破風

ただし以下はそのようには説明できない。天守四層の千鳥破風（南・北）および唐破風（東・西）、そして小天守の千鳥破風（南・北）である。

唐破風は外観からもわかるとおりで部屋はない。部屋がありそうにみえる千鳥破風も、実測図では壁があつて入ることができないし、窓も狭間もない。

『温古録』では小天守二層千鳥破風について、「此破風に窓無く、只装ひのみにて」（一一二〇頁）とする。この記述は天守・小天守破風での例外を示したもののだが、破風は装い（飾り）であるかのように受け取られてしまった。

しかし不思議なことに壁で塞がれていて、中に入れないはずの天守四層破風下の内部が、昭和実測図で測定されている。何かの方法で人が入ることができていた。

築城以来、宝暦ほか数段階の補修があつたはずで、最終段階には部屋はなくなつたが、築城時には小天守、および御天守四層の千鳥破風は部屋があり、窓もあつたのではないかと。

昭和実測図から全てがわかるわけでもないようだ。小天守について『金城温古録』（一一二〇頁）は

大棟の東の破風に開戸の窓あり、西の破風にはこれ無し。是、二重御本間の天井より爰へ抜出て、御屋根へ至る時の為には有る口なり。

とする。昭和実測図に開戸はない（古写真には東側開戸が写っている）。いっぽう五層天守の最上階の窓戸（開戸、南北）は実測図85「天守五層南妻破風姿及断面詳細図」に書かれ、『温古録』（一一二七頁）に開戸口の記述もある。天守屋根の場合、命綱用と思われる環（丸環・銅環）が壁に多数取り付けてあつて、この最上屋根下もその一つで、開戸から屋根根に出て、金シャチの点検ほかに使用したのだろう。ところがここへの昇り口は昭和実測図からはわからない。図にはないけれど、天井裏にあつた。

四層千鳥破風も実測図からは判読できない移動できる小さな板があつたのではないかと。

築城時には窓も狭間もあつた千鳥破風が、年次を経て窓が閉鎖・廃止され、合わせて部屋も内部に入れない構造に変えられた。しかし完全に閉ざしはしなかつた。先と同様に、空間があつ

たと推測する。

階段上の引戸蓋（這戸）

階段には御成階（段）と通常の段階（階段）の二つが地階から三階まであった。御成階段入り口は、嚴重に施錠されていたから、通常は利用されなかった（常に鎖して通用無之）。『金城温古録』一―二五四頁）。解錠は至難で、とくに天守の中は真つ暗であった。

御成階も通常の階段も全ての階で、次階に上がる直前の頭上に、引戸蓋があった。

引戸蓋には円滑に動くよう戸車がついている（昭和実測図93）。引戸蓋を閉めれば、階下から上がることはできなかった。引戸は後方から引くのがふつうだが、三層の階段のみは前から引くようになっていた。後方から引く場合、梁に干渉するからだとされている。

小天守「段階」にも引戸蓋があった。ここでは梁を上下に分して、その間に引き込むという技法を用いた。いずれも特殊な工法を用いても必ず蓋を設ける意思が示されている（以上は片庭修氏よりご教示を得た）。

『金城温古録』（一―二二六頁）に小天守の「天上に這戸、錠（しまり）、御具足奉行」と記述されている。よって階段上の引戸を「這戸」と表現しており、そこは施錠がされていた。「這戸」の読み方がわからないが、連体形接続で「這ふ戸」（はうと）であろう。この記述からでは上からの施錠か下からの施錠なの

かは不明である。

記述は「御用列以上の外は登る事御制禁」と続く。階上には「御家御代々様御着背」すなわち代々主君の甲冑が置いてあった。鍵は下側について、上がることを禁止したと、とりうるかもしれないが、下記南一之御門の記述と比較すると、単に施錠があったことのみを記述していると考ええる。階段上引戸は通常にはない嚴重な扉である。役割は本来敵の侵入を阻止するためと考える。防衛する側は上にいるのだから、下から施錠されては困る。上から施錠できたと考える（なお本丸御殿では戸・襖は全て内側、主君の観点・立場から施錠される）。

「南一之御門」（つまり表一之門）にも「二階への登り口、天上に這戸、錠（しまり）、今、此二階は御具足方持」と同じ文言があった（二―一頁）。この門の階段頭上にも引戸があった。

この門の二階（階段上）は櫓形の構成要素であって、橋の上（櫓門二階）南北両側とも多門に連続しており、階上は通行可能が原則である。管理的な理由で下から施錠する意味がわからない。防衛上の理由で上から施錠したと考える。

この二ヶ所にも施錠をしているのなら、必ず天守の各階段上の全てに設けられている各引戸（這戸）にも施錠をしていたであろう。

姫路城も同様で天守階段の全て、地階から最上階まで各階に蓋があり、地階から四層までは蝶番（はまがね）による蓋で、最上階が引戸蓋であった。また三つの小天守にも蝶番蓋がある。名古屋城に酷似する。

櫓番は頭丈で壊れにくい位置に取り付けたであろうが、所詮は釘で打ち付けたものだから、小槌で逆方向に叩き続けられれば、いつかは破壊される。引戸の方が強い。姫路城では最上階という空間が、最も重視されていた。

松江城天守では一階から二階（二階の床）、三階から四階（四階の床）に引戸があった（図8）。また天守の材はほとんど松材だが、階段は桐材で軽い（桐材であることは科学的分析でも確認されている）。階段を外すことが可能な構造であるといい、戦時には上から引き上げて、階段を取り外したとされている。



図8 松江城天守現況引戸・二階より一階を見る
松江市松江城調査研究室 藤井一氏提供

戸蓋でより長く時間が稼げた。蓋をしてしまえば、もはや攻撃・反撃ができないのがふつう

その場合、梯子をかけるために蓋をする必要も生じただろう。

名古屋城の引戸蓋は諸城の天守に比べても、格段に造作がていねいで、もし施錠までされたなら、壊すには時間がかかった。蓋をすれば敵の攻撃は、しばし引

だ。姫路城や松江城の構造では敵の昇段を時間的に阻止するのみで攻撃はできない。ところが名古屋城では、反撃が可能な構造になっていた。

石落とし（矢狭間）

四層床の、真下に三層からの階段がある位置に、石落とし（矢狭間）があった。

昭和実測図96「天守四層表階段矢狭間詳細図（揚板棧詳細図ほか）」に七尺一分と表記された二枚の板がある。復原案（第十三回天守閣部会資料）よりでも「揚げ板棧」としている。階段の真上にあった（真下に鉄砲は撃てないので、矢狭間とされたか）。

敵兵は三階から四階への階段の上部で再び引戸蓋（這戸）によって阻止されるから、必ずこの階段に屯する。四層では階段は一つしかない。引戸蓋をこじあげようとする敵兵との最後の戦場であった。

天守では階段一階ごとに敵と戦うわけだが、現実には蓋をしたら何もできない。しかしながら名古屋城では最終段階、決死隊が蓋を閉めた段階でも、四階直上から最後の有効な防戦が可能な施設があった。驚愕するしかない。

天守には城主と決死隊が籠城する。人質が入ることもあっただろう。豊臣秀頼の場合は天守ではなく、山里曲輪で自決した。天守に入れば階段は施錠される。死以外の選択肢はなかった。

茶々も秀頼もそこまでの覚悟ができなかったと推測する。

このように天守内部に敵を入れてしまったら、死か、人質を盾にしての交渉しかないから、当然にそれ以前に勝機を得る工夫が必要で、使命であったし、実際にそうした設備が多くあった。それは次なる章で議論する。

外壁防弾厚板（檜中込厚板）

天守には四層まで厚さ四寸の「檜中込厚板」があった（『国秘録 御天守御修復留 上』徳川林政史研究所蔵、天守閣部会第6回資料）。防弾材である。大坂城千貫櫓ほかにも同様の防弾板があった。

五層では檜板は確認されていない。壁の面積が少ないし、五層の高さまで砲弾が届いた実例はないだろう（大砲弾道と命中率については桐野作人『火縄銃・大筒・騎馬・鉄甲船の威力』二〇二〇年、新人物往来社）。

名古屋城では天守以外の櫓では、こうした厚板は存在しないとされている。

以上天守・小天守が究極の軍事施設であったことを確認した。

C-2 なぜ御天守五層窓には格子そして窓壁がないのか 窓も壁もない吹き放ちの天守最上層

天守は最上層（通常五層）とそれより下の層（四層以下）では窓や壁の構造が異なっている。多くは外観も異なっている。

下層では防壁を重視して壁面を多用した。砲弾が届く可能性がほとんどない最上層五層では、壁はないか、あったとしても窓を多く大きくして開放し、攻撃に特化していた。

天守最上層の窓は概して大きい。さらに窓もなく壁もないものの代表が熊本城、松江城で、最上層吹き放ち空間の天守であった。

熊本城

熊本城天守の場合、雨戸板を動かせば、天守・小天守とも外観が柱と戸袋だけの巨大な空間になった。雨戸を戸袋に収納すると壁も窓もない、吹き放ちである（図9）。

戸袋以外に壁がなくなるという、異様にさえ感じる巨大な空間は、自由で死角のない射撃が可能であるとともに、銃砲発射後の排煙を迅速かつ容易に行う効果があった。

前掲「御天守方御間内之図」中の最上階六階平面図（図10）には、この階の具体的な記述がある。それを見ると外周および唐破風は雨戸に戸袋で構成され、戸袋は隅（東西面）、および南北面では唐破風下にあった。コーナー部にあたる戸袋と戸袋の間は二枚戸タテハツシになっていた。雨戸を戸袋に収納し、二枚戸を外せば、柱と戸袋のほかに完全な空間になることが、この図からもわかる。その内側に入側があって、外周・唐破風を小さくした同じ形に、ヌメシキイ（無目敷居）が回る。無目だから建具はない。その内側が正方形の御上段であった。御上段には建具があり、

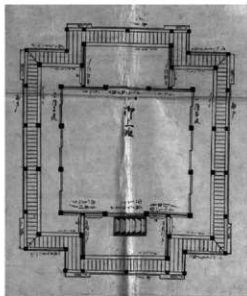


図10 御天守方御間内之図（部分）
熊本県立図書館蔵



図9 熊本城天守古写真 熊本市立熊本博物館蔵

二枚戸タテハツシ 窓枚引戸内ハリツケ 二枚戸うちハリ
ツケ コシ障子建

などと注記があるから、上段の間にハリツケ（張付）の建具があった。別の記述に「御天守 一、御上段張付 若松 源七」とあって、「初而登御城之節御順道附」、「特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編 史料・解説」熊本市熊本城調査研究センター、二〇一九年、資料番号一九六、二五一頁）、張付には若松が描かれており、上段としての品格を備えていた。しかし東西面が張り付けで南北面がコシ（腰）障子建だったから、取り外しが簡単だったと考える。

明治の焼失前の写真を見ると、御天守も小天守も窓の向こう側に反対側の空が見えている（熊本市立熊本博物館所蔵ほか。「特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編 絵図・地図・写真」前掲、一八〇〜一八三頁）。宇土櫓も同様である（同上一九三頁）。引戸、腰障子は外されていたのだろう。

松江城

松江城も雨戸を外せば内側には壁も窓もなかった。現在は一面の左右に二つの戸袋がつけられているが、明治二十七年修理の前に撮影された古写真（図11、松江市史編集委員会編『松江市史』別編1 松江城、松江市、二〇一八年）によると、戸袋は片側のみで、東西面で雨戸は三枚、南側面で五枚のように見える。

昭和修理（一九五五年）以後は巨大雨戸は小型化されて、東

西各八枚、南北十枚で、形状が変わっている。なぜか手すりが雨戸の外にある。そのことが原因と推測するが、片側収納が不可能になったため、左右両側の戸袋に収納され、ガラス窓にもなっている（重要文化財松江城天守修理事務所「重要文化財松江城天守修理工事報告書」一九五五年、奈良国立文化財研究所「全国遺跡報告総覧」にて閲覧可能 <https://stereports.nabunken.go.jp/ja>）。



松江城天守古写真 松江歴史館蔵

手すりが外に出て、雨がかかるようでは雨戸の意味がないように思う。江戸時代の手すりは柱に取り付き雨戸の内側になっており、雨戸の移動も自由だったから、片側の戸袋に収納できていた。

この明治古写真が本来の松江城天守の正しい姿で、雨戸を収納すれば巨大な吹き放ち空間があったことは、熊本城と同じである（熊本城も松江城も手すりは取り外しが可能であったと考える）。

福山城・萩城ほか

福山城天守は最上層に突き上げ戸風の板張りになってから
の写が多いが、明治後期とされる園尾裕氏所蔵写真（小沢健

志・三浦正幸 監修、來本雅之編著『レンズが撮らえた幕末日本の城』山川出版社、二〇一三年）には柱だけの状態が写っている。この天守は吹き放ちになるけれど、突き上げ戸板で覆い、警戒が厳重だった。それより下の階は壁が多く、全く異なる。

萩城天守は、南側の面に三面、東側の面に一面、戸があった。四層以下の窓・壁とは全く形状が異なっている。最上階で突き上げ戸が開いているように見える東からの古写真がある（『カメラが撮らえた古写真で見る日本の名城』中井均・加藤理文・木戸雅寿著、中経出版、二〇一五年）。戸を開けば三間分が開放空間になった。

会津若松城、犬山城（南北面）、和歌山城、広島城、松山城、高知城の天守最上層は中央部の板戸風のものを開くか外せば、その分の空間ができた。

津山城天守は四階より下の階は通常の窓だが、最上階のみ、連続する窓（東西四、南北六）だった（藤岡前掲書）。

連続窓タイプの天守最上層・姫路城天守との類似性

姫路城最上階は左右の端が壁で、中央は窓が連続する。平成解体修理で両端の壁が、本来は窓として計画されており、窓が動くよう溝がほられていたことがわかった（文化財建造物保存技術協会編著『国宝 姫路城大天守保存修理工事報告書』姫路市、二〇一五年）。すると連続面は最上層の壁全面にほぼ等しい構想になる。現在は南北面で5×2、東西面で3×2の窓板があるが、当初計画では7×2、5×2の窓が連続するはず

だった。名古屋城天守五層は8×2、6×2だったから、規模はやや小ぶりとはいえ、全く同じ築城思想だった。

名古屋城天守五層の窓戸板は高さ四尺一寸で清洲櫓よりもさらに大きかったけれど、なぜか窓自体は三尺一寸九分で、板より一尺近くも短かった。宝曆修理時に外側に長押を置いて、その結果小さくなったのか。なぜ窓板を小さくしなかったのか。この理由はわからない。窓戸の大きさはほぼ一層から同じである。当初には窓の壁はより高く、したがって広がった、と考えるのがふつうだろう。

連続窓の意義・意味

清洲櫓に上がってみると、窓が大型であったと実感する。壁や格子がないのだから、窓板を収納することによって、横に長い空間が得られた。

天守の窓が大ききことは通常、遠見、展望を得る目的から説明されてきた。しかし別の観点からの合理的説明が可能である。窓の連続はどう説明されるのだろうか。

城は軍事施設である。壁は敵の攻撃から身を守る。壁は多く広い方が防衛には有利である。しかし隠れているだけでは反撃ができない。攻撃用施設、窓や狭間を多く設けた方が反撃（攻撃）には有利である。また建物内で銃器を使用すれば排煙が必要になる。「金城温古録」には「鉄砲煙抜」「接戦煙抜窓」といった言葉が散見される（二二二六、二七頁）。窓や狭間が多い方が、非常時には機能的で合理的である。窓の隣を壁にして収納する

のか、つまり窓と壁が交互にくるのか（非連続窓）、収納せずに常時漆喰窓だけしておくのか（連続窓）。その選択は防衛と攻撃、平時と非常時のいずれを重視するのか、軽視するのか、その築城設計に左右される。

名古屋城では櫓形門の一之門（櫓門）の門扉の上は必ず連続窓である。名古屋城櫓門は本丸南一之門、東一之門、みなそうだし、「金城温古録」にあるとおり、二之丸西鉄門・東鉄門、西之丸榎多門、三之丸の各櫓門（本町、東、御園、中下）もいずれも門扉の上は連続窓だった（門の直上以外、および櫓形内多門は窓と壁が交互にある）。

格子はあったが、櫓形内は距離が短いから、兵器も短距離用でよかった。しかしより多数の兵士が窓から射撃をする必要があったから、連続窓にして壁をなくし、有効空間を倍にした。窓壁のない連続窓によって、攻撃性、防衛能力を高めた。

本丸丑寅櫓（焼失）と辰巳櫓の最上階窓にはこのような特色はなく、格子も壁もあつて、連続窓ではない。御天守と二櫓（清洲櫓、未申櫓）計三棟の最上階窓と、一部石落とし窓が格子、壁がなく、連続窓とわかる。

窓台

格子のない窓には必ずであるかのように窓台があった。天守の窓台は最上層の四隅に一つずつ、計四脚があった。「金城温古録」（二二二二頁）に

五重目御入側御窓台四脚

高さは御入側の外ヶ輪、狭間の梱ならび四隅に四脚を置
く。是遠望の爲、君上着御の所也、台上御半畳、縁は大紋

とする。狭間の「梱」とは、おそらくしきみで、仕切りの意味
か。天守の隠し狭間は四層までで、五層にはない。よつて狭間
は窓の意味だと考ふる。高さを説明しているから、窓の高さに
並ぶということであろう。平時は藩主が遠望を楽しむための台
座で、半畳分、畳があつた。しかし戦時には別目的に転用され
たと考ふる（述べたように古写真にはなぜか天守四層に置かれ
た窓台がある）。

ところが窓台は御深井丸三階櫓（清洲櫓）三層にも西之丸月
見櫓二層にもあつた。

（御深井丸三階御櫓）

御窓台

方六尺、紺縁二畳、床の高一尺五寸ばかりか。御櫓上層の成
亥隅御入側に在り、源懿公様（十二代藩主徳川斉荘）御成り
のみぎり、新しく見受し、此御時、始て出来しにや。但し
御成の時、御座の御櫓は御側より設らるゝ趣なり。表に懸り
無し（『金城温古録』二二二三四頁）

（西之丸月見櫓）

御窓台

紺縁二台（台はおそらく畳か）の床台一脚を二重目乾隅に置
南向天保十四卯年御成の時、これを設られてより今にあり
（『金城温古録』二二三三頁）

稲垣智也「城郭天守の内部空間について」（前掲）は、これ
らの特色は未申櫓が藩主居室空間であつたことから、居室性の
重視によるとしている。天守からの展望図は『金城温古録』（御
天守編之五）にも収録されている。窓台が藩主による天守から
の展望用（遠見）であるという記述は、『金城温古録』（一
三〇七〜三〇八頁）にもある。

さて上記二櫓のうち清洲櫓三層には格子はなかつた。もう一
つの西之丸月見櫓の窓の格子の有無はわからないけれど、この
櫓は清洲櫓の二層化縮小版で共通性が多かつた。

西之丸月見櫓は大正時代まで櫓が現存していたから、写真も
複数残されている。徳川慶勝氏撮影のものに、窓や石落としが
写っている（図12）。『金城温古録』（二一三七〇〜三七二頁）
では、北面、西面の二層の窓は連続窓、窓と窓の間に壁はない
（図13）。西面一層に石落としがあつて、こゝも窓は連続窓だつ
た。よつて三層の清洲櫓を二層としたものが月見櫓ともいえ
る。石垣の高さが御深井丸よりも西之丸月見櫓台の方が高かつ
た。土居の分だけ高いので、三層でなくとも二層で十分だつた
と考ふる。縄張りが高さを勘案する。最上階窓に格子はなかつ
ただらう。

清洲櫓については藩主（徳川斉荘）御成の時とある。藩主が



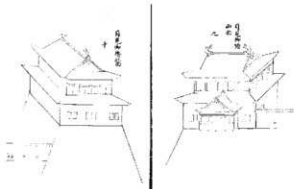
徳川林政史研究所蔵 西之丸月見櫓 図12

座るときはお側のもの（近習）が褥（座布団）を用意したともある。月見櫓は天保十四年御成とあるから、稲垣説の通りで藩主が展望を楽しむ時に使用されたものである。

はずの月見の宴をあわせ考えると、よくわからないところがかなりある。¹⁾

水堀である外堀の弱点

二つの櫓と窓台の関係はのちにもう一度考察することにするが、天守・櫓の軍事性を考えると、この二つの櫓が名古屋城の外郭に位置することに留意したい。清洲櫓は筋違橋（『金城温古録』四一―一六三頁）に近い。ここより上宿を経て、稲生街道（岩倉街道）に通ずる。月見櫓は美濃路（清洲街道）と巾下御門にもっとも近接した櫓であった。また清洲櫓はほとんど軍事的に無防備であった御深井御庭の西方を守備する任務を担っていたであろう。



『金城温古録』より 西之丸月見櫓 図13
名古屋市蓬左文庫蔵

さらに一点ある。月見櫓から辰ノ口大樋は至近であった。堀川は慶長十五年（二六一〇）からの掘削である。物資運搬を目的とする。清洲城での五条川に同じく、感潮河川で、大潮満潮時には遡上し、運河の機能をはたした（現在の堀川でも大潮には水位が上昇し、逆流を目視できる）。『金城温古録』さし

辰ノ口大樋と大幸川の落差はさほどにはないように描かれているけれど、堀川起点は、後掲の「御城郭之図」（図15）にあるとおりで、現在の深さに同じく大潮満潮の上昇限界点で、そうでなければ運河の機能はない。深かった。大樋は巾下門に至近で防衛されたが、城外だった。万一敵の工兵隊により、大樋を破壊され、堀川起点までを掘削されれば、おそらく堀の水は相当抜けたと思われる。

『金城温古録』（四一―八七頁）は堀の深さについて御深井丸三階櫓は石垣直下で六尺、水底地平は一丈八尺（名古屋叢書に一尺八尺とあるのは誤植で、蓬左文庫本、鶴舞図書館本いずれも一丈八尺）、古者は三間の船竿が立たしというが、今は三間些余にて底に当たる、と記述している。大坂城の堀を埋めた

経験からの設計であったとする（三間も一丈八尺も5.4mで同じである）。辰ノ口大櫓を抜いても完全に水が抜けることはないわけだが、浅くなり土が露出するところは多かった。この堀は低平な御深井・志賀平地に連続し、熱田台地に連続する三之丸外堀と比較すると、ずいぶん浅かった。水が抜かれれば、名古屋城にとって最大の弱点になったと思われる。江戸城の堀の深さを測ったとされる丸橋忠弥ではないが、この弱点を城内は承知していただろうし、補強するための対策は周到であった。

また筋違橋、すなわち大幸川（新堀）までも20mほどと近接している。この川自体は天明年間（一七八一〜八九）に開削された新川で、築城時には存在せず、自然の排水・川筋があったものと考えられる。新堀は『金城温古録』絵図には明記されている（四一〜一六頁）。深い堀川とは段差があつて、さほど深くはなかったが、堀川起点まで数百メートルを掘削すれば、水は抜けるだろう。防御への配慮は必要とされたのではないか。二尺・三尺と堀の水位が下がれば、防衛には深刻な問題が生じたと考える。

外堀は実測で67m弱、『金城温古録』（四一〜八七頁）によれば「大抵三拾間」（一間六尺で54m、六尺五寸で58.5m）という幅があつて、ウイークポイントを攻撃してくる敵を排除する上で、弓と通常の鉄砲（小筒）では対応できまい。飛距離に勝る大型火器の使用は当然に考えたであろう。大筒（石火矢）の使用が想定される。

C-3 御天守は巨大な大櫓台

格子がなく壁もなく、窓戸を外すことが簡単にでき、窓台もあつた。天守はどこよりも高かつた。この構造は何のためか。通説では藩主が遠見をするためとなつている。遠見であれば、三ないし四層では満足できずに五層にしなければならぬ理由は何か。

格子がないと何かと不都合があつたことは事実で、御天守窓には鳥除けの「かなあみ戸」があつたと書かれている（『金城温古録』一〜二七五頁、「かなあみ戸」を設置するための溝は、天守五層窓枠材に残されていた）。かなあみ戸があれば、眺望は悪くなる。戸であるから、外せばよかつたとはいへ、第一の目的が遠見というのは本当か。利便性を犠牲にしてまで、遠見のために格子をなくしたのだろうか。

本稿は城の基本原則である軍事の視点に立つて、天守の任務・建設目的を再検討する。

『金城温古録』は慶長五年、三井寺から大津城が攻撃されたと記す。大坂の陣では大坂城に高さ三間の築山から大砲（石火矢）が打ち込まれた（『高山公実録』・『譜牒余録』ほか、『大日本史料』慶長十九年十二月四日十六日条ほか）。鳥原の乱の主戦場、原城跡からは発掘調査で多数の鉄砲玉が出土している。本丸でも二の丸でも二匁玉（直径12mm、重量9〜10g）が圧倒的に多いけれど、直径4cmの大型砲の弾丸もしばしば出土する。慶長〜元和段階で石火矢は主要な武器となつていった。

石火矢台・大筒狭間のある城

大筒は百目玉以上をいう（『荻野流百力条事書』、今村嘉雄他編『日本武道大系』第五卷、同朋舎出版、一九八二年）。百目より重い弾玉を撃つものを大筒といった。石火矢と大筒は同じものであると『金城温古録』（後掲）は記している。

所莊吉『火繩銃』（雄山閣出版、一九六四年）は大砲と称されたものには二種類あるとしている。一つは大筒といわれる三十目以上の撃発装置をもった銃で、その口径も百目玉、二百目玉、五百目玉から一貫目玉におよぶもので用法によって抱筒と置筒とに分けられる。もう一つは石火矢とか仏郎機・破羅漢と呼ばれるいわゆる大砲である。このように所氏は大筒と大砲を区別するとして、一貫目玉までは大筒とする。百目なら、もとも一般的であった鉄砲玉二匁五分玉の四十倍の重さである。一貫五百目玉になると、大筒百目玉の十五倍もあつた。超巨砲は、福岡藩では長崎台場のような海洋砲台に設置された。

大坂城には石火矢二百八十六挺があつた（『大坂城鉄炮方外会所文書』徳川時代大坂城関係史料集一九、大阪城天守閣、二〇一九年）。福岡城武具櫓には四千八百もの百目玉があつた（後述）。島原城には石火矢蔵があつた。赤穂城・城内には大筒狭間が七十四あつた（『日本歴史地名大系』第二十九巻一、平凡社、一九九九年）。

名古屋城では御深井丸に大筒蔵があつた。ではこれらの銃・砲弾はいったいどこから発射され、大型火砲はどこに置かれたのだろうか。名古屋城では二之丸丑寅櫓横のイギリス砲以

外には明示する史料がないようだが、必ず砲座はあつたはずだ。砲座はいったいどこなのか。

熊本城宇土櫓には長方形の狭間がいくつもあつたが、その高さは弓の長さの半分よりも低かつた。よつて弓は使用できないので、矢狭間ではない。古写真からわかる西出丸などの塀の狭間も長方形だが、低すぎて弓は使えない。弾道は放物線を描く。前面の堀幅が30m強あることを考えると、大型火器であつた可能性を考える。これも大筒狭間ではないか。

萩城天守の古写真にも大きな狭間がいくつも見えているが、やはり前面の水堀が30mあるので、大筒狭間のように思われる。

今治城の二の丸御金櫓（図14）は最上階の窓の下に大型の狭間があつて、横には通常の狭間がある。この大型狭間は大筒狭間とされている（前掲『レンズが撮らえた幕末日本の城』）。



図14 今治城二の丸御金櫓
一般財団法人 今治文化振興会蔵

一階にはなくて二階にある。本丸月見櫓、二の丸山里櫓も同様である。

長崎奉行所には石火矢長屋があつて、長屋は多門に同じ。位置から考えると、船舶を砲撃する砲台である（文化五年（一八〇八）西御役所長屋より石火矢打方絵図。「幕末の科学技術」、この長屋の窓には格子がある。

<http://nabeshima.or.jp/collection/index.php?mode=detail&heritageName=長崎海軍伝習所絵図>

砲座の高さ

西南戦争で使用された砲台の一つに水前寺成趣園の築山（お富士）がある。古写真への書き込みから砲台としての使用は分かっていたが、熊本地震後の発掘調査（二〇一九年）で、砲台跡が確認され、発射痕跡である弾の小片も検出された。政府軍は二キロ先の健軍にいる西郷軍を攻撃すべく、砲座を据える台を探したが、わずかな高みの富士の築山の頂部を削って窪地を作り、砲座にした。狭小な面積だから、操作しづらかったはずだが、それよりも高さの方を優先した。

重量のある砲弾を撃つには、少しでも高い位置からが有利である。高い位置からであれば、射程距離も伸び、落下速度が加速される。破壊力が加わった。

城内の最高位置にあつたのは御天守五階である。大筒射撃を考えるならば、城内の最高所、天守最上階を考えないはずはない。

『金城温古録』の証言

本稿では天守が大筒台として使用されたとの仮説を立てる。このことをすでに記述していた人は『金城温古録』の著者である奥村得義である。彼は天守では大筒を使用すると明記している。

天守には内造作の木柱太くして、爰に大筒を用ふるに足るべし。唯、表装を専とせし無用の所にはあらずと云へり（『金城温古録』一―二九四頁）

天守では大筒を用いることは十分可能である。表面の飾りとか、無用の物ではけつしてない。

多様な口径

大筒は弾の大きさがまちまちなものが配備されている。砲の口径もまちまちとなる。天守最上階や清洲櫓・未申櫓のように格子がなければ、いかなる口径であっても、使用は容易だった。また角度、銃を向ける方向もほとんど制約はない。

格子がない窓と窓台も、双方が連関していたのではないか。窓台は窓の縁の位置におかれた台なのだから、平時は別として、戦時には用途を変更し、大筒操作の補助台に転用されたと推測する。

清洲櫓、未申櫓、西之丸見櫓と砲台

清洲櫓・西之丸見櫓それぞれの対岸には、水堀の維持にとつて弱点となる筋違橋地峡部と辰ノ口大樋があった。そして弓矢や鉄砲だけでは堀の対岸を攻撃する能力は十全ではなかった。大型銃を使ったのではないか。辰ノ口大樋の防衛は中下御門の任務になるが、後方にいる敵を正面射撃することができた。

D 徳川美術館蔵「御城郭之図」(仮称「大筒配置図」)に見る大砲戦術のシミュレーション

「子母砲打」道元并助の証言

現実の戦術として砲術戦が想定されていたことがわかる絵図がある。徳川美術館蔵「御城郭之図」は大型砲を天守をはじめとする随所に配置している。三之丸までを含んだ全域図である。早く昭和二八年(一九五三)名古屋市役所が刊行した『名古屋城』(中巻)に、徳川元侯爵家所蔵として、本丸・二之丸の部分図(拡大図)が収録された。同じ図が名古屋城総合事務所蔵ガラス乾板にある。作戦以前のシミュレーション(構想)であろう。以下本稿ではこの図を名古屋城「大筒配置図」と仮称する。徳川美術館では二〇〇四年に出版した(筆者は原図を見る機会を得ていない)。

図中に「子母砲台三ヶ所世話役道元并助」とあって、道元并助の名が見える。

子母砲は「はらかん」(叭喇)のことで、仏郎機に同じであ

る(『書言字考節用集』、『日本国語大辞典』)。大坂城攻撃で使用された(仮名草子「大坂物語」)。「子砲」は単装式の弾倉・カートリッジでこれを砲身(「母砲」)に挿入するから子母砲といつた。

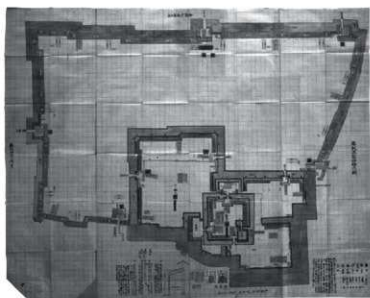


図 15-1 御城郭之図 徳川美術館蔵

中国皇帝の所持する武備を図示した『皇朝礼器図式』に子母砲が二点図示されており(図16)、長さは五尺三寸、五尺八寸、ともに車に乗せられている。

道元家は「金城温古録」(三一七〇頁)に、「ハラカンの元祖唐人道元」とあるように、先祖は中国人であつて、中国先進火砲術を伝来し、代々尾張藩で石火矢打・はらかん打ちを勤めた。彼は安永四年(一七七五)の末に、并助という名に改めている(『藩士名寄』名古屋蓬左文庫蔵・徳川林政史研究所蔵)。よつてこの絵図の作成はそれより以降である。

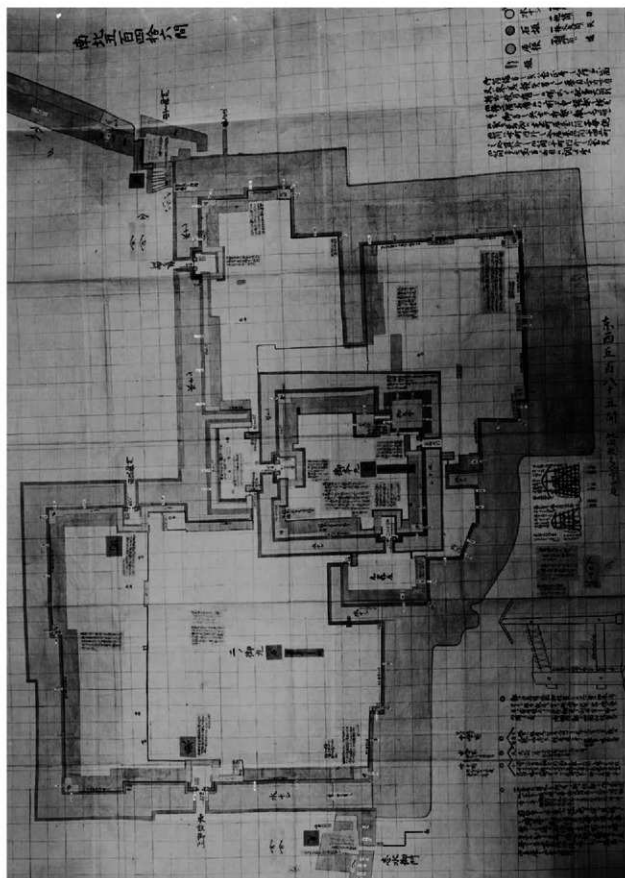


图 15-2 御城郭之图 (部分) 德川美术馆藏 (『名古屋城』(中卷) 所收)



図16-1 子母砲 一



図16-2 子母砲 二

(『皇朝礼器図式』巻十六より) 国立公文書館蔵

各種砲 芝付・台居遠 町筒ほか

文政頃、日本の海防が議論されるようになって、攘夷の結果、夷狄が攻撃してくる事態が想定された。軍事の緊張で、

軍事基地としての名古屋城の再点検を急ぐ必要があった。奥村得義もまた、

そうした危機を意識して、『金城温古録』を著述し、名古屋城防備を再

現在名古屋城寄託品中に「芝辻藤左衛門清永」「天保八年西七月力業七拾目」、銀象嵌銘「荒浪」という大筒がある(図17)。銃身長70cm、銃口径4.0cm、銃全長104.4cm。もし「辻」と史料にあったならば、こうした銃であるろうが、「温古録」を含め、「芝」「付」として史料に見える。

引落は未詳である。台居(台据)は文字通り砲台座に据え付けるもので、反対に手で抱えるものが抱筒となる。「和漢三才図会」に、「一貫目玉であっても抱えれば抱筒である」と書かれている。これは比喩であって、七十目砲の荒浪を一人で抱えることは不可能である。

認識した。
この図では、城内に「子母砲・芝付・引落・台居・抱筒・棒火矢筒・台居遠町筒」の各種大型砲を配置するとして、凡例を示している。
各種の大型砲のうち、子母砲については先に述べた。尾張藩でハラカンと呼んでいたことは、右図凡例での略称が「は」だったことからわかる。

芝付は後掲『金城温古録』(二二四六頁)に「此大筒は地に植付て打出す故、芝台附とも云」とあるものならば、砲台座が地面に固定されたものを指す。しかし後述するように清洲櫓や西之丸月見櫓にも配置されている。

棒火矢は火薬を装着して飛ばすので、火薬で発射し、遠くまで飛んだ。大坂冬の陣でも火矢が石火矢と並んで撃ち込まれている(前掲高山公実録、本稿34頁)。「金城温古録」は原城の一揆方(同書・島原天草一揆編、四四・四六号)。「熊本博物館に二点、火矢の所蔵があつて、木製で三枚の翼がある(同ホームページ「收藏品」)。ウイキペディア「焙烙火矢」の項に「熊本城で展示」とされる棒火矢と火矢筒の写真があつて、筒に細川家の九曜紋がある(前者とは別)。発掘調査での出土品には岡山市・津島岡大遺跡一二次調査の事例がある。

台居遠町筒とはいかなるものか。遠町(遠町)ということばは武術書・兵法書には頻出する。

「遠町等細かに中るものにてなければ」、あるいは「近町は

中ることが目標、遠町はなるべく正確に着弾することが目標」という記述もある（前掲『荻野流百力条事書』）。遠町は威嚇用で敵陣の正確な破壊までは期待していなかった。

『図説日本武道辞典』（前掲）では「江戸時代での銃砲射撃の距離で、一町前後を近町、一町以上（町打ち）の場合、三町に及ぶ遠さの距離を遠町といった。遠町の場合には銃床を土で詰めた土俵で支えて撃つこともある」とする（町打は一町先のマトの中のことで、ないし技、『日本国語大辞典』）。

宇田川武久『江戸の炮術』（東洋書林、二〇〇〇年、二四頁）、『幕末 もう一つの鉄砲伝来』（平凡社、二〇一二年、二〇頁）では近町は十町以下を、それ以上を遠町といったとして、右記の理解とは大幅に異なっている。標的（星）は一町の場合、一間四方、十町の場合、十間四方だとしている。上記の百力条では七町までしか記述がない。宇田川著書前者には指火十町から四十町、膝台二十二町を飛んだ例が示されている（四八頁、指火はタッチホール）。名古屋城天守に関わる記載（後述）では二十町の飛距離を想定している。天守のような高い位置からなら、こうした距離も飛びえた。

百目・二百目の特性

『金城温古録』の「大筒」の項（二二四六頁）には、

異名、大鉄砲・石火矢、又、矢倉崩し・城崩しとも云か。但、

此大筒は地に植付て打出す故、芝台附とも云、動かす事の自

由ならざれば、城攻籠城に置居にして用る趣、野合の戦には「いかう用ひざりし由。尤、百目・二百目の物は、たとひ野合に用ひても、急事に臨み取廻し仕難く、敵に迫られて退くに動かしがなければ、是非、是を置逃にする故、一名足無し鉄砲ともいひし由。是は大筒を大鉄砲と云故の義なり。

とある。大筒は大鉄砲・石火矢と同じもので、動かすことができず、据え付けたままだから芝台付けといった。城攻めにも、籠城にも使用した。しかし百目・二百目は野戦にて使用ができた。だが敵の急襲では放置して逃げるが多かったから、足無し鉄砲と呼ばれた。

所氏前掲書には百目玉砲の写真が四点掲載されている。うち容量が記されるものは二点である（図18）。

(1) 口径4.1 cm全長71 cm、(2) 口径4.2 cm全長31.6 cm（ただし(2)は火矢筒）

天守に配置された百目・二百目は野戦にも対応し、元来移動可能であるが、実際には即時の自由な運搬はむずかしかった。この百目・二百目クラスが名古屋城天守に主力として配置される計画だった。念頭にあったのは最大巨砲ではない。巨大に過ぎれば、搬入が困難だったのだろう。



図17 七十匁砲（荒浪） 名古屋城振興協会蔵

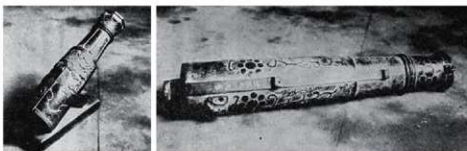


図18 百目砲（所莊吉『火繩銃』より）、右に九曜紋

名古屋城の大筒

以下大筒配置図について気づいた特色をあげてみる。

まず画面の右下（北西部相当）のすみに凡例があつて、「堀
土居 堀（●、■で狭間数）、堀（水ナシ）、石垣、屋根、垣（キ
コク）」と色分けされ、以下の凡例がある。

御筒合印

一子母砲ハ ハ

一芝付ハ 芝

一引落ハ 引

一台居ハ 居

一抱筒ハ カ

一棒火矢筒ハ 矢

一台居遠町筒ハ 遠

御筒備方之義ハ尤正奇之心得ニテ正面又ハ参差横矢間々之
五十目三十目廿目ハ持出シ狭間有之候場所々々ニ配置候大
筒類御櫓二階ニ相備候ハ、所により堀越え横矢并ニ御方之
兵士ヲ打越シ敵之屯ヲ崩シ候義モ可相成候遠町居台御筒子
母砲御筒ハ廿町内外之処居台御筒ハ十四五町之処其外之御
筒ハ十町内外之処尤矢御筒ニテモ玉方ニ相用候調ニ御座候

五十匁、三十匁、二十匁玉は通常の狭間に配り置く。大筒
の類（百匁玉ほか）を御櫓の二階に配置すれば、堀や味方の
兵士の頭上を越して、敵の屯所を攻撃できる、とする。

遠町居台筒と子母砲筒は二十町、居台筒は十四、十五町、そ
のほかは十町だ、としているから、遠町居台は子母砲に同じ
射撃能力があつた。

また天守の横の空白には

御天守に配候大筒之義ハ三重目ヨリ五重目迄ノ内ニ臨時ニ配ト申右ハ高ミヨリ廿町内外之屯ヲナビヤカシ候御手当

とあり、最も高い天守の高みからならば、二十町（2km強）の距離にいる敵を攻撃できるとする。遠くまで飛ばす角度は45度とされるが、十分に高い位置からならば水平撃ちの方が、距離が出たはずである。

図には付箋と思われる白地に文字が書きつけられ、砲の配置箇所を記している。文字が読めない箇所もあるが、天守、本丸、二之丸の櫓、多門そして三之丸の土居に多数の付箋がある。

御天守には居二百、遠二百、芝百などが四面のそれぞれに二箇所ずつ配置されている。二百は二百匁の意に解される。北西部、御深井丸から二之丸にかけて読みにくいのが、以下のように仮に読んでみた。

乾 三階（西）芝百（北）居三百

西面塀 引五十

イ御多門 矢居百

塀 芝百

同 引五十

西ノ丸乾（大目付役於有之候て此廻ニ在） 引五十

塀 引五十

月見（北）居矢百（北西）居三百（西）芝百

南塀 引五十

未申（西）居三百（南）芝三百

御多門 居三百

また下御庭之御場所（御深井下庭）相当位置に、（柱九本・筋交い四本）（柱五本・筋交い四本）の掘立柱による臨時の櫓台が図示される。大型が子母砲（ハラカン）の台座で、小型が三五の小筒（未詳）の台座のようだ。付箋で「ハ二百」が六枚ある。実際は野戦用で下御庭は演習であろう。

下御庭之御場所見懸ヶ所

一ツニ御筒二挺ツ、

上ニハ足代口板並へ丈夫ニ渡ス事

右子母砲台也

* 三間四面 高五尺程 高見合せ

両小屋共ニ腰通詰目ノ所都テ

トマニテコシヲ巻キ

留日当り候へハ

弛ミ申し候ニ付

右之手当

尤掘立柱

右三五ノ小筒台ハラカンダイノ間々二三ヶ所

五尺 高見合せ

巾二間又八九尺

長八見合せ

天守や櫓には超大型砲は置かない。野戦演習として御深井庭に矢倉を組んだと推測できる。付箋によると、このハラカンは二百目が六挺であった。その間に三五ノ小筒台という補助砲を置いた。天守、櫓、多門には大筒百目から三百目の方を配置しようだ（ほか旗や旗台に関する記述がある）。

徳川慶勝氏撮影の古写真に二之丸に置かれた物見櫓が二点あるが、そこでは柱の数は 4×2 および $4 \times X$ （不明、5か）の貫構造であった。比較してみれば御深井下庭の9本 \times 9本の貫構造（貫構造）がいかにか巨大であったか、想像がつく。また栄螺山頂部、二之丸最高地点に置かれた四間四方規模の掘立柱の物見台は、おそらく櫓台砲座への転用が可能であったことを示唆する。

さて名古屋城にはどれほどの火器や弾丸が置かれていたのか。参考となる史料に、福岡城武具櫓での砲弾の記録があるので、みておきたい（表1参照）。福岡城御武具櫓奉行が作成した大小御筒玉調子帳である（福岡市総合図書館蔵「伊丹資料」藤野トキヲ氏旧蔵、福岡市立図書館・翻訳は服部英雄「記録・シンポジウム「福岡城・下の橋門復原をめぐる」…史跡整備の

功罪』『比較社会文化』一四号、二〇〇八年、九州大学図書館リポジトリ、<https://doi.org/10.15017/9502>）。これによれば、巨砲である二貫八百目（50）・二貫目（50）・一貫五百目（200）は長崎水浦台場に備えるため、福岡城外に持ち出されていた。城内武具櫓には以下があったが、このうちの一部も長崎に持ち出されている。注目したいのは数の多様さとばらつきである¹¹。

三匁五分玉および四匁玉がそれぞれ七万個前後であるから主力であったが、むろん大筒ではない。大筒である百目玉は四八〇〇もあって、主力の武器として期待されていた。これより大きい玉は貳百目玉・六〇〇が、まずまず数が多いといえるが、百目玉の二割以下である。他の砲は玉数も少ない。

砲の照準は玉の重さ、火薬の量、射撃の角度で決めたと考えられるが、調整が難しいこともあっただろう。少数でも異なる種類を多く揃えておくことが要請された。むろん銃の口径は玉のちがいによって異なっていたはずだから、城内には様々な規格の砲が配置された。

櫓の窓・狭間が発射台となるが、砲のサイズは異なる。けれど窓も格子がなければ、自由な角度で武器が使えた。逆に高石垣の上の高層櫓に届く敵の砲は、なかなかなかっただろう。むろん十町も飛ぶ巨砲は45度の仰角で発射されただろうから、よほど距離が近ければ天守に届くこともあったが、四寸もの厚さのある檜の板を貫通するだけの威力はなかったと考える。

七十匁砲以上は重量があり、一人で抱え持つことなど不可

【表 1】福岡城武具櫓にあった大小筒玉の数量

種類	もとの数量 (個)	調査時の数量 (個)
2貫800目玉	50	—
2貫目玉	50	—
1貫500目玉	200	50
1貫目玉	100	—
700目玉	50	30
530目玉	50	50
500目玉	100	60
300目玉	250	250
200目玉	600	600
150目玉	100	100
120目玉	300	300
100目玉	4,800	3,740
64匁玉	100	100
50目玉	1,500	1,000
45匁玉	100	100
30目玉	1,600	1,100
20目玉	1,600	1,600
12匁玉	200	200
10匁玉	18,500	18,500
8匁玉	2,200	2,200
6匁玉	2,300	2,300
5匁玉	12,300	12,300
4匁3分玉	6,600	6,600
4匁玉	67,300	65,300
3匁5分玉	75,900	75,900
3匁玉	1,100	1,100
2匁8分玉	1,900	1,900
鉄小筒玉 (玉目不同)	179,760	179,760
鉄火矢玉	452	—

※もとの数量と調査時の数量との差は、長崎水浦台櫓の備え等のため、福岡城外に持ち出されたことによる

能で、正確に射撃するためにも台座に固定する必要があった。天守最上層の窓は開放的で、前後左右、自由に撃てて、目標距離にあわせて角度を調整した。高さの計算、高さの縄張りにより築かれた天守は完璧な砲台で、かつアウトレンジであった。

なお大筒配置図には塀の断面図が大きく描かれている。

都テ御高塀如图扣柱有之候上ハ貫如朱書ノ、コマイヲ結付、板屋カ苦ヲ掛、雨中兵士ノ宿り砲火業并ニ右屋根上ヨリ石打棚^{（同）}色々利用有之、右之御備ニモ候哉
御城内都テ如图扣柱ニ相見候

塀を頑丈にし、屋根をかけて雨天の対応もでき、屋根に上がっての砲撃も想定しているといえる。既存の塀には丸狭間や短冊狭間の数を記している。図の凡例は建物を「屋根」として表記している。屋根上の設置も念頭にあったようだ。

砲座には臨時の櫓台を築く必要があったわけだが、むろん当初からある天守・櫓台には、当然に大砲座としての機能が期待されていた。期待は築城の時以来のものであったと確信する。天守は大型砲を発射できる台として構築された。

配置図の中で本丸辰巳櫓には砲の配置を示す付箋がないようだった。辰巳櫓は東方に二之丸御殿があるから、砲は据え付けられなかったのだろうか。現在の辰巳櫓も連続窓でもな

いし、格子もある。御殿の存在があるから、創建時より大筒狭間とは意識されていなかったといえる。

いっぽう本丸丑寅櫓（戦災焼失）も上層窓には格子があったし、連続窓でもなかった。大筒仕様ではなかったことになる。天守にはけんどん式の格子があった。丑寅櫓にもこうした構造があったのではなからうか。

天守は城のなかの城であると、『金城温古録』が記述していた。

櫓の狭間は敵のいる外に向けられるから、四方にはない。隅櫓であれば外側二方にしか狭間はなく、味方がいる内側二方に狭間もまた窓もなかった。しかし天守は四方に狭間があった。これは姫路城天守でも、熊本城天守でも、どこの天守でも同じである。大筒配置図でも砲座は四方に置かれた。

出典不明だが、古川重春『日本城郭考』（一九三六年、巧人社書店、二二五頁）、大類伸『日本城郭史』（雄山閣、一九四一年）が共通に引用する軍学者付会の説、「天守の十徳」は天守の効用を城内を見る、城外を見るなど十項目羅列しており、その八番目の項目に「飛物掛り自由」をあげる。飛物は飛び道具であろう。掛かりは取り掛かりに同義か。筆者は大筒の使用を念頭に置いた記述と考える。

E 縄張りの求心性

名古屋城が最初に敵に遭遇するのは外郭であり、三之丸で

ある。巨大な堀と土居があった。防衛に必要十分だったのだろうか。櫓は一つもなかった。三之丸に防御の最大力点を置いた形跡はない。

名古屋城では枳形に一之門・二之門を配置した。本丸、二之丸の枳形では全て両門を配置している。しかし三之丸は一之門のみで、つまり複数門ではなく一つだけの門であった。略式だったのかどうかはわからない。日本の城の多くは枳形には一つの門しか設けなかったからである。二之門は一文字門である。二之門での防御・戦闘は、T字型であり、正面（一文字）対決だった。T字対決では敵を背後からも側面からも攻撃することができない。いっぽう枳形は三面対決・かぎがた対決である。正面・側面・背後の三方からいっせいに攻撃できる。枳形による一之門対決の方が二方面分、攻撃面が増えて、圧倒的に有利で、武器弾薬の節約になった。だから日本の城の大半は枳形には一之門のみを配した。

しかし徳川・名古屋城は二之丸・本丸には一之門に加えて二之門を配したから、三之丸の枳形は略式ということになる。最初に敵と対決する三之丸の防備が手薄に見えるが、最低限必要な、深くて幅の広い堀と高い土居があった。戦時となれば大坂城真田丸や順天倭城のように、臨時の防衛施設を追加構築したのでらう。西郷軍に包囲された熊本城は内部火災で天守にあった弾薬・兵糧を失ったと推定されるが、それでも五十日の籠城戦を戦い抜いて、援軍（政府軍）を迎えることができた。その間、外郭より内側に敵の侵入を許すことはなかった。

二之丸大手（正門）である西鉄門は本丸南馬出し多門から側面射撃ができた。鉄壁の縄張りである。しかし清水門は不完全だった。

本丸は大手にも搦手にも馬出を設けている。兵力が少ないときは本丸まで退いて防御する体制だったろう。不明門は完全な柵形ではない。あるいは土橋ではなく木橋の時代があったのだろうか。

本丸には小天守と御天守があった。最後はここで戦う。階段上の蓋は天守内部、階段を挟んでの階上と、階下の戦いである。はたして四面楚歌になって、そこまで追い詰められても戦う意味があったのだろうか。

籠城の基本は援軍である。大坂冬の陣で豊臣秀頼は島津氏に援軍を依頼した（旧記雑録・『大日本史料』慶長十九年十二月五日条）。大坂城内の大峰山伏に呼応し、熊野で北山一揆がおこり、新宮城を襲撃した（駿府記ほか、同上、同月十二日条）。城には最後まで戦う意図がある。御深井丸は人質曲輪であったと『金城温古録』（二二―二四頁）は書いている。天守に人質を入れて最後の交渉を行うことも必要だった。

けれども実際はそのような攻防の記録はない（天守での自害は北ノ庄城や伊丹城に伝えられている）。

天守はそこに至るまでの間に勝機を得ることを目的にしている。慶長築城時、最強の兵器である大筒（石火矢）をいかにして有効に活用するのか。また敵が使用する大筒から守るのか。築城者は徹底して考えた。高さの縄張りで、60mの比

高差を最大限に有効に機能させた。

天守からの攻撃で、天守まで追い込まれるよりも以前に、逆転の勝利を得る。築城者はそう考えていたはずである。最後の拠点ではなく、籠城戦の過程にて勝機を呼びうる堡塁が天守であった。

むすびにかえて

清洲櫓は美しい。公開日には窓が開放される。黒々とした窓と堀にうつる影を見ながら、なぜ櫓最上階の窓、そして石落としの窓が連続窓になっているのか、その理由を知りたいと思つた。考え始めたら、天守五層も同じと気づいた。以前から名古屋城には大筒狭間（砲座）があったと考えていた（前掲「熊本城と名古屋城」）。天守こそが大筒座ではないのか。連続窓のナゾと結びついて仮説が生まれた。

まもなく『金城温古録』の天守と大筒に関する記載を知つたし、徳川美術館所蔵絵図の天守・櫓・多門に大筒を配置する計画・試案をみて、仮説は確信になった。これまでの蓄積豊富な名古屋城研究においても、奥村得義、そして「はらかん打ち」（尾張藩砲術指南役）である唐人・道元弁助の証言があるにもかかわらず、大筒座の視点は忘却されていた。研究の盲点・ブラックボックスである。枠組みを変えたい。

熊本城や松江城の天守最上層が雨戸を外せば戸袋以外に窓も壁もない吹き放ち構造だったことも、砲座としての要請から説明が可能になった。より高く、より遠く。高い位置にあ

る天守こそ、必要不可欠の軍事施設・大筒櫓であった。

このことを前提にしてみれば、なぜ慶長期にかくも多数の天守が高さを求めて林立したのか、理由がよくわかる。

文禄慶長の役（一五九二〜九八）にて築かれた朝鮮半島南端部の倭城は、戦時体制そのものであって、必ずのように天守が建てられた。順天倭城の天守の姿は、『征倭紀功図巻』（原藏者不明、写である征倭紀功図屏は（韓国）国立中央博物館所蔵）に描かれている。倭城の大半には天守台に相当する大規模な台が残されており、天守の存在は確実である。なかには安骨浦倭城のように一城に三つの主郭があつて、それぞれに天守台を持つ城さえあつた。緊張が最大となる戦時体制下の倭城の大半に天守があつた。天守が軍事的要請・必要性によって建てられたこと、軍事の所産であることを明瞭に示している。大筒櫓たる天守は戦時に建てられる。

長篠合戦は天正三年（一五七五）、安土築城着手はその翌天正四年、鉄砲狭間が示すように以後の城は銃の城である。フランキ砲（国崩し）の豊後到着は同じく天正四年。二十五年を経過して、慶長五年（一六〇〇）・関ヶ原合戦では大津城攻城にて砲撃が行われた。天守乱立の慶長は砲の時代で、攻める側だけでなく、守る側こそが有利に発砲した。明暦三年（一六五七）大火で焼失した江戸城天守は再建されなかった。六十年を経過してすでに平時であつた。天守は戦時に必要とされ、平時には不必要だつた。

これまでの天守研究は建築史家によつて担われてきた。嘴

矢は大阪城天守閣の復原設計者、古川重春（前掲『日本城郭考』）であろう。研究の主目は天守を建てることだつた。名古屋城の大正・昭和の実測図作成も、建築史家の熱情による。現在の研究到達点は、優秀な竹中工務店チームの成果である（特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会配布資料。部会は公開で資料も参加者に配布された）。

学際研究にたつ城郭史学（歴史学）の側は独自の立場から天守研究に加わる。定説と思われる建築史家の望楼式、層塔式という分類は構造に着目してのもので、天守の側面であつて、全てではない。建築史家は武器性能の議論をしない。本試験論においては視点を換え、高さを含む三次元の縄張りによつて、城の機能を明示した。

特別史跡名古屋城跡の本質的価値は無数にあつて、頂点にある天守の本質的価値も無限にある。来訪者・文化財愛好者の一人一人によつて、価値は異なっている。地球の遠くからの来訪者は、燦然と光り輝く金の鯨を見て、黄金の国ジパングと国王徳川將軍の王子の富と力を実感するだろう。名古屋城天守のみが持つ、特筆すべき歴史的価値である。天守は平時には温和な表情を見せて、冷酷な顔を隠す。

昭和二十年五月十四日の午前中に天守ほか、かけがえのない旧国宝が焼失した。首里城正殿は高さ18m、名古屋城天守は36m、二倍もの高さがある天守が燃え尽きた。私の周囲の人間は、

燃える柱が落下し、一気に崩れ落ちるところを目撃したと語る。自分の家は一瞬に燃えても、お城は長く、長く、燃えていた。

文化財保存の手法にはさまざまなものがあり、考え方は定まっていない。日本と世界では異なるところがあつて、海外ではいったん失われたにせよ、忠実に復元していく手法への評価が高い。

ノートルダム寺院も法隆寺金堂も、火災で失われた部分はあるけれど、本質的価値は維持されている。ナチスに破壊されたワルシャワ市街もエカテリーナ宮殿も、いまま再現中でありながら、世界遺産に登録された。木造建築物は雨風にさらされ、腐朽、虫損等があるから、新しい材との交換が必要になる。この場合でも、技法様式が踏襲されるから、文化財保存要件は維持されて、価値は損なわれない。真正性、Authenticityには文化圏と保存技術に対応する多様性があることは、一九九四年「オーセンシビリティに関する奈良ドキュメント」で世界の文化財関係者が承認した。コンクリートの基礎、モルタルの壁に変更されていた重要文化財名古屋城西南隅櫓は、修理によって江戸時代の姿、木造に復元された。

名古屋城の旧国宝・天守を再現することは、けっして新規のレプリカ制作ではない。慶長・宝暦の技法を忠実に踏襲する。材は新調（全交換）されるとはいえ、同じ木曾ヒノキが使われる。天守・小天守の忠実な復元は、文化財保存修理の手法の一つ、新バージョンと考える。

文化財保護法三条は文化財を歴史・文化の正しい理解に不可欠な存在と規定し、国も自治体もこの目的のため、適切な措置をとる義務があるとされている。保護法四条は、国民はこの措置に誠実に協力しなければならないとする。崇高な規定である。三条は何を意味し、何を理念としているのか。名古屋城の天守台に何があることが歴史・文化の正しい理解に貢献するのか。いま、まさしく、そのことが問われている。

名古屋城天守は、必ず昭和二十年五月十四日より以前の状態に戻される。

本稿執筆にあたり、竹中工務店・片庭修氏ほか、および当センター職員各位の御示教・協力をえた。記して感謝したい。

本稿では「金城温古録」からの引用は、すべて「名古屋叢書続編」卷十三・十六（名古屋市教育委員会、一九六五年・一九六七年）に収録された活字本の巻数・頁数によって出典を示した。その際、卷十三・十四・十五・十六を、それぞれ一・二・三・四とし、その後には「」を付して頁数を示した。

「投石については高屋茂男「中世城館出土の飛礮試論」（『学術財研究』一、二〇（一九年））。

「金城温古録」かくしさま、の説明（一一九六頁）に「名府城には弓サマとしては更になく、只鉄砲サマ、一等に限れる趣なり」とあるけれど、上記の如く弓矢間を图示している。御深井丸には西・東弓矢多門があった。

鉄砲玉は前込式だが、下に向けても弾が転げ落ちることはなかったようである。実際に古式火縄銃を撃っている西尾藩鉄砲隊関係のホームページによれば、弾間打ちという射撃法があって、下方に向けても45度くらいまでなら、弾は落ちないとのことである。姫路城鉄砲狭間木枠の下向け角度が参考になる。

参考までに鏡技弓枝の近的鏡技は、射距離28m、的の大きさ36cmで、遠的鏡技は、射距離60m、的の大きさ100cm。遠的では90m（ほか50m）の的もあったが、通常の弓道場は60mで設計される。60mならば訓練者はかなりの確率で的中できる。また遠距離の場合、45度の仰角が一番飛ばすはずだが、その場合、的中は期待できないようである（これらに関しては弓道家竹田宏司氏よりご教示を得た）。

名古屋市編「重要文化財名古屋城西北側御修理工事報告書」（名古屋市、一九六四年）によれば、推定当初材の後世からは書き込めない位置に、「永三（一六三三）に左衛門 二十五歳」と書かれていた。この人物は寛永十年（一六三三）に大工頭となる沢田庄右衛門であった。未年は十四年前の元和五年（一六一九）に該当する、とされる（寛永十年には彼は三十九歳だった）。

名古屋城は慶長十五年（一六一〇）に築城が開始された。徳川義直婚儀に際し、家康が宿泊した元和元年（一六一五）大坂夏の陣の直前には工事がほぼ完成していたはずだが、実際に工事は遅れた。未申僧初重には不動護摩供が元和二年菊月吉日に行われたと記す札があった。さらに上記の通り元和五年に至っても御深井丸三階櫓（清洲櫓）の普請作

事が継続されていた。

本丸表二之門の内法貫にも元和五年の墨書があるという（愛知県史編さん委員会「愛知県史」別編 文化財―建造物・史跡、小寺武久執筆）。一之門さえできていれば、二之門は急がないから、後回しにされたのであろう。

「金城温古録」（一一六頁）に「三之丸御普請は慶長十六年頃之趣なるに、其時、御門々々升形垣までにて、御普請役勤めらる、衆は引揚りけると見へて、夫より通に年経て後に大手御門などは御所建の趣なれば」とあって、総動員体制は大坂陣の軍事的緊張があった時まで、あとは急がず、ゆっくりと普請が進められていた。

以下昭和実測図については、「昭和実測図 関籠サービース」(https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/20_esturan) を参照。

昭和実測図51「天守三層平面図」、同52「天守四層平面図」。

現在この御成階段が復原されている（階段体験館）。再建される天守では防災上、引戸が防煙機能を担うが、稲垣智也氏のご示唆によれば、宝暦天守現存時にも防煙機能を担っていた可能性があるとのことである。

昭和実測図93「天守二層表階段断面詳細図（引戸詳細図）」、同94「天守三層表階段断面詳細図」、同95「天守四層表階段断面詳細図」、同97「天守地階御成階段平面及断面詳細図」。

昭和実測図112「小天守横断面図」。

昭和実測図20「表一之門屋根伏及詳細図（界口詳細図）」、同22「表一之門丸構及窓細断面図」。

本丸及び正門である表一之門の施設は、門扉を破られた場合の時間確保の目的かと推測する。

天守二層の階段の上には昭和実測図99「天守初層及二層御成階段断面詳細図」によって、階段上に三つ坪があったことが確認された。これは下から打って、施設していた（図19）。どのような時に使用したのかは不明。管理上のもかもしれないが、天守は防御施設であるから、必ず上からの施設をしたと考える。

天守引戸、障子蓋は松木城、犬山城、彦根城、高知城では確認されない。また、松山城では安政天守には引戸蓋はないが、焼失し、確認に指定するための調査資料に基づいて再建された南北両側には引戸蓋がある。

防御が嚴重でも、最終的に放火されればおしまいであるが、天守はじめ櫓は不燃建築であった。屋根は瓦で壁は土壁、燃えるものは中の木材

だが、木は太く厚く、天井は高かった。容易には燃えず、燃え出すまでには、かなりの時間がかかっただろう。砲撃を受けた会津若松城も燃えなかった。¹⁵厚板ではないが、彦根城天守には壁の中に栗石が七、八寸の厚さで詰められている。同じく天守櫓・西之丸三重櫓、佐和口多聞櫓にも二重壁がある。丸亀城大手一之門や高松城長櫓には太鼓壁と呼ばれる遺構があった。砂利や砂が充填されていた。大洲城の各櫓にも同様の二重壁があった。

¹⁶松本城や丸岡城は中央のみ連続窓で、丸岡城は突き上げ戸窓。その左右は壁で松本城には狭間があった（この狭間は窓戸を引くと使えないので、はずして使ったはずである）。

¹⁷月見櫓と呼ぶ限りは、この櫓では月見（宴）が行われたか。月見櫓は東面に壁がなく、満月の月を見るものではなく、西側の窓から上弦の月を見たとき「金城温古録」は記述している。月輪七の上弦の月は日の入り頃に南の空に見え、真夜中に沈む。上弦の月を鑑賞する月見会は他の史料にはほとんど見えない。暮る月ではなく沈む月だし、満月のように明るいわけではない。「温古録」（二一三〇～三三二頁）は、江戸城で細川三斎が上弦の月を愛でて詠んだ和歌を紹介するが、宴会があったとは記さない。

月見の主体が藩主なら、御成の目的も月見のように思われ、月が地平に沈むまで、酒のみ続けたものか。この月見の時に窓台を使用したのか、別の時、昼に使用したのか、わからない。窓台は二層あるのでは、気のおけない人物を横に暗闇にて夜に、のんできたのかもしれないけれど、この櫓の呼称「月見」には不自然なところがある。

窓台は高い位置から水平方向を見るのは都合がよいはずで、月見ではなく、昼間にこの櫓に御成したのなら、窓台の必要性はわかる。

¹⁸昭和実測図92「天守四層及五層東側鉅計詳細図」。

¹⁹「金城温古録」（三一六九～七〇頁）。

²⁰芝付がもし芝辻の転訛なら、芝辻は鉄砲鍛冶であった芝辻理右衛門の一統を指す。彼は大坂城攻撃の一貫五百目玉の大砲を試作した。現在靖国神社にあるものと同型という。芝辻砲は口径95mm、砲口部外形27mm、使用された弾丸は最大90mm、重さ一貫百匁と推定されている（前掲「図説 日本武器器成」）。

²¹およそ十八万近い玉が区別されていないため、役に立たないと書

いてある。小さな玉を前に入れて複数弾を打つことはあった（前掲宇田川「江戸の砲術」十八頁）。

なお大量の砲と弾丸の備蓄があったが、大量に消費する煙硝も莫大な貯蔵があっただろう。当初は天守に、やがて御深井丸煙硝蔵に、さらに鍋屋上野に煙硝蔵は移動した。硝石は本来は国内には産出しなかった。江戸時代に国産もできるようになるが、生産量は少なかった。「金城温古録」に「是迄、御用硝石は大坂に求め給ひしかども」という記述がある（二一四八頁）。大坂は生産地ではないはずだから、大量に消費する硝石は長崎貿易に依拠したのではなからうか。

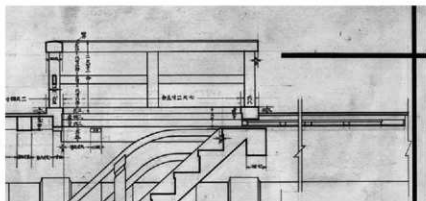


図19 昭和実測図99「天守初層及二層御成階段断面詳細図」(部分)
三つ坪(金具)は他の階段にはなく、ここにもみ描かれている。

〈史料紹介〉

名古屋城天守宝暦大修理関係史料と「仕様之大法」

木村慎平・堀内亮介・武田純子

目次

解題1 名古屋城天守の宝暦大修理と「仕様之大法」

堀内亮介

解題2 明治以降における名古屋城関係史料の伝来について

木村慎平

〈翻刻〉「御天守御修復取掛り方惣出来迄仕様之大法」

解題1 名古屋城天守の宝暦大修理と「仕様之大法」 堀内 亮介

はじめに

名古屋城天守は、慶長十七年（一六一二）に完成して以降、元文五年（一七四〇）までの間に、計十三度の修復工事が行われた。これらの修復工事は、宝永六年（一七〇九）の修理を除いて、屋根・壁・破風などの細部修理が中心であった。

しかし、寛延三年（一七五〇）になると、尾張藩内で石垣の孕みだしにともなう天守の傾きが問題視されるようになり、天守の部分解体を含む大規模な修復工事が行われることになった。宝暦二年（一七五二）から宝暦五年（一七五五）までの約三年間にわたって実施された宝暦大修理である。この修理については、図面を含む数々の史料が残されており、江戸時代における城郭修理の中でも類例のない大規模工事であったことが知られている。

宝暦大修理に関しては、昭和十六年（一九四一）に発表された城戸久氏の論文によって、概要および具体的な検討成果が初めて示された。城戸氏は、尾張藩士・奥村得義が筆写した史料である「国秘録 御天守御修復中」に収録された宝暦大修理に関する記録と、論文執筆当時に陸軍築城本部が所持していた宝暦大修理の図面史料を照合することにより、天守の修理前の状況と工事経過を検討し、修理の概要を明らかにした。

城戸氏の研究以降、宝暦大修理はほとんど再検討されることなく、おおむね城戸氏の研究成果が受け入れられてきた。しかし城戸論文では、宝暦大修理の基礎的な文献史料といえる「御天守御修復取掛り方惣出来迄仕様之大法」（以下、「仕様之大法」）が参照されておらず、その他図面史料の具体的な検討も、長きにわたってされてこなかった。こうした状況の中、平成二十一年（二〇〇九）には、龍和善氏・加藤由香氏によって、「仕様之大法」を含む宝暦大修理関係史料の検討が行われた。

龍氏らの論文では、「仕様之大法」をはじめとする名古屋城総合事務所が所蔵する関係史料のほか、新発見の伊藤次郎左衛門家に伝来した図面史料を検討し、工事内容を詳細に分析している。宝暦大修理関係史料の所蔵者と伝来についての考察は

じめ、天守を引き上げる際の工程や石垣積み替え工事の手順などを具体的に論じており、宝暦大修理が再び取り上げられることになった。

こうした先学による研究成果により、宝暦大修理関係史料は、江戸時代における城郭の大規模な修復方法を知るうえで、高い価値を持つことが明らかとなっている。とりわけ「仕様之大法」は、宝暦大修理完了後に、尾張藩の作事奉行と普請奉行が工事の概要をまとめたもので、工事の全体像を具体的に把握できる貴重な史料である。

そこで、今回の紀要で「仕様之大法」の全文翻刻を掲載することにより、この史料を広く一般に紹介し、今後の名古屋城および城郭修理に関する研究の一助としたい。

一 宝暦大修理関係史料の伝来について

まずは、本稿で翻刻を掲載する「仕様之大法」を中心に、宝暦大修理関係史料の概要と伝来について検討したい。

(1) 宝暦大修理関係史料の概要

現在確認できる宝暦大修理関係史料は、①名古屋城総合事務所所蔵史料（以下、名古屋城本）、②宮内庁宮内公文書館所蔵史料（以下、宮内公文書館本）、③伊藤次郎左衛門家に伝来した個人所蔵史料（以下、伊藤家本）に大きく分けられる。これらの史料の内訳を比較したものが、表1（六四頁）である。

なお、宮内庁図書寮文庫の未整理史料の中にも、「御城御石

垣絵図」をはじめとする名古屋城関係史料が確認されており、宝暦大修理関連の史料が存在するとみられる。図書寮文庫史料については、現時点で実見していないため、今後の検討課題としたい。

ほかに確認できる関係史料としては、伊藤家本の写本である④名古屋市鶴舞中央図書館所蔵史料、⑤徳川林政史研究所所蔵の「国秘録 御天守御修復 中」がある。

また、近代には所在が確認できていたものの、現在は所在不明となっている史料も存在する。

まず、宮内公文書館本の筆写元であることが判明している、愛知県土木課所蔵史料が挙げられる。さらに、先述した城戸論文には、陸軍築城部本部の所蔵史料として、宝暦大修理関係の図面史料が引用されており、戦前に陸軍築城部本部が関係史料を所持していたことが分かっている。これら二つの史料は、現在では所在が確認できないため、実見することができない。

本稿で翻刻した「仕様之大法」は、現在、名古屋城本と宮内公文書館本にそれぞれ一冊ずつ含まれている。そこでまずは、名古屋城本と宮内公文書館本について概説し、内訳を比較することによって、「仕様之大法」の伝来過程を考察していきたい。

(2) 名古屋城本と宮内公文書館本

まず、名古屋城本は、昭和五年（一九三〇）名古屋離宮の宮内省から名古屋市への移管にあわせて、名古屋城の所蔵となっ

た史料で、黄表紙の④「内匠寮本」と青表紙の⑤「主殿寮本」の二系統がある。表装・紙質・蔵書印・伝来過程¹⁸⁾から、これら二つの史料は、宮内省が名古屋離宮を管理していた時期に作成された写本であることが明らかである。

内匠寮本と主殿寮本は、現在それぞれ「金城録付録」と「金城温古録付属書類」として管理されており、これらの史料群に宝暦大修理関係史料が含まれている。宝暦大修理関係史料のうち、図面史料は内匠寮本と主殿寮本の両方に存在するが、「仕様之大法」については内匠寮本だけに存在している。

一方、宮内公文書館本は、「名古屋城並付属書類」として管理されており、「金城録」などの名古屋城全般に関する史料の中に、「仕様之大法」が含まれている。宮内公文書館本の伝来は他の史料群と比べて明確で、明治二十三年（一八九〇）一月に、宮内省内匠寮の技師であった木子清歌¹⁹⁾が、当時愛知県土木課が所持していた名古屋城関係史料を借り受けて筆写させたものであることが判明している。²⁰⁾

なお、木子が愛知県土木課から借り受けた史料については、先述したとおり所在不明であるため、宮内公文書館本「仕様之大法」の筆写元を確認することはできない。

つまり、現在確認できる「仕様之大法」は、すべて近代に宮内省の関係者によって作成されたものであることが判明している。また、二系統の名古屋城本及び宮内公文書館本の史料内訳を比較することによって、「仕様之大法」を含む史料の転写関係について検討できる。

まず、表1の内匠寮本と主殿寮本を比較すると、主殿寮本に含まれている史料はすべて内匠寮本と重複しているが、内匠寮本には主殿寮本に含まれない史料が存在していることが分かる。さらに、内匠寮本と宮内公文書館本を比較すると、内匠寮本から主殿寮本との重複分を除いた史料は、すべて宮内公文書館本と重複する史料であることが分かる。よって、内匠寮本は、主殿寮本と宮内公文書館本が合わさった史料群であると推測できる。さらに、内匠寮本の史料にはすべて黄色の表装が施してあり、筆致も同一であるため、すべての史料が同時期に筆写されたことがほぼ明らかである。

以上から、内匠寮本は主殿寮本と宮内公文書館本がそれぞれ成立した後で、何らかの必要性から両方を筆写して、同一の史料群としてまとめたものであると考えられる。

これらを踏まえて、「仕様之大法」の伝来過程に着目すると、内匠寮本「仕様之大法」は主殿寮本に由来する図面史料とは異なり、宮内公文書館本に由来する史料であることが分かる。換言すると、明治二十三年に筆写された宮内公文書館本「仕様之大法」をさらに筆写したものが、内匠寮本「仕様之大法」であり、伝来過程を見る限りでは、宮内公文書館本「仕様之大法」がより原本に近い史料であると考えられる。また、宮内公文書館本の筆写元である愛知県土木課所蔵の「仕様之大法」は所在不明であるため、現在確認できる「仕様之大法」の中では、宮内公文書館本がもっとも成立が早いことになる。

一方、主殿寮本は、「金城温古録付属書類」という史料名の

とおり、名古屋城総合事務所蔵の「金城温古録」の付録として扱われている。この「金城温古録」にも青い表装が施されており、「付属書類」と同時期に作成された写本であることが推測される。

主殿寮本については、明治二十六年（一八九三）名古屋城が陸軍省から宮内省に移管された際に受け渡された史料と、おおよその内訳が重なっているが、主殿寮本には陸軍省の蔵書印等が確認できず、主殿寮の蔵書印のみが押されている。よって、名古屋城移管時に陸軍省が所持していた史料を宮内省が筆写したものである可能性が高いとみられる。

また、城戸論文に引用された陸軍築城部本部の史料は、論文での引用箇所の記述が主殿寮本と同一内容であり、さらに、引用写真には主殿寮本には見られない虫食い跡が確認できる。よって、主殿寮本の筆写元である可能性が考えられる。

城戸論文では、名古屋城関係の史料が陸軍築城部本部の所蔵になった経緯は明確にできないとしたうえで、陸軍築城部本部所蔵本が尾張藩から引き継いだ原本であるとの推測がなされている。築城部本部の史料が実見できない現状では、原本かどうかを判断することは難しいが、いずれにせよ、主殿寮本は陸軍省に由来する史料であることはほぼ明らかである。

（3）伊藤家本

以上、名古屋城本と宮内公文書館本の伝来過程について考察してきたが、これらの史料以外にも、伊藤次郎左衛門家に

伝来した個人蔵の宝暦大修理関係史料が存在している。

この伊藤家本は、元々は宝暦大修理で作事奉行を務めた寺町兵左衛門の子孫に伝わったものであり、明治期になって伊藤次郎左衛門の手に渡ったことが判明している。伊藤家本は、大正三年（一九一四）頃、伊藤家から宮内省に寄贈されていたが、名古屋離宮の名古屋市への移管にともない、昭和六年（一九三一）に伊藤家へ返却された。

なお、大正期の名古屋市史編纂時に、伊藤家本の写本が作成されている。この写本が、前述の名古屋市鶴舞中央図書館所蔵史料である。

伊藤家本の史料は、ほとんどが図面史料であり、大部分は主殿寮本の図面史料と同一内容である。ただし、伝来および紙質・筆致をみると、近世に成立した史料であるとみられ、宝暦年間に寺町兵左衛門が所持していた原本であると考えられる。また、史料の内訳をみると、主殿寮本には含まれない図面が確認できるほか、一部図面には主殿寮本にはない記述がみられる。

これらの点から推測すると、宝暦大修理関係の図面史料は、本来尾張藩が所持していた原本と、寺町兵左衛門が所持していた原本の二系統が存在していたと考えられる。このうち尾張藩が所持していた原本は、明治初年の段階で愛知県を経て陸軍省に引き渡されたとみられ、名古屋城が陸軍省から宮内省に移管された後に作成された写本が主殿寮本であると考えられる。一方、寺町兵左衛門が所持していた原本は、先述したとおり、明治期に伊藤家に伝わったと考えられるのである。

二 宝曆大修理関係史料の内容

前項では、史料の伝来過程を中心に検討を加えたが、ここでは表1で提示した史料のうち、「仕様之大法」の内容を検討するうえで特に重要なものを紹介する。

(1) 「仕様之大法」

「仕様之大法」は、先述のとおり、近代の写本が二冊確認でき、二冊とも「御天守御修復取掛り方惣出来迄仕様之大法」という表題が付けられている。

宝暦二年（一七五二）二月から宝暦五年（一七五五）二月に至るまでの宝曆大修理の工事過程がまとめられており、末尾の記述から、修理を担当した作事奉行と普請奉行が、修理完了後の宝暦五年二月にまとめた記録であることが分かる。²¹

名古屋城本は宮内公文書館本を筆写したものであるとみられ、ほぼ同一の内容が記されている。ただし、宮内公文書館本では割注になっている箇所が、名古屋城本では本文に続いて記されているなどの違いが見受けられる。これは筆写の過程で、誤字や写し間違いが生じたためと考えられる。

「仕様之大法」は、史料の作成意図や時期が明確であり、工事過程が詳細に記されているため、宝曆大修理を知る際の最重要史料であるといえる。天守を引き上げる方法や、石垣の積み替え手順が具体的に示されているため、修理工事の詳細について知ることができる。さらに、宝曆大修理関係の図面史料を解釈するうえで参考になる。

(2) 「国秘録 御天守御修復 中」・「御天守御修復留」

「仕様之大法」以外の文献史料としては、先述の城戸論文²²に引用されていた徳川林政史研究所蔵の「国秘録 御天守御修復 中」が挙げられる。

「国秘録」とは、「金城温古録」の編者である奥村得義が、同書編纂のために収集した史料をまとめたものであり、このうち「御天守御修復 中」に、宝曆大修理関係史料が収録されている。

そのなかに含まれる「御天守御修復之次第并御用懸之輩姓名掛札之留」（以下、「掛札之留」）は、宝曆大修理後天守穴蔵内に掲げられた修理銘板を写したものであり、史料末尾の年記から、銘板は宝暦五年二月に作事奉行と普請奉行の連名で作成されたことが分かる。この銘板は現存しないため、失われた銘板の内容を伝える唯一の史料となっている。

「掛札之留」の記述内容は、「仕様之大法」と比べて情報量が少なく、重複する部分も多いが、天守台石垣の孕みだし部分が西北隅の折れ回しであることや、宝曆大修理開始以前に堀の埋め立ての可否を評議していたことは、「仕様之大法」には記されない貴重な情報である。また、工事の関係者名が列記されており、宝曆大修理の際に尾張藩の諸役人がどのような職人を監督していたのかが確認できる。これらの理由から、「掛札之留」は「仕様之大法」の内容を補足する貴重な史料であるといえる。

宝曆大修理関係の文献史料には、先に紹介した二点に加え、

名古屋市蓬左文庫所蔵の「御天守御修復留」という史料がある。

この史料は、作事奉行や普請奉行ら尾張藩の役人が、宝暦大修理の際に諸役人に出した達書を記録したもので、宝暦二年（一七五二）のみ記録が残存している。また、これら三点の文献史料を補完する図面史料も多く存在する。

(3) 図面史料

次に、図面史料についてみていく。まず、「御天守御修復仕様平之方ヨリ見渡之図」と、「御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図」の二種類は、天守および天守台石垣を「平之方（北側）」と「妻之方（西側）」からみた断面図である（この二つを総称して、以下、「見渡之図」とする）。図面には、内堀内に設置された井楼や、天守内に設置された仕掛けが書き加えられている。名古屋城本に収録されているほか、伊藤家本にもほぼ同様の図面が収録されており、記述内容はどれもほぼ同一だが、伊藤家本「妻之方」の一部には、名古屋城本にはない、遣方に関する記述がある。作成時期や作成意図については、図面中には記されていないため不明だが、「仕様之大法」に記された天守の引き上げ工法を視覚化して表した図面であると考えられる。この図面によって、天守柱に縄を張り、大型のろくろ状の装置で柱を引き上げた様子が分かる。基本的には天守の引き上げに関する図面だが、石垣解体時の土留方法が描かれているため、天守台石垣の修復実態を検討するうえでも重要である。

ついで、「御天守御石垣取解方起指図」（以下、「起指図」）は、石垣の積み替え手順を立体的に示した起し図で、積み替え範囲が八段階に分けて図示され、簡単な作業内容が書き加えられている。「見渡之図」と同様に、名古屋城本と伊藤家本に収録されている。作成時期や作成意図についても、同じく不明だが、「仕様之大法」の記述と比較することによって、具体的な積み替え範囲を視覚的に確認できる。

また、「遣方図」は、天守台修復の基準となる石垣の形状を確認するために設置した遣方に関する図面で、全部で四種類ある。まず名古屋城本には、遣方本体の形状を示した図面が一種類と、石垣外面の寸法が記入された図面が二種類ある。また伊藤家本には、名古屋城本とは大きく内容が異なる、石垣外面の寸法が記入された図面が一種類ある。名古屋城本と伊藤家本で現存している図面が異なるため、「遣方図」に示された寸法を検討する際には、史料の伝来過程を考慮する必要がある。遣方に関係する図面としては、これらのほか、名古屋城本の「御天守御堀内遣方井楼之図」がある。この図面は、天守台を真上からみた平面図に、遣方の設置場所が貼紙で示されている。

修復工程以外にも、宝暦大修理の際の仮設番所や倉庫等の位置を示した「御深井丸内諸役人詰所御作事本所諸番所取建方指図」と称される図面があり、名古屋城内に設置された仮設の建物が平面図上に表されている。

こうした図面史料については、史料の性質がつかみにくく、

図面単独では理解が難しいが、「仕様之大法」の記述と照らし合わせることで、図面の作成意図が推測できるため、宝暦大修理の具体的な工法を知るうえで役立つものであるといえる。

三 宝暦大修理と名古屋城天守

ここからは、前項で紹介した宝暦大修理関係史料をもとに、宝暦大修理の概要について説明する。

(1) 宝暦大修理以前の名古屋城天守

まずは、慶長年間の名古屋城築城から宝暦大修理に至るまでの概略を述べておきたい。

徳川家康が名古屋城築城を決定したのは慶長十四年(一六〇九)のことであり、慶長十五年には公儀普請に動員された諸大名によって石垣普請が行われた。天守台石垣については、後世の記録や隅石に刻まれた「加藤肥後守」の刻印から、加藤清正が普請を担当したことが広く知られている。令和元年(二〇一九)には、清正が天守台石垣を築いたことを示す一次史料が、熊本大学附属図書館所蔵の松井家文書から発見されて話題となった²⁹⁾。

石垣普請から二年後の慶長十七年には、幕府から命令を受けた大工頭中井正清²⁸⁾の指揮によって天守の作事が行われ、同年中には五層五階の天守が完成した。

その後、慶長二十年の本丸御殿完成にともない、家康の九男義直²⁵⁾が名古屋城に入城し、名古屋城は尾張藩主の居城とし

て管理されることとなった。

名古屋城では、尾張藩によって継続的に建物や石垣の修復が行われていたことが知られている。天守の修復については、名古屋城本の「御天守二有之候看板之写」や、同内容が記された徳川林政史研究所蔵の「国秘録 御天守御修復 上」によって、寛文九年(一六六九)から元文五年(一七四〇)までの計十三度に及ぶ修理内容を知ることができる³⁰⁾。

それによると、宝暦以前の天守修理は、ほとんどが屋根・壁・破風などの細部修理が中心であったことが分かる。ただし、宝永六年(一七〇九)七月に完了した天守修理では、天守初重と二重の壁および柱を、比較的大規模に修理していることが確認できる。特に、西側の総柱の沈下を補正する作業が行われていたことが記されており、天守本体の西方向への傾きを補正したことが推測される。

なお、城戸久氏は、宝永六年の修理について、初重と二重に構造的な狂いが生じていたと考察しており、こうした構造的狂いの原因は、宝永四年十月に発生した宝永地震による被災であるとの見解を示している³¹⁾。もっとも、城戸氏の考察は、状況的に見た場合、天守傾きの原因は宝永地震である可能性が高いと述べたものであり、史料からは沈下の直接的な原因について確認できない。

しかしながら、宝永六年の段階で、宝暦大修理の際に認識されていたような天守の傾きが既に生じており、傾きを修正するための修理工事が行われたことは注目される。

(2) 宝暦大修理に至るまでの経緯

宝永六年（一七〇九）の修理以降も、断続的に天守の細部修理が行われていたが、宝暦大修理が行われる数年前には、再度天守の傾きが尾張藩役人の間で認識されるようになった。

天守の傾きが問題視されていたことが分かるのは、修理開始の二年前にあたる寛延三年（一七五〇）二月、八代藩主宗勝の本丸巡覧が実施されたときである。このときには天守台石垣の西北隅で既に孕みだしが起きており、宗勝も天守台の北側である御深井丸から孕みだしを視認した。また天守本体も西北方向に傾いており、天守の傾きを直すためには天守台石垣の修復を含む大規模工事が不可避であったとみられる。

宗勝巡覧後、尾張藩では天守を修復するための評議が開かれた。同年五月の段階では、石垣の孕みだし部分まで堀を埋め立て、傾きを抑える応急措置が検討されていたが、築城時の縄張が変更されること、埋め立て用の土の採集場所が遠いこと、一度埋め立てると掘り返すのが難しくなることなどの諸問題が懸念された。そのため、工事の実質的な監督者であった作事奉行が再度勘案した結果、同年七月に堀を埋め立てる計画は取り止めとなり、天守の一部を解体して石垣を積み直す計画に決定し、工事の準備が進められた。

天守の修復計画は幕府に上申され、寛延四年（一七五二）三月二十七日には、老中本多伯耆守から尾張藩に修復許可の老中奉書が渡された。同日には老中奉書を受けて、尾張藩家老から国元に対して天守全体の修復が命じられたとみられる。

(3) 宝暦大修理の開始

幕府から修復許可を受けた後、実際に修復工事が開始されたのは宝暦二年（一七五二）三月のことである。工事に先立つ二月十五日には、作事奉行である寺町兵左衛門と日下部兵次郎、普請奉行である林治右衛門と山吹儀兵衛の四名に対して、家老竹腰山城守が改めて天守全体修復の命令を出し、さらに作事と普請の職掌を区別することなく協力して修復に臨むこと、費用を減らしつつも手抜かりのないよう作業に当たることを訓示した。命令を受けた作事奉行と普請奉行は、同二十五日には早速、天守修復の足場を組むための木材を城内に運び入れるよう指示を出している。

三月十五日には、天守初重で、修復工事を開始する前の斧始の儀式が執り行われた。重臣である御城代衆・御側同心頭、御国御用人が出席し、作事奉行・普請奉行とその配下衆も入側に整列して儀式に参加した。斧始役は、作事奉行配下の御大小頭代二名が務めた。

以降、本格的に天守の修復工事が開始された。修復の手順は、まず天守の入側を部分的に解体して巨大なるくろく状の装置を取り付け、天守柱に括り付けた大縄を巻き上げることです。天守の傾きを補正する作業が行われた。次に天守を引き上げた状態のまま、石垣や裏土の安定を確認しつつ、石垣を一時的に解体して積み直した。最後に沈下した柱を持ち上げて天守を水平に整え、解体した入側を築き直し、瓦などを交換して修復を完成させるというものであった。

工事を進めるにあたり、まずは天守の東南隅柱を基準として他の柱の沈下状況が計測された。最も差があったのは石垣が孕みだしていた西北隅柱で、一尺二寸三分の沈下があったとされる⁴¹。この計測結果をもとに、天守を引き上げる度合が見積もられた。

ついで、修復時の足場である井楼と、石垣の高さや勾配を示すための遣方が設置された。井楼は天守台北側と西側の堀底から組まれ、さらに西北の御深井丸から天守内に入るための大棧橋が設置された。井楼は必要に応じて適宜解体と設置が行われており、木材を流用して無駄な費用を削減していた。また遣形は天守台石垣に沿って配置され、大幅な積み替えを行う西北隅と西南隅に二つずつ、上部のみ積み替えを行う東北隅に一つ設置された⁴²。遣方には、石垣勾配の基準を示した曲線状の板（反板）が取り付けられており、さらに井楼の端から同様の反板が取り付けられ、天守台石垣付近に五間間隔で設置されていた⁴³。これらの反板間に水平に縄を張ることで、石垣を積み替える際の基準にしたのである。

井楼や遣方の設置と並行して、天守の部分的な解体工事も進められ、初重目および二重目の西北入側が解体された。この部分は、天守の四隅にある大柱の外側にあたるため、建物の中心部に影響を与えず、なおかつ解体しなれば石垣積み替えの際に支障をきたすと思われる部分である。さらに三重目以下の瓦、破風、壁土も取り外され、城内各所の所定の位置に保管された。

これらの準備工事が完了した後、「揚方」と呼ばれる天守の引き上げ工事が開始された。揚方は北側と西側の二度に分けて行われ、石垣修復工事を挟んで進められた。工事内容は、まず天守の北側を南方向から引き上げている最中に天守台北面石垣を解体して積み直し、ついで西側で同様の工程を行うというものであった。

天守が予定通り持ち上がったのち、石垣修復が開始された⁴⁴。最初に天守台北面石垣の解体が行われ、西北隅を中心に、段階的に築石が取り除かれた。築石を取り除いた場所には、残した石垣を維持するための土留用の板（関板）が当てられた。北面石垣の積み替えが完了した後、西側の揚方があり、引き続き西面石垣の解体と積み替えが進められた。西面石垣に関しては、切抜部分の安定性が考慮され、解体と積み替えが交互に行われた。

こうして、宝暦四年（一七五四）三月二十七日には、大方の石垣積み替えが完了した。ただし切抜部分については、棧橋の通り道として利用されていた関係上、傾いた天守を水平に整える「起方」と呼ばれる作業を行ってから積み替えが実施された⁴⁵。起方では、柱の沈下によって不陸になっていた西側と北側の柱を引き上げており、一日ごとに少しずつ進められた。こうして石垣の積み替えが完了して、天守の傾きも補正されたのである。

以降は天守内外の作事が進められたとみられる。天守四重目以下の屋根は銅瓦に葺き替えられ、工事のために解体した

入側部分も新たに建て直された。

(4) 工事を完了とその後

以上の工事を終えて宝暦大修理が完了したのは、宝暦五年（一七五五）二月のことである。完了後、後世の参考となるように、工事記録がまとめられ（「仕様之大法」）、また天守地階には宝暦修理関係者を列記した銘板が掲げられた（「掛札之留」）。銘板によると、工事関係者は、記載されているだけで二七四名に及んでおり、尾張藩の役人のほか、配下として活動していた手代や職人の名前もみえる。特に、作事奉行の配下には大工頭、左官頭、葺師頭、石屋頭、御瓦師といった職人衆の棟梁が挙げられている。

同年五月十九日には、大修理完了後の天守を藩主宗勝が巡覧し、天守内で工事完成の祝儀を催している。同二十三日には宗勝から功労者に対して褒賞が与えられており、特に工事の責任者とみられる御側同心頭と御国御用人、実質的な工事を取り仕切った作事奉行と普請奉行には、大判を含む多くの褒美が下賜された。

なかでも作事奉行の日下部兵次郎は、大修理を主導した人物として認識されていたようで、後世の記録には大修理の功労者として名前が挙げられている。また同じく作事奉行の寺町兵左衛門は、先述のとおり大修理の図面史料を所持していたことが分かっている。これらの事例から、宝暦大修理の工事計画は、作事奉行が中心となって実施されていたことが推測される。

おわりに

以上、宝暦大修理関係史料の伝来過程および内容について紹介してきた。あらためて史料の性格について触れると、宝暦大修理関係史料は図面史料が大半であり、工事の状況を視覚的に表したものが多く残されている。一方、こうした図面史料は、どのような目的で作成された史料であるのか情報がほとんどないため、図面史料単独の検討では理解が及ばないことも多い。

こうした図面史料と比較したとき、「仕様之大法」は、大修理完了後、工事を担当した作事奉行と普請奉行によって作成された記録であることが末尾の記述から明らかで、着工から竣工までの修復過程が文章化されていることが特筆される。そのため「仕様之大法」に記された修復過程をもとに、図面史料で視覚化された工事の該当部分を推測することで、図面に記された意味を理解することが可能となる。

たとえば「起指図」によって視覚化された石垣修復過程は、「仕様之大法」で詳細に文章化されている。この記述により、西北隅石垣を解体する際に裏土の状態を確認したために、解体手順が二段階に分けられたことが判明するのである。

また「見渡之図」には、天守内に種々の装置や縄を巡らせて天守を引き上げた様子が描かれているが、図面に記された注記には、仕掛けの意味が部分的に示されているだけで、引き上げ工事の工程が不明である。この点でも「仕様之大法」

には、具体的な引き上げ工事の過程が文章化されているため、どのような工程であったか知ることが出来る。

これらの例から分かるように「仕様之大法」は、図面史料に表された内容を知る上でも貴重な史料であるといえる。よって、宝暦大修理関係の図面史料を検討する際には「仕様之大法」を確認することが不可欠である。こうした意味でも、今回の翻刻は、宝暦大修理および城郭修理に関する研究に寄与するものだと思われる。

注

1 「御天守ニ有之候看板之写」(名古屋城総合事務所蔵)。「国秘録 御天守御修復 上」(徳川林政史研究所蔵)。表2も参照のこと。

2 城戸久「名古屋城大天守宝暦大修理考」(「建築学会論文集」第二二号、一九四一年)

3 一七九三〜一八六二。名古屋城に関する記録や古事をまとめた書物である「金城温古録」の編者。

4 徳川林政史研究所蔵。

5 陸軍省管轄下の要室内建築を担当していた組織。明治三十年(一八九七)の築城部条例によって設置され、本部は東京に置かれた。

6 龍和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」(「日本建築学会計画系論文集」第七四巻・第六三八号、二〇〇九年)、加藤由香・龍和善「名古屋城大天守宝暦大修理における仮設工事について」(「日本建築学会計画系論文集」第七四巻・第六四四号、二〇〇九年)、龍和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」(「日本建築学会計画系論文集」第七四巻・第六四五号、二〇〇九年)、同「名古屋城大天守宝暦大修理における本体上げ起し

修理について」(「日本建築学会計画系論文集」第七五巻・第六五一号、二〇一〇年)同「名古屋城大天守宝暦大修理における各部修理について」(「日本建築学会計画系論文集」第七五巻・第六五三号、二〇一〇年)

7 内藤昌福「日本名城集成 名古屋城(小学館、一九八一年)四〇頁に

よると、宮内庁書陵部所蔵の名古屋城関係史料は十六点ある。その後、平成二十二年(二〇一〇)宮内庁書陵部の改組にともない、「仕様之大法」を含む五点は、宮内公文書館の所蔵となった。「御城御石垣絵図」や宝暦大修理関係の図面史料を含む十一点は、図書館文庫の未整理史料の中に存在するとみられる。

8 前掲注2。

9 明治二十六年(一八九三)、名古屋城の本丸周辺は陸軍省から宮内省に移管され、昭和五年(一九三〇)まで名古屋離宮が置かれた。

10 伝来過程については、解題2も参照のこと。

11 一八四五〜一九〇〇。代々禁裏の大工を勤めた木子家に生まれ、明治六年(一八七三)宮内省内匠寮に技師として出仕、明治宮殿等の建築を手がけた。名古屋城の宮内省移管時には、城内の視察および史料収集を行ったほか、明治二十四年(一八九一)に発生した濃尾地震による名古屋離宮の被災状況を調査している。

12 「金城録並付属書類」(宮内庁宮内公文書館蔵)の秩にある貼紙による

こと、明治二十三年一月に木子清敬が名古屋城の見分を命じられた際、愛知県土木課から借り受けて謄写させた史料であると記されている。このことは「名古屋城(名古屋離宮)加藤忠恕宛木子清敬名古屋城(名古屋離宮)関係史料借用書」(東京都立中央図書館木子文庫蔵)および「名古屋城(名古屋離宮)建築関係図面文書目録」(明治二十三年一月十七日調)」(同館蔵)の記述からも裏付けられる。

13 解題2を参照のこと。

14 前掲注2。

15 江戸時代以来の名古屋の有力商家で、代々次郎左衛門を名乗った。松坂屋百貨店の創業者一族。

16 寺町忠利(？、一七八一)。宝暦大修理時に、作事奉行と木曾材奉行を兼任。高三百石。これ以前に白鳥材奉行、勘定奉行を歴任。

17 伊藤次郎左衛門祐昌（二八四八〜一九三〇）。十四代当主。

18 伊藤家本には宮内省の蔵書印が確認でき、蔵書印の上から昭和六年

（一九三二）七月付の清印が押されている。

19 名古屋市役所編『名古屋史』。全七編十冊。大正四年（一九一五）から昭和九年（一九三四）にかけて刊行された。

20 『原園ハモト寺町兵左衛門所蔵ニシテ現今ハ市内西区茶屋町伊藤次郎左衛門氏所蔵タリ。大正三年十一月』との朱書がある。

21 翻刻九〇頁を参照のこと。

22 前掲注2。

23 『名古屋御城御普請衆御役高覧』（熊本大学附属図書館所蔵松井家文書）。慶長十五年（一六〇〇）四月十八日付の文書で、名古屋城普請に動

員された諸大名の役高が記された一次史料。加藤清正が天守台の普請役

を担ったことが確認できる。

24 一五六五〜一六一九。大和守。江戸幕府の初代京都大工頭。畿内の大

工事を統率する立場にあり、名古屋城天守および本丸御殿の作事にも携

わった。

25 徳川義直（一六〇〇〜一六五一）。初代尾張藩主。はじめ義知を名乗り、

義利、義直と改名。

26 前掲注1。

27 城戸久「名古屋城天守既往の修理に就て」（名古屋高等工業学校学術

報告」第八号、一九四二年）

28 徳川宗勝（一七〇五〜一七六一）。八代尾張藩主。尾張徳川家の分家で

ある川田久元松平家の出身で、二代藩主光友の孫にあたる。はじめ高須

藩を継ぎ、元文四年（一七三九）に尾張藩を継いだ。

29 『国秘録 御巡覽留統編 二』（徳川林政史研究所蔵）。尾張藩主の本

丸巡覽に関する記録がまとめられた史料。寛延三年（一七五〇）二月

二十四日の宗勝巡覽では、「御深井丸江被為成、御天守台御石垣はらみ候

所御覽」と記述があり、天守台の申込みだが問題視されていたことが分

かる。

30 『国秘録 御天守御修復 中』（寛延三年五月「御天守御堀御普請之儀

二付重而申達之書付」）。

31 『国秘録 御天守御修復 中』（寛延三年七月「御天守御修造之儀三付

達書等之留」）。

32 本多正珍（一七〇一〜一七八六）。駿河田中藩主。延享三年（一七四六）

から宝暦八年（一七五八）まで老中を務めた。

33 『公刃』（御記録）（徳川林政史研究所蔵）寛延四年三月二十七日条。御

記録は、尾張藩の御記録所で編纂された藩政記録で、寛政期から享和

期（一七八九〜一八〇四）にまとめられた。幕府関係記事をもとめた「公

刃」（御記録）と、尾張藩内の出来事をもとめた「御家」（御記録）の二つ

がある。

34 『御家』（御記録）寛延四年三月二十七日条。

35 翻刻七九頁を参照のこと。

36 日下部方信（？〜一七九六）。作事奉行、高二百五十石。これ以前に勘

定奉行を勤め、宝暦五年（一七五五）七月からは木曾材木奉行を兼任。

37 林充綱（？〜一七七七）。普請奉行。これ以前に勘定奉行、作事奉行、

木曾材木奉行を歴任。

38 山吹雅正（生没年不詳）。普請奉行、高四百石。

39 竹腰正武（一六八五〜一七五九）。附家老（両家年寄）、高三万石。実

父は石河草長。竹腰正辰の養子に入り、宝永六年（一七〇九）に家督を

相続。同七年、従五位下山城守に叙任。

40 『御天守御修復留』（名古屋市蓬左文庫蔵）宝暦二年二月二十五日付の

覧による。「御天守御用井楼木大小角壹万本、追々ニ御深丸透御門内へ入

置申候、右御断」との許可願が、御普請奉行と御作事奉行の連名で出さ

れたことが分かる。

41 翻刻八〇頁を参照のこと。口絵2「水積墨引」は、天守柱の沈下具合

を計測し、引き上げる寸法を表した図面である。

42 遺方については、口絵3・4・5も参照のこと。

43 翻刻八三頁のほか、「御天守御堀内遺方井楼之図」（名古屋城総合事

務所蔵）に遺方の位置が示されている。

44 『御天守御修復仕様津満之方ヨリ見渡之図』（個人蔵）には、井楼の端

から取り付けられた反板に関する記述として、「向く十間やり形反形、成

突隅反形同断二離立拵、間五間ま二御石垣外面より五寸宛除取付ケ」と

ある。文意としては、「遺方に取り付けた反形を、西北隅の反形と同様に
継ぎ合わせて拵え、五間間隔で石垣外面より五寸ずつ離して取り付けた」と
と解釈できる。この記述は、名古屋城総合事務所蔵の同名史料（口絵6
―1―）には確認できない。

⁴⁵ 翻刻八二頁を参照のこと。

⁴⁶ 翻刻八三頁を参照のこと。

⁴⁷ 関板は「見渡之図」の石垣解体部分にも描かれている。

⁴⁸ 翻刻八五頁を参照のこと。

⁴⁹ 「国秘録 御巡覽留統編 二」（徳川林政史研究所蔵）。宝暦五年五月
十九日の宗勝巡覽では、修理完了後の天守に登っている。

⁵⁰ 「御家」御記録」（徳川林政史研究所蔵）。宝暦五年五月二十三日条。

⁵¹ 「水いはひ」（名古屋市鶴舞中央図書館蔵）。十九世紀中頃に記されたと

みられる著者不明の随筆。宝暦大修理関係の記事の中に、「御城御天守の
少し傾きしを目下部兵次郎工夫にて修理ありしは百有餘年むかしの事也」
との記述がある。

表1 名古屋城関係史料群の比較

①名古屋城総合事務所(『金城録及び付図』)		②名古屋城総合事務所(『主要棟本(『金城録』付図Ⅰ)』)		③宮内庁内公文書類(『金城録並付風書類』)	
1	金城録			1	金城録
2	町場受致絵図			2	町場清絵図
3	名古屋御城石垣絵図	3	名古屋御城石垣絵図		
4	文政十年丁酉四月御天守櫓木地仕口寸尺之図			4	御天守櫓木地仕口寸尺図面
5	御殿向引渡諸取図			5	御殿向引渡二付諸取図
6	最初段御天守初重本御櫓柱本榎指図	6	御天守初重本御櫓柱本榎指図 最初段		
7	中途改御天守初重惣柱本榎指図	7	御天守初重惣御柱本榎指図		
8	御天守櫓力榎引 有米姿	8	御天守櫓力榎引		
9	御天守本榎指引 有米姿	9	本榎指引 一		
10	御天守本榎指引 櫓木	10	本榎指引 二		
11	御天守本榎指引 出来方	11	本榎指引 三		
12	御天守五重目御見通方角板指図之事	12	天守五重目御見通方角板指図之事		
13	御天守御修葺平之方より見渡之図	13	御天守御修葺之仕様 平之方より見渡之図		
14	御天守御修葺基之方より見渡之図	14	御天守御修葺之仕様 基之方より見渡之図		
15	御天守石垣取替力榎指図	15	御天守御石垣取替力榎指図		
16	御深井丸内諸御受人詰所 作事元細處諸藩所取建図	16	御深井丸内諸御受人詰所 御作事本所諸藩所取建方指図		
17	御天守御櫓内遣形并様之図	17	御天守御櫓内遣形并様之図		
18	遣方図 北方	18	遣形 西方		
19	遣方図 西方	19	遣形 北方		
20	遣方図配寸尺之図	20	遣形図配寸尺之図		
21	御天守櫓野地之図	21	御櫓野地之図		
22	御天守二重之櫓看板之写			22	御天守二重之看板之写
23	御天守御櫓段取掛りより御出来仕様之大法			23	御天守御櫓段取掛りより御出来仕様之大法
24	御木丸御殿中御絵	24	名古屋御木丸御殿中御絵		
25	名古屋御木丸御殿中御絵			25	御木丸御殿中絵図
26	名古屋御城御普請 町場清絵図附様	26	名古屋御城御普請 町場清絵図附様		
27	名古屋御城御普請 町場清絵図附様			26	名古屋御城御普請
28	名古屋御天守御殿員数図	28	名古屋御天守御殿員数図		
29	文化七年庚午十一月御天守御殿員数図			29	御天守御殿員数図

・史料名は、各所蔵機関での管理上の名称とした。

・18は、内匠寮本では「遣方図 西方」、主殿寮本では「遣方 西方」となっているが、両方とも「北ノ輪廻り方西面」の「遣方図」である。
 ・19は、内匠寮本では「遣方図 西方」、主殿寮本では「遣方 北方」となっているが、両方とも「西ノ輪廻り方北面」の「遣方図」である。

①伊藤次郎左衛門家所蔵本		【参考】①名古屋城本(②内匠家本(『急城絵及び付図』))	
	名古屋城本と重復する史料		伊藤家本と重復する史料
A	御天守五重目御見通地名方角墨引	12	御天守五重目御見通方板指図之写
B	御天守御修復 平之方ヨリ見渡之図	13	御天守御修復平之方ヨリ見渡之図
C	御天守御修復 津清之方ヨリ見渡之図	14	御天守御修復東之方ヨリ見渡之図
D	御天守御石垣取方壘形起指図	15	御天守石垣取方壘形起指図
E	御深井丸内詰御役人詰所御作事本ノ所請番所取建方指図	16	御深井丸内詰役人詰所 作事元前總請番所取建図
伊藤家本だけにある史料		伊藤家本では複製できない史料	
F	御石垣築り形図	6	最初改御天守初重本御欄柱木積指図
G	御天守地階図	7	中途改御天守初重御柱木積指図
H	御天守地階 御天守平地階	8	御天守起方墨引 有米袋
I	御天守地階 御天守臺地階	9	御天守水積墨引 有米袋
J	御天守上見通柏園	10	御天守水積墨引 出来方
K	御天守五重目御見通地名方角	11	御天守水積墨引 出来方
L	御天守五重目御見通地名方角付縁	17	御天守御堀内遺形井橋之図
		18	遺方図 北方
		19	遺方図 西方
		20	遺方勾配十尺之図
		21	御天守堀真野地之図
		22	御天守二有之候倉庫之写
		23	御天守御修復取掛りより掘出来花仕舞之大法

・伊藤次郎左衛門家所蔵史料は、デジタルソフトを付けて分装した。

・【参考】の名古屋城本は、宝暦大修理関係史料だけを抽出した。

表2 「御天守御有之候看板之写」にみえる名古屋城大天守の修理履歴

年号	西暦	内 容
1 寛文九年	1669年	・初重～五重の壁・屋根修理 ・二重・三重・四重の階段に明かり取り窓を設置
2 貞享二年	1685年	・初重～五重の屋根・破風修理
3 宝永六年	1709年	・初重・二重の壁・屋根・破風修理 ・西側窓柱の起こし上げ
4 享保五年	1720年	・三重・四重の屋根・破風修理
5 享保十年	1725年	・二重～四重の屋根・破風修理 ・五重の壁・窓戸修理
6 享保十一年	1726年	・二重～四重の屋根・破風・梁・柱修理 ・五重の屋根・破風・壁・金鯨修理 ・初重の階段に明かり取り窓を設置
7 享保十三年	1728年	・初重～五重の漆喰壁・窓戸・敷居・水抜の全面修理
8 享保十五年	1730年	・三重～五重の屋根・破風・壁修理 ・金鯨の修理、改鋳、鳥除け設置
9 享保十七年	1732年	・二重～四重の屋根・破風・壁修理
10 享保十九年	1734年	・初重～五重の壁・窓戸の漆喰を塗り直し ・五重の屋根修理、金鯨に鳥除け設置
11 享保二十年	1735年	・三重の梁・柱などの修理
12 元文四年	1739年	・初重～五重の壁・窓戸・屋根の全面修理 ・二重～四重の破風修理
13 元文五年	1740年	・初重～五重の壁・屋根・破風・窓戸の全面修理

解題2 明治以降における名古屋城関係史料の伝来について

木村 慎平

はじめに

解題1でみたように、現在名古屋城天守の宝暦大修理に関する主要な史料群として名古屋城総合事務所本（このなかに、「主殿寮本」と「内匠寮本」の二種を含む）、宮内庁宮内公文書館本（以下、宮内公文書館本）、宮内庁書陵部図書寮文庫本（以下、図書寮文庫本）、伊藤次郎左衛門家に伝来した個人所蔵史料（以下、伊藤家本）、名古屋市鶴舞中央図書館本（以下、鶴舞図書館本）が存在している。このうち伊藤家本は、宝暦時代に作事奉行を勤めた寺町兵左衛門の家に伝来した史料を、明治期に伊藤家が譲り受けただけのものであり、鶴舞図書館本はその写しである（解題1参照）。一方、名古屋城と宮内庁が所蔵する史料群は、いずれも戦前の宮内省を経て伝わった史料群である。本稿では主に両機関が所蔵する史料群の、明治以降における伝来について検討したい。

その際、注意を要するのは、両機関には「名古屋御城石垣絵図」や「金城温古録」など、宝暦大修理と直接関係のない史料も、一体となって伝わっていることである。これらは当然、宝暦大修理に際して作成された史料とは成立事情を異にするが、史料の伝来過程を検討するには、一体として伝来してきた史料群全体に目を向ける必要がある。よって本稿では「金城温古録」等を含む史料

群全体を視野に入れて、その伝来過程を検討したい。

明治以降における名古屋城の変遷については、石川寛や朝日美砂子の研究が存在する。また「金城温古録」の写本系統については、桐原千文の研究があり、「名古屋御城石垣絵図」については、靖国神社遊就館所蔵の絵図を中心に検討した及川亘の研究が存在するが、いずれも宝暦大修理関係の史料を含めた史料群全体の伝来を検討したものではない。一方、一連の宝暦大修理関係史料を用いて工事過程を分析した鏡和善・加藤由香の研究は、史料群の伝来・転写関係にも言及しており、本稿の前提となる成果である。本稿ではこれらの研究を踏まえつつ、陸軍の公文書や尾張徳川家の記録を用いることで、各史料群の伝来過程や転写された意図を明確にしていきたい。

一 愛知県による旧藩文書廃棄と尾張徳川家への『金城温古録』返却

まず、明治四年（一八七二）の廃藩置県後、旧名古屋藩が所持していた文書類がどのような状態にあったのかを確認しておきたい。太田尚宏によれば、旧藩が所持していた文書を含む諸物品は、廃藩後もなく、尾張徳川家が引き取る私物と名古屋県（のち愛知県）が引き継ぐ官有物に分けられた。その基準は、おおよそ尾張徳川家の奥向きに関する物品等が私物とされ、諸役所など表向き物品等は官有物になったとされる。もともと、廃藩後の混乱した状況のなかで仕分けが進められたこともあり、その基準は必

ずしも明確ではない。

以上のような状況であったため、名古屋城に関係する史料についても、この時期の状態についてわかることは乏しいが、『金城温古録』については尾張徳川家側の史料からおおよその経緯がうかがえる。桐原千文によれば、明治六年、先のような状況のなかで尾張徳川家は県から一部の文書の返却を受けた。そのなかに『金城温古録 志部 内九ヨリ拾三迄欠本』が含まれていた。ここから明らかのように、『金城温古録』は廃藩後、いったん県の所有となつたのち、明治六年に尾張徳川家へ返却されたが、県のもとにあるあいだに九から十三までの五冊が失われてしまつたのである。

この欠本を補うため、尾張徳川家は明治十一年五月九日、『金城温古録』編者である奥村得義の養子・定が所蔵する本を借り受け、謄写本の作成をおこなつた。謄写作業は同年七月三十一日に完了し、尾張徳川家の所蔵する『金城温古録』は、この時点で編纂が完了していた前編三十一冊がそろつたこととなつた。後述するように、この補写作業とほぼ同時期、尾張徳川家は名古屋鎮台からの依頼を受けて、『金城温古録』を鎮台に貸し出し、鎮台がさらに謄写本を作成することになる。続いて陸軍側の史料から、この時期の名古屋鎮台における名古屋城関係史料収集の動向をみていきたい。

二 陸軍の「天守閣雛形及城中附屬之図書」修復と『金城温古録』謄写

陸軍の文書で名古屋城関係史料に関する言及がみられる最初の史料は、明治十一年（一八七八）五月十三日付の名古屋鎮台司令長官四条隆調から陸軍卿への伺である。このとき四条は「天守閣雛形及城中附屬之図書」の破損が著しいので、修復費を支出してほしいと願ひ出て、伺のとおり認められた。

『金城温古録』によれば、江戸時代には城内の西之丸古木多門と未申隅櫓に天守雛形が存在したという。このうち古木多門の雛形は「大雛形」で、未申隅櫓の雛形はより小ぶりであつたという。鎮台が所持していた雛形はこのどちらかであると推測される。一方、この文書でいう「城中附屬之図書」の内容は、この文書だけでは不明であるが、この時点で鎮台が天守雛形をはじめ名古屋城に関係する史料を一部所持していたことは明らかである。

さらに四条は翌十二年一月十七日、新たに『金城温古録』を見出して謄写させたので、謄写本の買上代支を許可してほしいと陸軍卿に願ひ出て認められた。四条は『金城温古録』の価値を、旧名古屋藩主徳川慶勝重代之秘蔵ニシテ、築城之方法、及其当時ヨリ近来ニ至ル迄之事跡并附近之地理等詳細シテ残ヌ所ナシ」と高く評価している。では、底本はどこから借りたのだろうか。

この時点で『金城温古録』を所蔵していたのは尾張徳川家と奥村家だけである。そこで尾張徳川家の「家扶日記」をみると、明治十一年に名古屋鎮台からの依頼を受けて、『金城温古録』を貸し出したことが記録されており、鎮台が謄写した『金城温古録』の

底本は尾張徳川家本であったことがわかる。前述のように、この年、尾張徳川家では『金城温古録』の補写を行っており、補写の完了した九から十三も、ただちに鎮台へ貸し出していった。

さらに同家の史料には、鎮台が「御駐轡（天皇の訪問）ニ付諸事情密取調」のため「金城温古録」を求めたことが記されている。石川寛によれば、明治十一年十月二十七日、明治天皇は北陸・東海道巡幸の途次で名古屋城に立ち寄り、天守に登った。このとき四条司令長官が天皇に意見を述べ、作業中の櫓・多門の解体が一時的に合わせになったという。以上の経緯から、鎮台が予算措置を待たずに『金城温古録』を謄写したのは、天皇の行幸に備えるためであったと考えられる。

話を謄写本作成に戻すと、鎮台の何を受けて参謀本部は二つの意見を示した。一つは、『金城温古録』は参謀本部でも必要な書物なので、もう一組謄写したいということである。もう一つは、『陸軍文庫図書出納規則』に従って、『金城温古録』は一度参謀本部が管轄する陸軍文庫に取めたいうえで、改めて鎮台に貸し渡す手続きをとる必要があるということであった。

明治九年二月に制定された「陸軍文庫図書出納規則」では、「陸軍部内必用ノ書籍図書」は、各鎮台等では「貯蔵」できない定めになっており、鎮台等が陸軍文庫の図書を利用するには、同規則第三章「東京外諸官解貸渡手続」の定めに従って図書を借用する必要がある。そして参謀本部は、この点は「名古屋城郭二附属之古図書類」にも当てはまると指摘した。これは前年に鎮台が修復した「城中附属之図書」のことを指していると思われる。

参謀本部の意見を受けて、名古屋鎮台は同年二月、「城郭附属古書類」を『金城温古録』と同便で陸軍文庫に送ったので、「印章御貼附」（陸軍文庫の蔵書印・蔵書票か）のうえで貸し渡してほしいと申し出た。この文書には「城郭附属古書類」の一覧が記されており、それを整理したのが表1のうち(1)「明治12年陸軍文庫移管時」の欄である。これをみると、名称に若干の異同はあるものの、現在名古屋城が所蔵する主殿寮本とほぼ一致していることがわかる。このうち、同年五月五日には『金城温古録』の謄写料が支出された。さらに同十七日には「名古屋城郭附属之古図書類」の謄写料も支出された。

この時点で、鎮台が謄写した『金城温古録』と、それを底本に陸軍文庫が謄写した『金城温古録』の二部が陸軍内に存在し、「城郭附属古書類」は鎮台のもとにあった原本と、陸軍文庫が謄写した謄写本の二種が存在したことになる。このうち、陸軍文庫から鎮台に『金城温古録』と「附属古図書類」が貸し渡されたはずであるが、その際の記録は存在しない。しかしながら、以下に見るように、以後も鎮台に関係史料が所在していたことは明らかであるため、史料が貸与されたことは間違いない。

三 天守閣雛形等の靖國神社遊就館への移管

以上のような鎮台・参謀本部の動きとは別に、明治中期には靖國神社遊就館も名古屋城関係史料の収集に乗り出した。明治二十年（一八八七）八月二十四日、名古屋鎮台参謀長阪元純熙は、城内で管理している名古屋城関係史料のうち、「天守閣雛形并二

城廓原図金城温古録等」について、靖國神社遊就館から出品の相談があったため、運搬費等の見積もりを添付して陸軍省総務局（以下、総務局）に伺いを立てた。これによれば、阪元は同年春に上京した際、この件について遊就館から相談を受けたという。靖國神社遊就館は明治十五年二月に開館し、二十年四月には大砲陳列場の増築工事が竣工しており、阪元が出品の相談を受けたのは遊就館の展示場拡大と関連していた可能性がある。また、添付された見積書には運送費のほかに「金城温古録」の贈写料が含まれており、同書については贈写本を作成して譲渡する方針であったことがわかる。

この伺いを受けて、総務局は九月十三日付で、「右運搬方並費用概算書相添、過日沖原中佐宛續々御照会之趣了承、然ルニ去ル十六季中御台參謀部方右費用概算書御差越、則別紙写之通ニ有之候処、今般之分ハ少々金高相上り候様ニ被存候」と鎮台に照会した。名古屋鎮台參謀部は既に明治十六年、同様の「費用概算書」を総務局に送っており、それに比べて今回の見積額が高額になっていたため、総務局はその理由を質したのである。ここから、遊就館は開館直後から名古屋城関係史料の収集に乗り出していたことがわかる。

この照会に対して、鎮台は九月二十四日付で、見積額の高騰は資金高騰や「金城温古録」贈写料が加わった結果であり、やむを得ないものだと言及した。総務局も鎮台の回答を受け入れ、当初の見積額で輸送が進められることとなり、十二月には天守雛形が東京に到着した。

表1 陸軍所蔵の名古屋城関係史料

(1) 明治12年陸軍文庫移管時 (2) 明治26年内省移管時 (3) 昭和16年陸軍築城部本部所蔵品

金城温古録	31冊		
名古屋御城石垣絵図	1		
名古屋御城御普請 町場請取絵図附録	1	名古屋御城御普請 町場請取絵図附録	巻冊
御本丸御殿中御絵	1	附屬入町場請取絵図	巻冊
御天守御堂員數図	1	名古屋御本丸御殿中御絵	巻冊
最初改 御天守初重本御柱木積図	1	名古屋御天守御堂員數図	巻冊
同 総方墨引		最初改 御天守初重本御柱木積図	巻冊
有來家		御天守御柱木積図同本積墨引等	巻冊
中途改 御天守初重本御柱木積図			
同 水積墨引			
横水			
御天守五重目 御見通方角板指図之写八枚	1	御天守五重目 御見通方角板指図之写八枚	巻冊
御天守御修葺ノ仕度 平ノ方見渡ノ図	大9枚	御天守御修葺之仕度 其他数枚	巻冊
同 表之方見渡ノ図			
御天守御石垣取解方墨方起指図			① 御天守御修葺仕度書之方より見渡之図
同 御堀内造形并様之図			② 御天守御石垣取解方墨方起指図
同 遺方図			③ 御天守御堀内造方并様図
同 御講野池之図			④ 遺方角配寸借之図、⑤ 遺方北方、⑥ 遺方西方
御天守丸内御御役人目録御作事元圖所遺書所取遺書指図			⑦ 御講野池之図
		(外二) 御見通方角板指図	⑧ 御天守丸内御御役人目録御作事元圖所遺書所取遺書指図

※下記の文獻をもとに作成した。

- ① 『2, 17名古名城御附屬の古蹟類編陸軍部へ申上』JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C0708004700、参謀本部 大日記-M12-61-117(防衛省防衛研究所)
- ② 『旧名古屋城に關する圖書引繼の件』JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03030799500、陸軍省 皇大日記-M26-8-10(防衛省防衛研究所)
- ③ 城戸久『名古屋城天守堂聖大修理考』、『建築學會論文集』第22号、1941年

上記の過程で遊就館に出品された「天守閣雛形并二城廓原図 金城温古録等」のうち、「天守閣雛形」と『金城温古録』についてはすでに記した通りであるが、問題は「城廓原図」が何を指しているのかである。可能性として考えられるのは、先に名古屋鎮台が修復した「城郭附屬古図書類」に含まれていた「名古屋御城石垣絵図」である。実際、現在の靖國神社遊就館は「名古屋御城石垣絵図」を所蔵している。この絵図の箱には、明治二十一年四月二十日付で、陸軍省總務局より絵図を受贈した旨を記したラベルが貼られており、このときに移管されたものであることが確実である。そうであるとすれば、この段階で名古屋城から「名古屋御城石垣絵図」の原本は失われたことになる。

一方、『金城温古録』については、鎮台が謄写した本と、それをもとに陸軍文庫が謄写した本、そして遊就館に送られた謄写本が加わったことになる。

四 宮内省内匠寮による愛知県所蔵史料の謄写

以上のような陸軍による史料の謄写とは別に、明治二十三年には宮内省内匠寮も名古屋城関係史料を謄写した。石川寛によれば、明治二十二年頃から陸軍は名古屋城保存のための経費負担を回避するため、城郭の一部を宮内省に移管することを求めており、宮内省でも移管に向けた調査にとりかかっていた。

こうしたなか、明治二十三年一月二十三日、宮内省内匠寮技師の木子清敬は、愛知県が所蔵する名古屋城関係史料十件を借用し

て謄写させた³³。その内訳を一覧にしたのが表2である。これを見ると、名称に若干の異同はあるものの、現在宮内公文書館が所蔵する史料の内容と一致している。そして宮内公文書館所蔵「金城録」等を納めた帙には、謄写人関重威が「此金城録并附屬書類ハ明治廿三年一月中、内匠寮技師木子清敬、名古屋城建物見分トシテ出張被命、其砌愛知県土木課ニテ借受け謄写セシモノナリ」と記した紙が貼付されている。したがって宮内公文書館が所蔵する一連の史料は、このとき謄写されたものとみて間違いない。

表2をみると、陸軍が所蔵していた「城郭附屬古書類」とほぼ同じ内容の史料が含まれていることは注目に値する。なかでも宮内公文書館所蔵の『御本丸御殿中御絵』と『名古屋御城御普請』には、次のような識語が朱書きで記されている。

本書ハ名護屋鎮台江送致ス

明治十年十二月、照会

明治十一年一月九日、天守雛形其外書類共、悉皆引渡候事

この識語が宮内公文書館本に記されたのは、おそらく次のような経緯によると思われる。まず、明治十年の段階で、この本の原本や天守閣雛形などの史料は愛知県が所蔵していたが、名古屋鎮台からの要請を受けて、明治十一年一月九日に県はそれらを鎮台へ引き渡した。その際、県はそれらの史料の謄写本を作成して手元に残した。このとき、すべての史料が謄写されたのかは不明

表2 明治23年に宮内省内匠寮が愛知県から借用した史料

宮内省内匠寮の借用史料			対応する宮内公文書館所蔵資料	
名称	員数	備考	名称	番号
金城録	7冊	但ツツ入	金城録	38543
御天守鯉木地仕口寸借之図	1袋		御天守鯉木地仕口寸借図面	38546
別普請大絵図	1枚		名古屋普請町場請取絵図	38547
名古屋御城御普請町場請取絵図附録	1冊		名護屋御城御普請町場請取絵図附録	38547 (附録)
御天守二有之候御看板之写	1冊		御天守二有之看板之写	38543
御天守御畳員数図	1冊		御天守御畳員数図	38544
御天守御修復取掛ヨリ懸出来迄仕様之大法	1冊		御天守御修復取掛ヨリ懸出来迄仕様之大法	38543
御本丸御殿中御絵	1冊		御本丸御殿中御絵	38545
明治三年正月廿四日 御殿向引渡ニ付請取	1枚	平面図	御殿向引渡ニ付請取絵図	38543
小平面図	1枚			

※「名古屋城（名古屋離宮）加藤忠忍宛木子清敬名古屋城（名古屋離宮）関係史料借用書」（木子文庫：木054-02-26、東京都立中央図書館所蔵）をもとに作成。「番号」は宮内公文書館における識別番号。

だが、少なくとも『御本丸御殿中御絵』と『名古屋御城御普請』が謄写されたことは確かである。そして県は謄写本の方に、ここに引用した朱書きの識語を、備忘のため書き留めたのであろう。この愛知県による謄写本を、明治二十三年に宮内省内匠寮がさらに謄写した結果、この識語が宮内公文書館本に残されることとなったのではないだろうか。この推論が正しいとすると、名古屋鎮台が明治十一年に修復した「天守閣雛形及城中附属之図書」は、もともと愛知県が所蔵していたものを、同年一月に鎮台に譲渡したことになる。

もつとも、「天守閣雛形及城中附属之図書」の原本を、もともと尾張徳川家が所蔵していて、同家から鎮台が譲り受けたという可能性も残る。鎮台への譲渡に際して尾張徳川家が謄写本を作成し、それに朱書きの識語を記し、それをさらに後年に（たとえば後述する『金城録』編纂の際に）愛知県が謄写したという流れであれば、この識語について一応説明がつくためである。

とはいえ、以下の理由からその可能性は低いと考える。第一の理由は、すでにみたように多くの藩政文書は廃藩後に愛知県へ移管されており、名古屋城関係の絵図や文書もそこに含まれていた可能性が高いことである。第二の理由は、明治期の尾張徳川家「家扶日記」をみると、『金城温古録』の謄写や貸し出しに關しては丁寧に記載されているのに対して、「天守閣雛形」等については該当する時期の記事をみても一切記されていないことである。『金城温古録』について詳しく記録した尾張徳川家の家扶たちが、「天守閣雛形」等についてだけ等閑に付すとは考えにく

い。むしろ同家は「天守閣雛形」等を持っていなかった(したがって譲渡等の事実も存在しなかった)と考える方が自然であろう。以上を踏まえると、「天守閣雛形及城中附属之図書」は、廃藩後に県へ移管され、明治十一年に県から鎮台に移管されたと考えられる。

一方、愛知県所蔵本から宮内省が謄写した史料のなかには、陸軍の所蔵品にはみられない史料も含まれている。そのうち「金城録」は「金城温古録」の抄写本であり、元愛知県令国貞廉平の遺命を受けて、真田彦太が明治十八年に編纂を終えた書物である(同書序文)が、それ以外は廃藩置県以前に成立した史料である。したがってそれらは明治十一年に愛知県から鎮台へ移管されず、県のもとに残されたものだと考えられる。このうち本稿で翻刻した「御天守御修葺取掛ヨリ惣出来迄仕様之大法」は、内容からみて本来は鎮台に移管された史料群に含まれる宝暦大修理関係の絵図類と一体の史料であった可能性が高いが、鎮台への移管史料から漏れたために所蔵先が分離してしまっただと考えられる。

五 名古屋離宮の成立と城郭附属図書の宮内省移管

前述のように、すでに明治二十二年から名古屋城の宮内省移管が検討されていた。明治二十四年に発生した濃尾地震による被災からの復旧工事を終えたのち、明治二十六年五月、名古屋城の本丸全城と御深井丸・西之丸の一部が宮内省に移管され、名古屋離宮が誕生した³⁴⁾。

名古屋離宮の成立にともなって、第三師団(旧名古屋鎮台)が

城内で管理していた図書類も、宮内省に移管されることが検討された³⁵⁾。同年七月八日、宮内省は名古屋城にある図書類のうち必要なものを一覧にした調書を作成し、陸軍省に対してそれらの移管を求めた。最終的に、八月末ごろにはこの調書どおりに史料が移管された。

この調書を整理したものが、表1のうち(2)「明治26年宮内省移管時」の欄である。この表で左側の(1)「明治12年陸軍文庫移管時」の欄と比較すると、宮内省が移管を求めた史料は著しく項目が少ないことがわかる。しかしながら、宮内省によるリストを詳細にみると、「等」「其他数種」といった記載がみられ、員数も「巻帙」となっており、帙のなかに入った史料をひとまとめにして記載したことが明らかである。一方、明治十二年時の陸軍のリストは、内訳を一点ごとに細かく記載しているため、見かけ上点数が多く見えるにすぎない。したがって二つのリストの内容はほぼ一致すると考えてよいだろう。

ただし、明治二十六年のリストには、明治十二年のリストにある「名古屋御城石垣絵図」が見えない一方、明治十二年のリストにはない「附箱入町場請取絵図」が見られる点は注意を要する。「名古屋御城石垣絵図」と「附箱入町場請取絵図」は、いずれも名古屋城石垣普請の丁場割を示した絵図のことを指していると思われる。先に見たように「名古屋御城石垣絵図」の原本は、明治二十年に鎮台から靖國神社遊就館へ移管され、現在も遊就館が所蔵している。したがって明治二十六年のリストに記載された「附箱入町場請取絵図」が、この原本ではないことは明らかであ

る。

実は宮内庁書陵部は、図書寮文庫のなかに「名古屋御城石垣絵図」を所蔵している。この絵図は木箱に納まっているとされ、明治二十六年のリストにおける「箱入」という記載とも合致する。この絵図が明治二十六年に移管されたものであるとすれば整合性がとれる。また、図書寮文庫には宝暦大修理関係の史料も存在しており、それらの内容は明治十二年の陸軍が謄写した史料のリストとほぼ一致している（以下、「図書寮文庫本」と呼称）。

問題は図書寮文庫本「名古屋御城石垣絵図」の性格である。これまでの研究では、この絵図は延享元年（一七四四）に尾張藩が「名古屋御城石垣絵図」（現遊就館本）を修復した際に作成した写しだとされている。そうであるとすれば、廃藩置県の段階ですでに「名古屋御城石垣絵図」は二種類存在したことになる。

しかしながら、この説の典拠と思われる『名古屋御城御普請町場割絵図附録』には、延享元年に絵図（原本）を修復した事実は記されているものの、写しを作成したとは記されていない。また、明治十二年における陸軍のリストにも、「名古屋御城石垣絵図」は一件しか記載されていない。このため図書寮文庫本「名古屋御城石垣絵図」を延享元年の写本とする説には疑問が残る。この絵図の位置づけについては、なお慎重に検討する必要があると思われる。

「名古屋御城石垣絵図」以外の史料についても、明治二十六年に移管されたのが原本であるのか、明治十二年の謄写本であるのかは、公文書等には明記されていない。すでに述べたように、

図書寮文庫には宝暦修理関係の絵図も所蔵されており、その内訳は明治二十六年のリストと一致する。図書寮文庫本は未見であるが、これらの絵図が明治二十六年に陸軍から宮内省に移管されたものである可能性は十分に考えられる。したがって図書寮文庫本を調査することで、明治二十六年に移管された史料の性格も明らかにすることができるだろう。

もっとも、図書寮文庫本を調査するまでもなく、明治二十六年に移管された宝暦大修理関係の史料は謄写本であり、原本は陸軍に残された可能性が高いと考える。なぜなら城戸久が昭和十六年（一九四一）に発表した論文において、原本の一部と思われる史料を「陸軍築城部本部」の所蔵品として紹介しているからである。

城戸が紹介した史料を整理したのが表1の右端③「陸軍築城部本部所蔵図」の欄である。これを見ると、城戸が紹介した史料はすべて、明治十二年陸軍文庫移管時のリストに上がっている史料に含まれる。ただし城戸が紹介したのは宝暦大修理に関係する絵図九点に限られることがわかる。城戸によれば、これらは全体が一帙に納まり、帙表紙に貼紙で「名古屋城天守修繕之図」とあったという。このことは、これらの絵図が陸軍文庫移管時のリストで「大小九枚」として一括されていた事実と符合する。城戸論文には絵図の写真も掲載されており、虫損等の様相から江戸期の成立と推定して大過ないと思われる²⁶。したがって少なくとも城戸が陸軍所蔵として紹介した絵図は、江戸期の原本にあたると思われる。当時、築城部本部では「本邦城郭史編纂委員会」を設けて城郭史の編纂を進めており、おそらくこれに関連して、

築城部本部に絵図が移管されたのであろう。以上を踏まえると、明治二十六年に陸軍から宮内省に移管されたのは、謄写本だったと考えるのが自然であろう。

おわりに

本論で検討した事実の経過を整理すると、まず関係する史料はすべて廃藩後に一度、旧藩から県に移管された。そして明治六年には『金城温古録』が尾張徳川家に返却され、明治十一年には天守閣雛形や宝暦修理時の図面等（『城郭附属古書類』）が名古屋鎮台に移管された。さらに鎮台は同年、尾張徳川家から『金城温古録』を借用して謄写本を作成した。そして鎮台が入手した『城郭附属古書類』と『金城温古録』は陸軍文庫でさらに謄写され、鎮台に貸与された。その後、明治二十年には靖國神社遊就館に天守閣雛形と『城廓原図』、そしてあらたに作成された『金城温古録』の謄写本が出品され、おそらくそのまま移管された。この『城廓原図』は、現在遊就館が所蔵する『御城石垣絵図』であり、陸軍が明治十一年に入手した原本であると思われる。

これとは別に、明治十八年には愛知県が尾張徳川家から『金城温古録』を借用して抄写本『金城録』を編纂した。続いて名古屋城の宮内省移管が検討されるなか、明治二十三年には同省内匠寮が、『金城録』はじめ愛知県の所蔵する関係史料を借用して謄写した。これが現在の宮内公文書館本である。

そして明治二十六年に名古屋城が宮内省に移管されると、第三師団が管理していた名古屋城関係史料が宮内省に移管された。こ

れが現在宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵される一連の史料である可能性が考えられるが、この点はなお検討を要する課題である。

なお、本稿では名古屋離宮成立後の宮内省における史料の謄写や収集については検討できなかった。現在名古屋城が所蔵するいわゆる「主殿寮本」は、陸軍から宮内省に移管された史料群と内容はほぼ同一であるが、「陸軍文庫」の蔵書印や蔵書票は一切付されておらず、宮内省主殿寮の蔵書印のみが捺されている。おそらく、これらは陸軍から移管された史料を、宮内省がさらに転写したものである可能性が高い。また、名古屋城はこの「主殿寮本」とは別に、「主殿寮本」と、内匠寮が明治二十三年に愛知県から史料を借りて謄写した本（現宮内公文書館本）の両者を底本として写し、一括した史料群も所蔵しており、これには宮内省内匠寮の蔵書印が捺されている。こうした作業を宮内省が行ったことは間違いないが、いつ、どのような目的で行ったのかは不明である。史料的な制約もあるが、名古屋城関係史料の伝来を総体として明らかにするには、宮内省による史料の謄写についてもさらに検討する必要があるといえる。

註

1 石川寛「名古屋離宮の誕生」『愛知県史研究』第二号、二〇〇八年、「朝日美砂子」水邊なれ 本丸御殿（失われた国宝 名古屋城本丸御殿―創建・戦火・そして復元）（名古屋城、二〇〇八年）所収。

2 朝原千文「『金城温古録』の諸本と奥村得義家旧蔵書について」、『名古屋博物館

研究紀要」第二〇巻、一九九七年)。

3 及川巨「靖國神社遊覧館所蔵『名古屋御城石垣絵図』について」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第八七号、二〇一九年)。

4 籠和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」(『日本建築学会計画系論文集』第七四巻・第六八号、二〇〇九年)。

5 太田尚宏「尾張藩徳川家における文書の伝来と管理」(国文学研究資料館編『幕藩政アークカイブズの総合的研究』思文閣出版、二〇一五年)。

6 『御書御事蹟編纂取調帳』名古屋市蓬左文庫蔵。この点は桐原前掲(六五頁)で言及されている。同論文の注(14)も参照。

7 『家扶』(日記、尾州) (四)、(尾四・一〇三)、『徳川林政史研究所蔵』。

8 「天守雛形其他修復に付伺」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C04028071600。陸軍省・大日記-M11-19-43(防衛省防衛研究所)。

9 『名古屋書紀編』金城温古録(一)。(名古屋市教育委員会、一九六五年)二九四頁、三三〇頁。

10 前掲「家扶」(日記、尾州) (一) (四)。

11 「名地往復簿」(一) (八) (尾四・一八)、『徳川林政史研究所蔵』。

12 石川前掲、三四頁。

13 「『29 金城温古録代徳御下渡の義に付同答』JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C07080070500。参読本部・大日記-M12-62-118(防衛省防衛研究所)。

14 「『2、17 名古屋城郭附属の古図書類陸軍卿へ上申』JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C07080004700。参読本部・大日記-M12-61-117(防衛省防衛研究所)。

15 阪元純薫については史料中で「阪元」と「坂本」両様の表記が見られ確定しがたいが、本稿では便宜上「阪元」の字を用いる。

16 「天守閣雛形等取寄の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C06080302500。陸軍省・貳大日記-M20-10-31(防衛省防衛研究所)。

17 賀茂百樹編『靖國神社誌』(靖國神社、一九一一年)一八七頁。

18 前掲「天守閣雛形等取寄の件」。

19 前掲「天守閣雛形等取寄の件」。

20 「名古屋城据付費の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C06080319800。

陸軍省・貳大日記-M20-12-33(防衛省防衛研究所)。

21 及川前掲。

22 石川前掲。

23 「名古屋城(名古屋離宮)加藤忠恕宛木子清敬名古屋城(名古屋離宮)関係史料借用書」(木子文庫・木子文庫、東京都立中央図書館所蔵)。

24 以上の経緯については石川前掲論文を参照。

25 以下、この項は「旧名古屋城に属する図書引継の件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03030799500。陸軍省・壹大日記-M20-8-10(防衛省防衛研究所)による。

26 『日本名城集成』(小学館、一九八五年)、及川前掲。

27 城戸久「名古屋城天守宝暦大修理考」(『建築学会論文集』第三二号、一九四一年)。

28 籠・加藤前掲。

29 中井均「本邦築城史編纂委員会と『日本城郭史資料』について」(『中世城郭研究』第七号、一九九三年)、同『城郭調査の手引き』(山川出版社、二〇一六年)。

翻刻「御天守御修復取掛り」の惣出来迄仕様之大法

目次

(冒頭) 御天守全備之御修復二付:	78
御天守御修復最初取懸りより惣出来迄仕様之大法	78
井楼・棧橋・足代仕様	81
三重目已下片附方	82
建前揚方仕様	82
揚方仕掛	83
西側上ヶ方	83
御石垣取ほくし方同築方	83
北側御石垣ほくし方	84
西側御石垣ほくし方	84
御石垣築方	84
切抜之所築方	85
起方并重々御柱村直し仕様	85
重々取建方仕様	86
重々御屋根銅葺仕様	87
御深井丸内諸御役人詰所・御作事本所・諸番所取建方大法	88
御本丸内諸々補理方大法	89
(奥書) 右宝暦二年申三月御修復取掛:	90

凡例

- ・宮内庁宮内公文書館所蔵本(以下、宮内公文書館本)を底本とし、名古屋城総合事務所所蔵本(以下、名古屋城本)によって校合した。
- ・平仮名、片仮名の用字は底本に従った。
- ・漢字は原則常用漢字を使用した。底本に従ったものもある。
- ・合字(「カ」「メ」)は底本に従って表記した。
- ・踊り字(「々」「、」「、」)は底本に従って表記した。
- ・必要に応じて文の切れ目に読点「、」を、語句の切れ目に中黒「・」を補った。
- ・底本の朱書箇所は、該当箇所冒頭に(朱書)と記し、該当箇所を「」で示した。
- ・割注は宮内公文書館本に従ったが、字送りは改めた箇所がある。
- ・平出は改行し、欠字は一字空きとした。
- ・必要に応じて年代、人名等をルビで()内に注記した。
- ・明らかに文意が通じない場合も底本通りに表記し、該当箇所にルビで(ママ)と注記した。底本の誤字と推測される場合は、正しいと推測される文字をルビで(○カ)と注記した。同じく脱字と推測される場合は、ルビで(○脱カ)と注記した。
- ・名古屋城本と宮内公文書館本とで字が異なる場合は、本文に宮内公文書館本の字を記し、ルビで()内に名古屋城本における字を示した。
- ・翻刻は木村慎平(名古屋城調査研究センター学芸員)、堀内亮介(同)、武田純子(同調査研究員)が担当した。

〔表紙〕

〔御天守御修儀取掛り方惣出来迄仕様之大法〕

〔本文〕

御天守全備之御修復ニ付、宝曆二年申二月十五日、左之通於御用所、御用懸被 仰付旨、竹腰山城守殿被仰渡候

林 治右衛門北門

山吹儀兵衛北門

御天守御修復之儀、当年方全備之御修復被 仰付候間、其方共儀御用懸可相勤候、勿論御太切之御場所ニ候間、御修復之儀精々入念可申付由

御意候、且又御作事中、日々一兩人ツ、不絶御場所ニ相詰、可有裁許候

御作事奉行も右御用懸り被 仰付候間、万端無隔意申合令一和、御為宜取計候様可被相心得候、委細ハ遠山彦左衛門・千村多門江可申談候、被可得其意候

二月

宝曆二年申二月十五日、於

御城御用所

御天守全備之御修復被 仰付候旨、竹腰山城守殿被 仰渡候

寺町兵左衛門

日下部兵次郎

御天守御修復之儀、当年方全備之御修復被 仰付候間、其方共儀御用懸可相勤候、勿論御太切之御場所ニ候間、

御修補之儀精々入念可申付由

御意候、且又御作事中、日々一兩人ツ、不絶御場所ニ相詰、可有裁許候、御普請奉行も右御用懸被 仰付候間、万端無隔意申合令一和、御為宜取計候様可被相心得候、委細ハ遠山彦左衛門・千村多門可申談候、被可得其意候

二月十五日 右書付山城守殿御流覽之上、兵左衛門へ御渡候

右被仰渡候上、林治右衛門・山吹儀兵衛・寺町兵左衛門、

日下部兵次郎、一同ニ罷出候様、彦左方被申聞、則御用所

江罷出候様、山城守殿左之通被 仰談候

御天守御修復之儀、追々

上、二も御心遣被遊、種々致方等令吟味候様被 仰出、先達而江戸町人江市屋等二も見分申付候処、右仕様書之儀も当表致方与格別之儀も不相見候、左候得とも当表之者ニ被 仰付候方可然との御裁許ニ而、今般御作事方諸方申達候仕様之通御修補被 仰付候、全体御石垣ハ御普請方主役之筋ニ相見、御石垣上揚方等之儀ハ御作事方之主役之儀ニ候得共、夫々引分り取扱候而は、事ニより双方難持合義も可有之候間、右揚方・御石垣築方とも、両役打込取扱候筈、就夫面々御為之儀存入候ニ付而者、強而我意を申立候様成義も有之、御太切成御修復成就之障ニも相成事候間、聊も私を不相交、兩役共令和融、御修補之儀精々入念丈夫ニ出来候様被申付、尤御入方之儀ニ付、諸事御為宜被相考候、其内当然御入用減候而も、始終手

薄儀ハ被申付間敷事候得共、尚又勘弁宜相心得旨

右之通、山城守殿被仰談、軍人正殿ニも前件之趣御取合被仰談候、此節治右衛門義御談之趣奉承知候、御当地ニおゐて夫々仕手之者共、年来御修復之致方勘考仕、御用相待罷在候間、今般御大宮被仰出候ニ付而者、猶又相進ミ可申候、勿論私共義兩役所申合、心魂ヲ砕き出精裁許仕候て、全備之御修復成就可仕儀ニ奉致候旨申達之候、彦左方・多門方ニも御丁寧成御談之旨取合有之、何も致退出候

一、右濟而、大道寺主水殿、加々嶋七郎左衛門殿江謁候而、右御用懸り被仰付候旨申述、御国御用人衆へも前件之趣申達候処、追々勘弁之趣申達候様被申聞、年寄衆方御国御用人衆へ御談之書付一通被相渡候

遠山彦左衛門

千村多門

御天守御修補之儀、去春

公儀御達相濟候付、当年方全備之御修復被仰付候間、各儀右御用懸り相動候様ニと

御意候

一、右仕様之儀、追々御吟味有之内、三度御作事奉行申達候仕様書之通上ヶ方仕懸置、地形等持堪之程弥見届、御石垣取払、如元築立、惣御修復可仕旨

一、初重方四重目迄之御屋ね、不残銅葺ニ致替候様可仕由右之通可申付旨

御説候、尤御大宮不容易御修復之御事候間、御用懸り大小

之御役人申合、随分丈夫ニ念入出来為仕、勿論致掛り候上、追々存寄候儀ハ無隔意申談、猶又仕様等相伺、御為宜取計候様との御事候、被得其意、右之趣御普請奉行・御作事奉行江被申渡、各ニも精々裁許可有之候

右御修復ニ付而者、夫々取扱事多ク、御入用も大分之事候得ハ、懸り之御役人勘弁見聞等不行届候而者、無益之御入方、御失墜も可令出来儀候、諸事随分細ニ吟味心を配、御費用之儀無之様、下役末々迄も無油断可申渡由、是又懸り之御役人江可被申渡候

二月十五日

(朱書)

当三月、江戸江罷下候筈、当

正月申渡有之候処、各懸り被

仰渡無之、西三月詰満、罷登り

候之上、右一統掛り被仰付候

丹羽武右衛門

(朱書)

申五月、江戸方罷登候上、懸

被仰付候、西三月、為武右衛門代

上野治兵衛

江戸江罷下候

一、三月十五日

御天守御修復御事始ニ付、已刻御城代衆・遠山彦左衛門方、

千村⁽¹⁶⁾多門方出席、御普請奉行・御作事奉行下役・支配之者共、

初重南之方⁽¹⁷⁾東御入ヶ輪⁽¹⁸⁾通りニ並居、同中之ま⁽¹⁹⁾ニおみて御事

始儀式、前田文右衛門・永井弁右衛門、麻上下着用取扱申候、

巳中刻相済、榎御多門内本⁽²⁰⁾所江引取、神酒相祝候事

但、右備物・席筋方等別ニ留有

一、御用達町人共、右之節本⁽²¹⁾所迄相詰罷在候事

一、御事始之席江罷出候輩、不残平服

御天守御修復最初取懸りより惣出来迄仕様之大法

一、申三月、御作事取掛り之節、初重⁽²²⁾辰巳⁽²³⁾之方本側隅御柱を居り

ニして水積付候之処、左之通ニ相見候

辰巳隅本側御柱居り

未申隅本側御柱 本水方七寸七分下ル

戌亥隅本側御柱 本水方壹尺三寸三分下ル

丑寅隅本側御柱 本水方六寸四分下ル

右、下り之義、戌亥隅本側御柱并御入ヶ輪、各別落込込候所ハ、

御石垣痛出来故与相見、其余御長押通り北西之方、自然下

り之分ハ、元来建前之水下り等ニ而も可有之哉、左候得ハ、

今般壹尺寸余揚方致候而ハ、却て不都合之儀も出来可致

哉、依之右御長押通り、自然下り之水を体ニいたし、揚方

概之水を相定候

辰巳隅本側御柱居り

未申隅本側御柱

本水二寸五分五厘下ケ
有来安二寸五分五厘上ケ

戌亥隅本側御柱 本水二九寸四分下ケ
有来安二寸四分上ケ

丑寅隅本側御柱 本水二五寸七分五厘下ケ
有来安二六分五厘上ケ

右概水方惣揚方并御柱毎之村直シ之分量等割出申候

一、揚方極候後、左之通ニ相成候

辰巳角本側御柱居り

未申角本側御柱 本水二四寸六分下ル
有来安二寸六分上ル

戌亥角本側御柱 本水二六寸八分下ル
有来安二五寸五分上ル
外二若寸上ケ越アリ

丑寅角本側御柱 本水二四寸四分下ル
有来安二寸四分上ル

一、重々傾キ之義、分量不同ニ候得共、初重ニ重起し方致候得ハ、

三重・四重・五重目に自然ニ起方可有之儀ニ見積候故、初重・

二重突通し之御柱ニ而所々下振致し、御修復取掛之節相糺

候処、左之通相見候

二重目梁下⁽²⁴⁾初重板敷上端迄

下振系長式丈五尺九寸

辰巳隅本側御柱 北江三寸六分
西江六寸七分半

未申隅本側御柱 北江三寸七分半
西江五寸四分

戌亥隅本側御柱 北江四寸五分
西江六寸五分

丑寅隅本側御柱 北江三寸四分
西江六寸五分

右下振系通り御柱ニ腕水取付印付置、御修復中日々目代・手

代・御大工差添相改させ、見廻り之度々我等共も見分致候処、

既ニ揚方仕掛ケ取懸り、所々高張五六繩等取付候得ハ、日々

厘毛之起キ方ニ相見、全備之御修復成就之手筋も相願レ候

一、右起し方極之上、戌亥隅・丑寅隅本側御柱ハ直規矩ニ相成、辰巳隅・未申角本側御柱ハ直規矩ニ起し方致候得者、角圓出来候付、双方概之規矩ニ而起方相極置候

井樓・棧橋・足代仕様³³

一、御天守御堀内東之方劍堀際方、南之方劍屏際迄北西押廻し、都合七拾間余之分、高サ八間程中四間^{三四}、大小角木を以井樓組上、御石垣際江明り取并石運ひ道として、所々井樓内組明ヶ、御石垣際方四尺程除キ、長八間二大松丸太北西折廻ニ而式拾七本^{北側拾三本、西側拾四本}、鳥居立ニして笠木置渡し、杉丸太ニ而布結、所々銚かけ、右笠木方井樓上江角木・松丸太に置渡し、角木組置へ、御石垣上端ニ而中四間程足場致出来候

一、北之方ニ而井樓上迄、長式拾五間、中四間之棧橋壹ヶ所、西之方御石垣切抜キ之所江、長式拾四間中四間之棧橋壹ヶ所、各角木を以橋台組立、長三間之角木・四間五間之松丸太等を以、六通りツ、登桁置渡し、馬踏五寸・六寸之角木置並へ、兩側手摺杉丸太取附、大小銚かけ

一、御天守入口劍屏東之方中程、一間切抜飯べり開戸付、此所方御壺藏³⁴西之方江延橋中式間・長拾間程、杉丸太乱杭立、同登桁三通り置、馬踏厚式寸之挽板並へ、杉丸太手摺取附、所々銚かけ、但北西大棧橋之義、各左右江杉丸太ニ而柱堀立、登桁置、長壹間厚式寸之挽板數並へ、杉丸太大竹等を以手摺取付、所々細結ひ銚懸、但仕事之摸様ニ隨、右左有之枝

橋ハ所々附替相用ひ候

一、西之方切抜方南之井樓ハ、北側御石垣出来之上、不用之井樓取毀し、其木を以て組立、依之北側井樓ニ而持張候足代、上屋等ハ、長七間余之松丸太立桁置、御石垣際之鳥居立江布結ひ固メ、長四間之松丸太やり渡し、足代・上屋ともニ持張せ候

一、初重方三重目迄、北之方一面、東江折廻五間余西側切抜迄、杉丸太足代堅横三尺間繩結ひ、銚かけ、重々上屋下地取附、長六間七間之指梁入、鼻桁掛、中通りもや桁入、竹樺木廻繩かき、薄柿^{下地取附}屋根上老尺間二足溜り打、重々歩之板置渡し、目隠し葺囲ひ、所々切張立、筋違入細結ひ、銚かけ

一、北之方御石垣出来之上、右切抜方南并未申角方東江折廻八間程、前件之通足代・上屋共立添

一、四重目御屋根銅葺下地取掛之節、東之方平地^{半平草地}方^{半分銅葺}杉丸太足代掛、四方共上屋取附^{四重目ハ八分之二、足溜り打、同三重目・二重目銅葺下地取掛り候節、追々右ニ准し四方共上屋・足代立添}

但、四重目足代上屋ハ三重目御屋ね上より、三重目上屋足代ハ二重目御屋根上より仕掛候処、左候而ハ重々之仕事一度難相成候付、再考之上、四重目窓方角木を以刳出し仕懸、四重目之上屋持張、三重目已下各角木刳出しを以、夫々上屋持張候ノ様仕掛置、銅葺下地方^{半平草地}、長塗御金

物取付、壁方共出来之上、一重ツ、上屋足代共追々取払候

三重目已下片附方³⁸

一、三重目西北折廻し附破風三ヶ所共、瓦・土居葺・副建共取払、御入側ハ瓦并瓦土取下し、檜羽目・化粧羽目・窓敷居・鴨居共、夫々相紋附取ほくし、上御深井丸西之方江片付、飯小屋立入置、瓦者御米蔵構北御高屏際、東ハ御壺蔵之南、北ハ御弓矢多門之下江取下シ片付、瓦土壁土等、是又三方江取下し候⁴⁰。但、壁土之義、上御深井丸御城代同心番所後之方江寄集メ、同北御高屏御物見より御水堀江引出シ仕懸、井戸車取付、釣瓶ニ而御堀之水汲上ケ、右土場江樋取付、手打中塗等之土拵致候

一、瓦土并建具共、管車三方江仕掛ケ取下し候、前々管車ハ繩沓筋ニ而、下シ方計ニ相用候処³⁹。管車ハ元鞍馬、⁴¹大工方工夫を以⁴²、⁴³芋綱ニ筋取、上⁴⁴方下シ候勢ひニ而、⁴⁵下方軽き品引揚候様、⁴⁶繰り重々上屋掛置候、内ハ重々并井楼上江番桶置、水汲入置候、右溜水并暑氣之節吞水等、過半ハ管車を以汲上候

一、初重・二重御入側北西折廻三拾九間程、初重腰屋根西北折廻し附五ヶ所、⁴⁷屋根瓦土居葺副建共不残取払、⁴⁸諸色片付方右同断

一、右三重目已下働多場所ハ、御釘隠其外金物類はつし、箱二入、御柱長押共横板二而包ミ、四重目已下御縁板・根太共過半取

はつし、夫々相紋付片付置

建前揚方仕様⁴⁹

一、御蔵内西北折廻し中六間程、根太・板敷・羽目板共取払、内ヶ輪御石垣方三間内ニ而、角木を以井楼組上ケ、初重御床上江敷盤仕懸、所々大小鉢かけ

但、御蔵内井戸之儀、外ヶ輪御石垣取払候節、地形危キ意味も無之哉と及吟味候処、元来井戸ヶ輪水底方跡之方、広き石ニ而疊上ケ候体ニ相見ヘ、揚方仕掛致候而も毛頭危き様子無之候ニ付、井戸内切強入角木置並ヘ置候、右御修復出来、戊十一月角木取払、さらへ申付候処、水性少も不損、清水ニ而持堪候

一、初重北之方不残、西折廻シ三本目之御柱迄、本側通り末口七八寸之松丸太ニ而、芋繩腰結取付、御土蔵内方仕掛候敷盤之上、沓間ニ式本宛、長六間方八間迄、末口尺以上之大松丸太取入、盤木より沓間半やり出し、末口八九寸之松丸太を以枕木置、長六間方八間迄、末口尺以上之松丸太刎木ニ仕掛、一備ニ式本も組合、刎木尻ニ角木丸太等結添、角木棚組して猫棒車知仕懸、刎木之鼻方敷桁江、芋繩ニ而もぢり取、所々組繩結び、大小鉢かけ、刎木尻方御土蔵内江芋繩を以棚釣下ケ、角木から石等之重り仕掛

一、四重目北西折廻し本ヶ輪方沓間内江、御土蔵内井楼上方縦柱ニ而鳥居立取付、長四五間末口尺位之松丸太を以刎木仕掛、惣体腰結刎木之仕懸方右同断

但、四重目仕掛ハ五重目を揚方致、初重之揚方荷を輕メ候目論見ニ而取附、則上ケ方致候処、右仕懸にて五重目計ハ輕く上ケ方相成候

- 一、右揚方ニ付、重々東南之方、勾強⁵²挿イケ輪⁵³通り御柱一まく二筋違入、餘かけ致手当候

一、初重戌亥角并北之方、西之方本側敷桁方三重目御床上通り長七拾間余、廻り九寸之長、掛之芋繩を以、御本丸未申御轡東之方広手并御幕藏北之方広手へ各式筋ツ、引出し、大松丸太を以五六、仕懸、角木組上ケ重りかけ、外ニ六七寸之芋繩を以、三重目内所々居手取付、車知猫棒ニ而たるミ取

但、右五六繩之義、

御天守北西江入側取払候得ハ、大風雨等之節、若傾キ相増候義も可有之哉、夫ニ付、千石積之大船冲乘大風之節、廻り壹尺之芋繩ニ錠付巻下し候得ハ、則其船を引留候由、凡廻り壹尺之芋繩ニ而千石目を引留候力有之候得ハ、御天守初重ニ而御柱壹本、大法百石目之積ニして彼是考合、御修復中大風雨之為手当、右五六繩取付候、尤五六繩取付候已後、

御天守一体式三分之起方ニ相見候

(朱書)

「揚方仕掛

申八月二日方同十二月廿二日迄」

一、右北側仕掛出来、申十月五日揚方致候処、目論見之通り揚方

相成候⁵⁴御柱揚方、其以後御石垣取ほくし、足石入築立之上、

西側仕懸ニ取掛り候⁵⁵

但、初日之揚方ねこ棒車知七拾、脚人数五百人程相懸り、追々揚方ニハから石角木之重りを相増、人数を相減候

(朱書)

「西側上ケ方

西六月十一日ヨリ同七月四日迄」

一、西側揚方之義、二重目西側不残・南折廻し六間程、御土藏内井楼上方鳥居木立枕木置、大松丸太式本ツ、枕木方四尺五寸やり出し、又枕木置、夫方四尺五寸やり出し、大松丸太を以刎木仕掛二本側通り方九尺内ニ而三重目之本側御柱請候、中敷桁通り江八寸角ニ而請木仕懸、刎木上方切立入、初重

梁下ニ松丸太南北江長ク取入、二重目刎木鼻方六寸之芋繩

を以あやもちり取、其外初重之通所々紐繩結、大小鉢掛

一、三重目西之方御床上江御土藏内方鳥居木立枕木取付、敷置

猫棒仕懸、初重西之方本ケ輪⁵⁶御石垣取付、

一、右仕掛出来之上致揚方、西側御石垣取ほくし、其已後御石垣

不残築立、右仕懸追々取払申候⁵⁷

一、右揚方之儀、辰巳之方本ケ輪⁵⁸隅御柱居りニして、戌亥之方本

ケ輪⁵⁹隅御柱最初相訂し候下り壹尺式寸之内、今般六寸六分

上ケ、西・北・東折廻し御柱之分、夫々概水之通致揚方候

上ケ、

御石垣取ほくし方同築方

一、御石垣やり形水杭槽、地際ニ而七尺五寸ニ六間、上ニ而壹間

二式間、高サ拾間余、杉丸太ニ而切組堀立、四尺間ニ貫通し、

間毎ニ筋違十文字ニ入、四方方枕丸太ニ而扣取付、貫四尺ま

二入レ込せんべ、戌亥隅式ヶ所、南之方壹ヶ所、御堀底方取立、別ニ丑寅隅・未申隅一ヶ所ツ、都合五ヶ所取立、有来御石垣之規矩合写置候反り板取付、御石垣之高サ本側方引出し候概之水を以感付、右櫓御堀内ハ、角木井樓不組立已前取立、御石垣惣出来迄指置、御入側建方之節も右水杭相用ひ候

(朱書)

〔北側御石垣ほくし方

申十二月十日頃方酉二月廿九日迄〕

一、北側御石垣ほくし方、戌亥隅ニ而上端折廻し八間程、下江式間余、御土蔵土台下迄、内外御石垣取下り、本側通り地形致見分候処、砂交り築土ニハ候得共、可欠損痛も無之、丈夫ニ相見候付、直ニ御堀底隅石迄、双方雁木ニ取下り、根敷之隅石外面ニ而北之方一ヶ所、西之方壹ヶ所、深サ得ハ、式尺斗水浦申候、根固之丸太致吟味候処、木性宜石面方壹尺程津老木、即中程二寸、都合式本、いづれも丸太也、相見候付、其段申達、御国御用人家見分之上、元之通築固置申候

一、戌亥隅方根敷ニ而東江拾六間余、同丑寅隅石上ハ七ツ目迄、雁木ニ取ほくし、築石大小から石共、上御深井丸内同心番所裏手之方江取除ヶ、右築石取ほくし候跡、地形手当として閔板当、鳥居立テ松丸太方切強入、筋違結、所々餘かけ

但、右切張上歩ミ板置、ほくし方築方等之節、車智猫樺

巻場ニ相用ひ候

(朱書)

〔西側御石垣ほくし方

半分西六月十七日迄、半分西十一月五日ヨリ

一、北之方御石垣築上り候已後、西側之内根敷にて未申隅方北江

六間半、有来御石垣残シ置、同隅石上ハ拾四本、南江押廻し上端ニ而七間程、御石垣雁木にとりほくし、片付方右同断

但、右西之方半分ほくし、切抜方北之方戌亥隅上ミ之ならし迄築上り候已後、残ル半分取ほくし候、委細訳ハ別紙墨引ニ而見ル

一、右ほくし口、芋繩足代繩數十筋釣下ヶ、から石俵ニ而取付、ほくし懸之から石こけ落さる様、致手当候

一、大石之分ハ車知ニ而卷上ヶ、修羅ニ載せ、をしミ綱かけ、棧橋通り取下し、低ミ之分ハ御堀内方足代懸、車知にて卷上ヶ、惣から石ハ步行持ニ而取降申候、但石運ひ方ハ築上候節も右同断

(朱書)

〔御石垣築方ニ而三月四日北側方取掛り、追々西側共戌三月廿五日迄出来〕

一、北側御石垣築方、惣体御堀底ならし石壹ツ通り指置、最初戌亥之方隅石・隅脇石共居之、同隅方東江根敷ニ而拾五間余

丑寅隅方西江拾四間余、ほくし口迄築合、戌亥隅石段之五本居之西側ハ雁木ニ右御石垣残ル、夫方雁木ニ築上り丑寅隅方上端ニ而、十四間程ならし石置

一度二回り不申候、方七本目通り東江押廻し、上端ニ而四間半、ほくし口迄築合

せ申候

一、西之方戌亥方根敷二而拾式三間程南迄築出し、夫方切抜北之隅上端迄築上ケ、戌亥隅方北面押廻しならし置いたし、次二西一面、有来御石垣残し置未申隅石上ミ方拾四本目、東江押廻し、南側上端にて八間程築上リ、ならし置いたし申候

但、御堀底ならし石其假指置候方丈夫之為、可然与申相不取締苦候へ共、有来ならし石居り不宜並悪敷分ハ取替、新石足築立申候

(朱書)

「切抜之所築方

戊八月九日方同九月三日迄」

一、西側御石垣切抜之所、ほくし方之節より御土蔵内通用道二相成、御石垣出来此所計明ケ置、追而荒仕事無之時節見合、築塞キ申候

一、御蔵内側御石垣、西北折廻し式拾八間、未申隅方東江四間余、都合三拾式間余、足石入築立

一、御土蔵内未申之方南ケ輪二而一ヶ所、井戸東之方二而壹ヶ所、明ル取窓出来、南側御石垣築立、同有来窓一ヶ所、御石垣繕築

一、有来御石垣四方共込石かい

一、右築方、水杭反板方水杭反板江水繩引通し、所々反り板取付御石垣築方ノ為石垣、築石一かさツ、二而反り板見通し勾倍相訂し、隅石・隅根石ハ四方胴摺合せ、小たぎ、鉄かい・割石・胴かい張り合、扣石入、平之方胴摺合、胴かいはり合、扣

石入、割石かい、大小から石詰、築石根入短キ分ハ別ニ跡石置、惣から石千棒ニ而築固メ申候

一、石築方、御石垣際江修羅ニ而引付、築石ニ胴繩かけ、棚上二ねこ棒車知仕掛、築石釣上ケ、好之所江有附、石面勾倍左右之合羽胴摺合、固り宜様墨かけ、築石車知ニ而巻上ケ、鑿玄翁ニ而石形作り、幾度も伏起して、具合宜節築固メ申候

一、右足シ石之義、隅石長九尺方壹丈迄、中四尺ニ三尺式寸拾本、中隅石長七尺五寸、巾三尺五六寸八本、隅脇石長六尺、面三尺式寸ニ三尺五寸拾七本、已上三拾五本岩崎山より切出し、平築石三州堅石、長五尺面式尺五寸四方九百式拾五本切出し候、右之外小牧村辺・小金山・白鳥御材木場・太鼓櫓御堀内等、前々方有来候御石垣石御場所江取入、夫々足石ニ相用候

起方并重々御柱村直し仕様

東江起方戊二月十日頃迄 同四月十日頃迄 同六月十日頃迄

一、初重・二重・三重目迄本ケ輪間仕切化粧羽目板はつし、楔ゆるめ、東南之方折廻し御石垣上端方式間半程下迄、井樓組上角木置渡し、中六間程足場掛、三重目西北折廻し、敷方方廻六寸九寸之字綱三拾九筋五六一廻二、同二重目梁下通り東南之方江引出し、長八間末壹尺已上之松丸太式本宛末口切合せ

隅方側本二組、東之方七組、南之方六組取立最初東側六七組江掛起方有掛し、用候松丸太也、以南側五六かけ申候

右字綱付車知筋棒ニ而巻き、角木から石等ヲ以大五六二仕掛、重々御柱二下振下ケ、日々起し方分量相訂シ、数日之内二自然と起し方相成候様、操置毎夕松丸太二切張り候、初重・二重

突通し之御柱ニ而、南江貳寸四分、東江六寸五分起方致、戌亥隅・丑寅隅御柱直規矩ニして惣体本ヶ輪間仕切共、規樫かけやニ而打込、長押上不残并間切羽目有之分ハ長押下共貫間毎二筋違切込、柱敷桁梁根太共有来引鉄巻鉄直し、大小餘取付、敷鉄・巻鉄・引鉄・新規足鉄物取付

但、辰巳隅・未申隅御柱直規矩ニ起方致候而ハ一間毎之隅因多く不都合ニ相成候付、ならし之宜ニ而居置申候

一、起し方ニ而御土蔵御柱と内ヶ輪御石垣透間出来之所ハ、御柱左右方楔打込固置申候

一、初重・二重・三重目惣御柱之下り、夫々重々概之水ニ而沓本ツ、其重々ニ而仕掛を以揚方致し、梁下桁と所ヶ概敷盤かい、大小餘かけ引鉄・巻鉄等足入固置

重々取建方仕様

一、御土蔵内北側土台拾壹間・中仕切土台四間、大挽所々ニ而拾本取替、指梁痛候所仕式本新規二立、井戸際西之方仕切羽目之内明り取窓取付、御石垣内有来明り取窓床下ヶ、外引上戸銅板張、小さる車取替、同御石垣内井戸東之方一ヶ所・未申隅之備南ヶ輪ニ壹ヶ所、新規明り取窓出来、外側引上戸銅板張、小猿車取付、窓子・窓縁鉄板打、三ヶ所共ニ銅網取替、窓子・引上戸共黒長塗、同引上戸之小猿繩・鳥居木等新規取付、鉄物打、井戸際矢来、仕直、其外元之通出来

一、初重・二重西北折廻し御入側附共、并三重目附共最初取払候分、指桁・胴貫・梁之類損之分仕直し、外側貫所々取替、同

御柱より土台・大挽江引鉄取付、胴壁下地竹取替、柱通り巻竹打、手打・毛伏・村直し・中塗・漆喰塗・白土上塗等元之通出来

一、同外ヶ輪窓子・敷鴨居結ひ取附、窓子鉄板仕足、樞羽目・化粧羽目・窓裏樞羽目・同戸板剥目等埋木繕ひ、同土戸損し之分巻板打、漆喰・白土上塗り、其外元之通出来

一、初重方四重目迄、御備内取放候板敷・羽目板・敷鴨居・長押等足木入如元取付、建具合、鉄物・金物・御釘隠類損之分仕直、并三重目仕切羽目式拾ヶ所・初重仕切羽目式ヶ所、新規両羽目ニ仕直、階子・高欄共元之通取付

一、初重階子之中段東之方明り窓二ヶ所、窓子共新規取付、二重目階子中段東之方有来明り窓広ヶ窓子取替、三重目階子之備東之方板壁内一ヶ所、窓子共新規取付、同階子中段江明り取として四重目東御入側板敷切抜規格子入、芻蓋、鉄物共新規取付

一、五重目方三重目迄、外側窓御敷居水抜乱ひ出来水落かね候付、溝内透取、銅二而張、敷鉄仕直し、同土戸鉄車網取付

但、初重・二重ハ軒下鴨居上之間少ク、強而降込無之候間、今般御取替無之候

一、初重方四重目迄、南北ニ而各式ヶ所ツ、五重目ハ南北壹ヶ所ツ、銅網戸新き出来、同戸尻鳥防キ板取附

但、右網戸ハ暑氣籠り不申為、夏中晝夜明置候筈ニ而被仰付候由

一、御天守入口御門式ヶ所、同初重方四重目にて式百拾八ヶ所之

窓子、不残黒長塗出来

右者同所中御門前敷瓦、鉛二而追而可被仰付哉之分

亥三月

一、同御土蔵入口敷瓦、式百五拾三枚、鉛二而鑄立敷入、是ハ御修復ニ而御屋ね谷々之鉛樋、并追々御多門屋根方出候分

御天守内に入置、可然由ニ而右敷瓦ニ鑄直敷入候

但、此已後跡々御屋根方出候鉛を以て、残ル敷瓦仕替候様、

遠山彦左方被中間候間、員數之義相調、為後覽記置候

一、式百七

鉛角敷瓦

此貫目八百式拾八貫目

但、忝枚鉛目一割減共四貫目積

一、四拾六

同三角瓦

此貫目九拾式貫目

但、右同断

式貫目積

〆九百式拾貫目

右ハ御天守入口御門内敷瓦、御有合鉛ニ而鑄立出来之分

御有合鉛千式百式拾六貫目

内九百式拾貫目

敷瓦二成

残テ三百六貫目

御多門江入置

一、式百三拾

鉛角敷瓦

此貫九百式拾七貫目

但、前件之通

一、四拾八

同三角瓦

此貫目九拾式貫目

但、前件之通

〆千拾式貫目

一、五重目御疊、御本間内織小紋縁替、御入側高宮縁替、四隅

御物見台四疊上備後織大紋付表替、四重目已下有来御疊敷入

但、御天守御修復已前、御疊敷入有之候、然旭御疊床損し、

表も痛付候分多御座候故、仕足之義御吟味之上、御有合

之分計重々共敷入候苦窺相濟、其通ニ相成申候、為見合

惣御疊敷左ニ相記申候

一、六百拾四疊

初重御本間・御入側共

内八拾疊程細疊、但御入側之間

一、六百八疊

二重目同断

内七拾六疊程細疊、但御入側京間

一、三百八拾四疊半

三重目同断

一、式百拾式疊

四重目同断

一、百四疊

五重目同断

但、四隅半疊共

〆千九百式拾式疊半

重々御屋根銅葺仕様

(朱書)

「日並末ニ見ル」

一、四重目、方二重目迄、御屋根四方共土居葺・のし板取、御屋

根軒通り村直し、裏板之上土居木・榿新規ニ入、唐破風・千

鳥破風武拾ヶ所共、下目之分古巒斗板新板取交、上のし板・丸棧木惣上棟・下り棟・隅棟共五重目御屋根之割合を以、夫々法之通新規取附

但、のし板下ハ樅・榎・松等取交、のし板上ハ都而松ニ而出来

- 一、同御屋ね銅葺、平之分巾八寸・長三尺・重ね五寸、丸之分巾八寸・長壹尺五寸、下之方ハ内江、上之方ハ外江壹寸ツ、折返し、右折返し上之方三本ツ、鉄銅鉋交打、其次之丸掛継ニして、所々右之通鉋釘之頭不顯様ニ葺上、軒平唐草・軒丸御紋いづれも銅板打出し、鬼板御紋付・同鱗・鳥伏間共唐銅ニ而鑄立取附、土居のし下銅鑲打、不殘黒長塗ニ出来

但、鬼板・軒丸御紋ハ何之上五重目ニ准し、

公儀御紋を相用ひ候

- 一、五重目御屋ね銅葺損之分并鉋釘足し繕ひ
- 一、五重目方四重目迄、本屋ね附共千鳥破風狐格子之所、唐破風軒下とも不殘銅包、黒長塗ニ出来、金減金逆輪御紋金物・煮洗、箔指直し

(朱書)

「戊十月廿日比方同十一月十日迄」

- 一、初重腰屋根惣体土居葺方足瓦入葺直し、惣漆喰かい
- 但、右腰屋根ハ二重目軒内ニ而納り、風雨之当りも少ク、損しも薄ク、其上御大嘗之義ハ十分ニ不備様ニ致候事之由ニ而、何之上腰屋根計土瓦にて指置候

- 一、四重目附破風兩脇之谷々四ヶ所、請筒・立樋取付、三重目

谷々江落し、所々重々ニ而銅樋を以水捌致し、四方二ヶ所ツ、御石垣ニ添立樋遣、樋何も銅ニ而出来、御石垣上ハ白長塗、御石垣下者緑青錆付ヶ、所々釣手銅金物ニ而取付

(朱書)

- 一、四重目御屋根銅下地
西二月四日迄
西五月廿六日迄
- 一、同 同銅葺方
西四月九日迄
同八月十日比迄
- 一、三重目御屋根銅下地
西七月廿三日迄
同十二月廿日迄
- 一、同 同銅葺方
西十一月六日迄
成三月中旬迄
- 一、二重目御屋ね銅下地
成五月十九日迄
同十月廿日迄
- 一、同 同銅葺方
成八月廿日迄
同十二月八日迄

右御修復ニ付、御深井丸内諸御役人詰所、御作事本所、

諸番所取建方大法

- 一、榎御多門内御作事方預下多門之内、本所并大工小屋ニ補理、同南之方大工小屋壹ヶ所、同下多門方附下し左官方銅方職人小屋取建
- 一、御藏構南之方、御藏方附下銅方職人小屋取建
- 一、御藏構内東之方、高屏五拾間余取払、上方竹垣結び、木挽小屋取立、垣内諸材木置所ニ相成
- 一、下多門西之方、有来増田組小屋并新規飯小屋一ヶ所取建、荒物類其外足代繩等入置
- 一、上御深井丸西北御高塀際三重御櫓下、御天守内取払候諸色入置候小屋三ヶ所・大工小屋三ヶ所新規取立

一、御具足多門下御堀内、釜屋一ヶ所・職人日用支度所式ヶ所取立、拍子木御門通り御堀内竹垣結ひ切

一、上御深井丸内有来御城代同心番所、御作事裁許兩奉行出張所二相用

但、黒御門御足輕頭・御先手御足輕頭・金瘡医¹⁵¹・御馬廻組・五十人御目付等、日々此所江罷出、兩役衆見廻り御用被

談候節ハ、是又此所江被立寄候

一、御修復中

御前御見廻り之節、右出張所夫々致手当、御腰掛所二相

成

一、御年寄衆・御城代衆、兩役衆休息所、并金瘡方、御目付方詰所、押之者・小吏差置候小屋、志ヶ所取立

但、兩役衆休息所不用二付、御馬廻り組支度所二相用

一、榎御多門内御足輕番所・同頭詰所共小屋志ヶ所、同本 \times 所西之方御足輕番所志ヶ所取建

一、同所御藏構内御深井丸番人詰所出来、有来番所ハ御作事方物置二相用

一、透御門内西之方、黒御門御足輕番所・同頭詰所共小屋志ヶ所

一、同御足輕番所、釜屋際志ヶ所・木挽小屋北志ヶ所・御深井丸西御高堀際志ヶ所・三重御櫓下志ヶ所・不明御門内志ヶ所、以上五ヶ所共取建

但、西棧橋上志ヶ所箱番、黒御門御足輕相勤

一、塩蔵御門西之方、御城代同心番所、御足輕詰所共小屋志ヶ所、御弓矢多門下同御足輕番所志ヶ所取立

一、小天守入口御城代組御足輕番所志ヶ所・同所御本丸上御膳場境御壺藏通り板屏¹⁶¹り附土戸志ヶ所取建テ

一、西拍子木御門之西板塀土戸取付、同所御城代同心番所・御足輕詰所共小屋志ヶ所取立

一、右小屋都而杉丸太柱掘立、竹たる木木こまい繩かき、薄¹⁶²方葺、縁板張、戸障子立入、壁中塗、疊敷入、大工・木挽職人・日用小屋等ハ杉丸太柱掘立、竹たるき木こまい繩かき、薄¹⁶³柿又ハ取葺等、各土間手、糞¹⁶⁴囲ひニ而出来、其外大工小屋諸色置

所・仮小屋等臨時取立

一、右戌十二月晦日、黒御門御足輕頭組共・御先手御足輕組共引

上り候以後、最初御年寄衆休息所ニ取立候小屋一棟、御作事

裁許兩奉行并本 \times 所ニ相成、黒御門組番所ハ職人小屋二相用、別ニ釜屋志軒・兩役所御足輕詰所一ヶ所輕ク取建

但、同節御城代同心御足輕共、有来御番所へ引移、右明

小屋御目付方・金瘡方詰所二相用ル

一、右諸小屋・諸番所共御修復出来以後追々取払

右御修復後二付、御本丸内諸々補理方大法

一、吹貫御門・透御門、袖屏共其俣ニ而片付置、透御門内御土居

半分切欠キ、車力通用致候付、追而如元土居築立、御門二ヶ所袖屏共足木入、足瓦入葺直し

一、御藏構東之方高塀取払候分五拾間余、元之通取立切覆板葺直、

壁下地中塗・白土上塗迄出来

一、御天守入口左右塀屏扣柱拾四本取かへ並へ、瓦葺直し、同屋

根足瓦入葺直し、白土上裏繕共

一、同所石水道蓋新規切足し

一、不明御門傾キ直し、柱根継、蹴放二取替、鉄板足打、かつら石上ケ方、足瓦入レ葺直し

一、同左右之廻屏傾直し、扣取替、瓦葺直し、上裏・胴壁中塗、白土上塗迄、同御旗台御石垣并石段村直し築繕

一、御深井丸同心番所傾キ直し、柱根継、板縁過半張直し、内側中塗、外ケ輪白土上塗、後通り高屏拾六間立直し、其外所々繕ひ、畳拾八疊飛表替

一、御堀内御石垣、井楼・足代等二而損し候分、ならし石置直し惣込石、并御堀際玉縁切立置、土切芝伏せ

一、右之外御本丸内・御深井丸内、所々前件御作事二而取降取払候分、都而如元取繕

右宝曆二年申三月御修復取掛、同五年亥二月惣出来迄、最初指出候仕様書之趣意を以取扱、其内御作事取掛候已後、猶又申相、追々便利之致方取用之、其余指懸候増仕事之分条数繁多ニ付、委細之訳紙上ニ離書解候得共、為後覽其荒増を記し置候、以上

亥二月

右御作事裁許

林 治右衛門

山吹儀兵衛

丹羽武右衛門

寺町兵左衛門

日下部兵次郎

註

1 ここである(御用所)は、名古屋城二之丸御殿内にあった年寄衆御用所のことと思われる。

2 竹腰正武(一六八五—一七五九)、附家老(商家年寄)、高三万石、実父は石河章長。

竹腰正辰の養子に入り、宝永六年(一七〇九)に家督を相続。同七年、従五位下山城守に叙任(藩士履歴の調査には名古屋博物館が編集したデータベース「名古屋城下

お調べ帳」(DVD、二〇一三年)を用いた。

3 林充綱(？—一七七七)。普請奉行。これ以前に勘定奉行、作事奉行、木曾材木奉行を歴任。

4 山吹豊正(生没年不詳)。普請奉行、高四百石。

5 作事奉行は領内の建築・修繕を司る役職。定員二名で、役高は三百石。堀川細留

付近(現西区幡下)に作事方役所が置かれた(名古屋市役所「名古屋市史 政治編第

二」名古屋市役所、一九一五年、一四頁)。

6 遠山豊慶(？—一七七二)。番頭兼御国御用人。明和六年(一七六九)、従五位下

伊豆守に叙任。

7 千村伯濟(？—一七五四)。御国御用人。松平秀雲(君山)とともに藩撰地誌「張

州府志」を編纂。

8 「御用所」については注1参照。なお、ここでの「御城」は二之丸を意味する。

9 寺町忠利(？—一七八二)。作事奉行と木曾材木奉行を兼任。高三百石。これ以前

に白鳥材木奉行、勘定奉行を歴任。なお、寺町家に伝わった玉置修理関係の図面が、

明治以降に伊藤次郎左衛門家の手に渡って現存している(解題参照)。

10 日下部方信(？—一七九六)。作事奉行。高二万五千石。これ以前に勘定奉行を勤め、

宝暦五年(一七五五)七月からは木曾材木奉行を兼任。

11 普請奉行は領内の土木を司る役職。定員二名、役高三百石。堀川東岸三ツ蔵(年

質米を納める蔵、現中区栄)の南に普請方役所が置かれた(名古屋市役所前掲、一四頁)。

12 ここでの「上」は、徳川宗勝(一七〇五～六一)のこと。尾張徳川家八代当主。

実父は尾張家分家の川田久保松平友著。同じ家尾張家分家の高須松平家の養子に入った。尾張徳川家七代宗春の跡をうけ、元文四年(一七三九)に同家を相続(徳川美術館編『尾張の殿様物語』徳川美術館、二〇〇七年、五〇頁)。

13 「江戸町人江市屋」は江市屋宗助のことか。宝暦頃成立の随筆「江戸真砂六十帖」によれば、江市屋は借金売身で身を立て、元禄十一年(一六九八)の江戸大火の後、焼釘鉄物を売却し財を成した。享保二年(一七二七)には御持院跡の石垣の払い下げを受け、同十八年には江戸城堀の川渡手伝普請を命じられた秋田佐竹家に雇われて工事を請け負ったという(『燕石十種』第一、国書刊行会、一九〇七年、一一九頁)。

14 ここでの「当表」は、領国である尾張(名古屋)のこと。

15 成瀬正泰(一七〇九～八五)。附家者(両家年寄)。高三万五千石。犬山城主。成瀬正幸の長男として生まれ、享保十七年(一七三二)に家督を相続し、同年従五位下。単人正に叙任(公益財団法人犬山城白帝文庫歴史文化館編『犬山城と成瀬家』公益財団法人犬山城白帝文庫、二〇一四年、三九頁)。

16 大道寺直造(生没年不詳)。城代。高四千石。享保十年(一七二五)に家督を相続。宝暦八年(一七五八)に致仕。

17 加々嶋正信(生没年不詳)。城代。宝暦七年(一七五七)致仕。

18 御国御用人は万治二年(一六五九)に城代の格式を改正した際に設けられ、城代の用務を司った。寛政三年(一七九二)に廃止(名古屋市役所前掲、八頁)。

19 年寄は諸職の筆頭に位置付けられ、藩政全般を統括する要職、「執政」とも呼ばれた。「両家年寄」、「附家者」と称される成瀬氏、竹腰氏、一万石以上の知行を与えられ「万石已上年寄」と称される石河氏・渡辺氏、志水氏のほか、重臣数名が役高四千石で年

寄に任ぜられた(名古屋市役所前掲、六頁)。

20 丹羽正虎(？～一七七七年)。作事奉行・木曾材木奉行・白鳥材木奉行を兼任。高百五十石。

21 上野資清(？～一七六〇)。作事奉行と市買屋敷奉行を兼任。

22 城代は定員二名、役高三千石。大坂用達役、城代用取役、伏見屋敷奉行、本丸番、具足奉行、鉄炮玉薬奉行、天守鍵奉行、大筒役、掃除中間頭、伏見中間頭、武器製作の扶持職人を支配。当初、尾張藩では藩主留守の時は志水・渡辺・石河の三氏から臨時の城代役を選んでいたが、寛永三年(一六二六)正月に瀧山景火を城代として以後、常置の職となった(名古屋市役所前掲、七頁)。

23 前田文右衛門は御大工か。

24 永井弁右衛門は作事奉行支配の御大工小頭代(国書録 御天守御修復 中、徳川林政史研究所蔵)。

25 榎多門は西之丸南側の梯形に設けられた二階建ての多門(現在の正門の位置)。「本が所」は、榎多門が入って東に進んだ、西之丸の上層下にあった小屋の一室のことと思われる。この小屋は東西に長い建物で、「御深井丸諸役人詰所 御作事元締旭諸番所 取建方指図」(口絵8、以下「取建方指図」)によると、工事の際には東から「物置」「職人小屋」「物置」「御普請奉行・御作事奉行」「本が」「勝手」に区切って使用された。この小屋は、「金城温古録」では「下多門構」と呼ばれ、もともと作事方の物置であったものが、安永年間(一七七二～八二)に御掃除方の管轄になったという。

26 初重の辰巳(南東)隅の本欄柱を基準として、残る三隅の柱の下がり具合を測り出したという意味。その方法については「水準器に水を盛り、その水平面と平行に糸を張って基準レベルの墨をつけて高低差を表した」と推測されている(麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理工画について」、『日本建築学会計画系論文集』第七四巻、第六三八号、二〇〇九年、九四二頁)。

27 基準とする辰巳隅の本側柱の位置（本水）より七寸七分半がっているという意味。「水楨墨引 一」（口絵2-1）は、辰巳隅本側柱を基準に、各隅柱の高さのずれを示した図面である。

28 「概之水」は天守の傾き等を考慮して導き出した、本側柱の概ねの引き揚げ位置のことで、柱を引き上げる高さの計画値である。「水楨墨引 二」（口絵2-2）は、この「概之水」の位置を示した図面である。

29 「六寸五分五厘下」は誤りで、口絵2-2に記された「六寸五分五厘下ケ」が正しいと思われる（圖・加藤前掲、九四一頁）。

30 四寸二分と三寸六分を足すと七寸八分となり、もとの下がり幅（七寸七分）と一分の差が生じるが、これらの値は実測値なので計測上の誤差と思われる（圖・加藤前掲、九四二頁）。

31 先に重りを付けた糸（下振糸）を垂らして、柱の傾きを計測したことを意味する。
32 「高張五六欄」は、天守を引き揚げるための装置（五六、大五六）に用いた欄のことと思われる。注54も参照。

33 「井樓」は堀底、あるいは穴蔵から組み上げられた井桁上の木組み。井樓を土台にして足代（足場）や棧橋が組まれた。井樓などの様子は「御天守御修復仕暮表之方ヨリ見渡之図」（御天守御修復表之方ヨリ見渡之図）（口絵6、以下「見渡之図」）を参照。

34 廻廊は、敵を防ぐため、土塙の瓦の下に先端の尖った三角柱状の金具（鎖）を斜め下向きに取り付けた塙。名古屋城では天守と小天守とを連結する橋台の西面や、本門の北面に設けられた。

35 「押廻し」あるいは「折廻し」は、隅を挟んだ石垣西側を指す。

36 御密蔵は上天守東側にあった蔵。窓だけでなく茶器の名物も納められていた（金城温古録「二十一」）。

37 「長塗」（チャン塗）は在油や桐油などの植物性油を乾燥油に仕立てたもの。松脂

を加えて加熱溶解した溶剤に、各種の顔料を混合したものを塗料として施工するもの（澤寺茂「伝統的な塗料の再認識——十七、八世紀台頭したチャン塗技法研究——」保存修復科学センター編「建築文化財における塗装材料の調査と修理」国立文化財機構東京文化財研究所、二〇一二年）。

38 天守の引き上げ工事に先立ち、天守本体の一部を解体する作業。天守西北の入側などが解体された。

39 米蔵構は西之丸に設けられた区画で、北・西・東は高塙、南は米蔵が境となっていた。「御蔵構」とも呼ばれた。宝暦の大修理では、米蔵構の北側が臨時の瓦置場とされていた。

40 弓矢多門は御深井丸の北側に設けられた多門。西弓矢多門と東弓矢多門の二つが存在した。

41 「上御深井丸御城代同心番所」は、宝暦の大修理の際に、御深井丸に設けられた版設の番所。不明門の北側にあった。

42 御深井丸の北側に設けられた水汲場。

43 「管車」は解体した部材を下ろすための滑車。

44 ここでの「附」は附破風のことか。

45 天守の柱に大縄をくくりつけ、ろくろ状の装置を用いて大縄を巻き付けることで、天守を引き上げる作業。

46 ここでの「御蔵」は天守台石垣の内側に設けられた地階部分のことで、現在は穴蔵と呼ばれている。「金城温古録」では、御蔵之間と表記されている。

47 「根太」は床板を支える横木のこと。

48 「敷置」は井樓の上に設けられた装置の足場と思われる。「見渡之図」（口絵6）を参照のこと。

49 「切張」は木材を固定・支持するための水平材のこと。

50 「車知」は、人力で綱を巻き上げる大きなろくろのこと。「猫棒」は、車知に取り付けられた持ち手のことか。

51 ごろ石、細かく砕かれた石材のこと。裏込石などに使われた。

52 未申隅櫓（西南隅櫓）の東側の広い空間。

53 御蔭蔵は、本丸西殿の北東端にある土蔵で、北櫓が広い空間になっていた。

54 「五六」は、柱の根礎などをする時、柱を持ち上げるのに用いる装置。ここでは、天守の東側および北側の広い空間に設置されており、天守を持ち上げる際に用いたと思われる。

55 揚方は北側と西側の二度に分けて行われた。まず北側の揚方に着手して、北面石垣の解体と積み替えを行った後、西側の揚方に着手するという手順がとられた。

56 「島固木」は島居のような形状に立てた木組みで、上部に板を通して足場とした。

57 「あやもちり取」は「ねじり取る」の意か。

58 細長い木材を綱の替わりに用いたものか。「見渡之図」（口絵も）に木綱とみられる細長い木材が確認できる。

59 西側の揚方に着手して、西面石垣の解体を行った後、すべての石垣を残らず積み直し、揚方の仕掛けを取り払った。

60 ここでは、西北隅の柱は「一尺二寸下がつており、揚方によって六寸六分を引き上げたとしている。注27も参照。

61 西・北・東を巡る本側柱は、事前に定めた概水に従って引き上げられた。注27も参照。

62 「やり形水杭櫓」は、石垣の勾配を示した曲線状の板（反板）を取り付けるための仮設の櫓。「原形」あるいは「造方」とも表記される（以下、「造方」とする）。宝暦の大修理関係史料には、造方の形状や設置場所を示した図面が複数残されている。

天守台石垣周辺には合計五つの造方が設置され、西北隅二ヶ所と西南隅一ヶ所は堀底

から、東北隅一ヶ所と西南隅一ヶ所は内堀に設置された井樓上に建てられた。

63 「反り板」は、解体前の石垣の形状を示した曲線状の板。石垣勾配の基準とされた。注2も参照。

64 西北隅の天端をはきんで、西方向から北方向へ折れ曲がるの意。

65 本側から見た盛土の状態のことを指すと思われる。

66 「層木」は階段状の石段のこと。ここでは階段状に石垣を解体したという意。

67 「根礎之隅石」は、いわゆる「根石」ではなく、地面際の隅石のことか。

68 「根固之丸太」は、石垣を築く際、根石の下に敷く丸太のこと。

69 「間板」は、築石や裏ぐり石を取り除いた後、露出した裏土を支えるために設置された横長の板のこと。「見渡之図」によると、井樓から腕木を伸ばして間板を押し支えていたことが分かる。

70 「歩み板」は足場となる板のこと。

71 「ならし」は、平らにする、もしくは「平らにした場所」という意味で用いられる。

72 「御天守御石垣取置方築方起指図」のことか。同図は宝暦大修理の際の石垣解体から積み直しまでの過程を起し図にして示したものである。名古屋城総合事務所編『巨大城郭 名古屋城』（名古屋特別展開覧委員会、二〇一三年）一一〇頁～一一二頁に、同図の図版が掲載されている。

73 「修羅」は石垣を載せて運ぶためのソリ状の道具。平行に並べた丸太の上を滑らせて使用した。

74 「おしこ綱」は、石材を修羅の上に固定して引つ張るための綱。

75 「ならし石」は、平らに横並びにした築石のことを指すと思われる。ここでは、堀底に平行に並べてあるならし石を、一段だけ従来のままにしておいたという意か。

76 天端の築石を平行に並べたという意味と思われる。

77 「御土蔵内通用道」は、御深井丸から天守（御土蔵Ⅱ穴蔵）に入れるように架けられた橋のこと。

78 「水杭反板」は、遣方に取り付けられた反板。反板については注63を参照。天守台隅角に設置された遣方と遣方の間に縄を張り、石垣を積み替える際の基準としていた。

79 遣方と遣方のあいだにも、石垣勾配の基準とするため、いくつか反板が取り付けられた。「見渡之図」によると、この反板は五間開闢で設置され、内堀に設置された井楼から腕木を伸ばして固定していたことが分かる。

80 「かさ」は「築石一段」の意か。

81 「懸合せ」は、隣の築石と側面がかみ合うように擦り合わせること。

82 「小さいき」は石垣面の仕上げ法の一つで、凹点をなくし、軽く叩いて平に仕上げること。

83 「胴石」は、築石の胴の間に置いて安定させるための石で、ここでは「鉄削」と「割石削削」を築石に張り合わせたと思われる。

84 「担石」は築石の側面に入れる石か。

85 ここでの「平之方」は、隅石と対比させて築石のことを指している。

86 「千榫」は真込石を突き固めるための榫か。

87 「合和（あいば）」は石と石との接合部分。「合端」とも書く。

88 ここでの「墨かけ」は、築石を削って加工するために、墨で印を付けること。

89 岩崎山は、名古屋城の北約17kmに位置する山（現小牧市大字岩崎）。花崗岩の産地として知られ、尾張藩の石切場となっていた。

90 「小牧村辺」は同村周辺にある岩崎山等のごとで、「小金山」は愛知郡上水野村（現瀬戸市上水野町）の小金山のことか。岩崎山については注89参照。江戸時代末に編纂された『尾張名所図会』（後編四）には、上水野村に小金山という地名がある。また、

江戸時代中期に尾張藩が編纂した地誌『張州府志』（巻十一）には、水野村の特産品として「小金石」が挙げられている。

91 白鳥材木場は、堀川沿い（現熱田区熱田西町）にあった、尾張藩が管理する材木場。

92 太鼓輪は二之丸曲輪の南側中央部にあった輪。時刻を知らせるための太鼓が設置されていたことから、太鼓輪と呼ばれた。

93 「大挽」は土台の上に渡す水平材。

94 修理前の天守各層の間取や実測値を示す「名古屋城御天守各層間取之図」（個人蔵、鶴舞中央図書館蔵。以下、「間取之図」）によれば、井戸のある間の西側の仕切り壁の南端（間分は修理前から「かうし（格子）戸」であったことが分かる。また井戸を

北東方向から撮影したガラス乾板写真（名古屋城振興協会編『懐古国宝名古屋城』所収、以下同）ではさらに北側一間分も格子になっている。

95 修理前であった、東側南寄りの明かり取り窓（か所のこと。また「間取之図」によれば、この明かり取り窓は「無双」格子（連子を前後二重にはめて、一方を移動することにより開閉できるようにした窓）をはめたものであったことが分かるが、ガラス乾板写真や昭和実測図では無双格子は確認できない。

96 明かり取り窓の内側に、石垣の厚み分出来る傾斜面のことか。宝暦修理後に天守内に掲げられていた修理銘板の内容を伝える「御天守御修復之次第井御用懸之職姓名掛札之留」（前掲「国秘録 御天守御修復 中」）に所収。以下、「掛札之留」には既存の明かり取り窓は二組直床内之方一尺下ケ、たごが記されており、修理により傾斜が急になったことが推測される。

97 小籠車。引上戸を開閉するための装置の一部と思われる。注99を参照。

98 溝（ま）の誤写か。明かり取り窓が新設された、西南隅の間の南側の意味と思われる。

99 井戸東側の明かり取り窓を記録した昭和実測図（69・70）によれば、引上戸を開閉するための装置の一部として、窓縁に滑車を取り付けられており、これを指すもの

か。なお、昭和実測図は「昭和実測図閲覧サービス」にて画像を公開している。

〔URL: https://www.mngyo.go.jp/mngyo/ajp/20_estunm/〕

100 「窓子」は、窓の格子のことか。

101 窓の外側に張られていた網のこと。ガラス乾板写真でも確認できる。

102 長塗については注37を参照。黒長塗は、さらに油煙・松煙・酸化鉄などを混ぜて黒色に着色したものだ。

103 昭和実測図(69・70)には、窓縁の滑車を介して引き上げ戸の下端と鳥居形に組

まれた装置(鳥居木)が麻縄でつながっており、小笠縄はこの麻縄を指すと思われる。

鳥居木を操作することで引上げ戸が開閉するしくみであったことがわかる。

104 「矢来」は竹や丸太で作った囲い。「間取之図」には井戸の東、階段の間との境に「矢来」が書き込まれている。

105 「脚貫」は柱と柱を結ぶ横材。

106 「引鉄」は柱と大挽・土台を繋結する金具のことか。

107 「巻竹」は土壁の下地。朔竹に麻縄を巻き付けて作る。木舞とも呼ばれる。

108 「手打」は木舞に最初に行う下塗りのこと。荒壁ともいう。とくに団子状にした土を手で木舞に打ち付けることを手打ちといい、土蔵など厚い壁を作る際に行われる。

109 「毛伏」は、土蔵などの厚い土壁を作る際に行われる。荒壁の上にさらに等間隔に縄を埋め込む作業を指すものか。

110 「備」は「満」(ま)の誤写か。「掛札之留」にある同様の文では、満(ま)と記されている。

111 「掛札之留」には同所について、「片羽目」から「両面羽目」に仕直したとある。

両面羽目は壁になる面の両面から板を張ることで、太鼓羽目とも呼ばれる。

112 「硝子」(はしこ)は、階段のこと。とくにここでは北東寄りに位置する階段(表階段)を指す。

113 「掛札之留」ではこの位置の明かり取り窓は新規に設置したとする。また宝暦以前の

の修理銘板の内容を伝える「御天守二有之候看板之写」(以下「看板之写」と表記する)によれば、寛文九年(一六六九)に二重から三重の上り階段に明かり取り窓一か所が

新設されている。昭和実測図によれば、この場所に明かり取り窓は一か所設置されていた。

114 「備」は「満」(ま)の誤写か。階段のある間の東側の窓の意味。

115 「掛札之留」ではこの位置の明かり取り窓は「有米ろ窓」を広げたものとする。また「看板之写」によれば、寛文九年に三重から四重の上り階段に明かり取り窓三か所

が新設されている。なお、昭和実測図によれば、この場所には明かり取り窓が五か所設置されていた。

116 「別蓋」は、櫻格子の明かり取り窓をふさぐためのはね上げ式の蓋のことか。

117 鴨居に溜まった水を外に排出するために設けられた穴。

118 「土戸鉄車」は、土戸を開閉するために底部に付けられた鉄製の車輪。

119 土間や地面に敷き並べる平らな瓦。天守入口外形では口御門を入れてすぐの約二間四方の範囲に鉛の敷瓦が敷かれていたという(『金城温古録』十)。

120 四角形の敷瓦。

121 三角形の敷瓦。ここでは四角瓦と併用されていることから、目地が縁に対して四十五度になるように斜めに敷いた四半敷であったことが分かる。

122 ここでいう「中御門」は、天守入口外形の内側の門のことか。『金城温古録』(十)によれば、この門の内外ともに土瓦を敷いていたとされる。

123 「高宮縁」(たかみやべり)は、藍染された麻の縁。

124 「備後織」は「備後表」のことで、現在の広島県尾道・福山付近で生産される畳表。最上級品とされた。

125 「土居葺」は、瓦葺きの下地として敷かれる薄い板材。一般には柿板や杉皮などが

用いられることが多い。

126 「のし板」(製斗板)は屋根の下地材となる「野地板」のこと。修理前後の屋根の仕様を示す「銅葺野地之図」(口絵7)によれば、修理前の屋根には地垂木と裏板の上に「製斗板」が二重に敷かれ、製斗板と軒先の野垂木の上に渡した木舞の上に土居葺が敷かれていた。

127 「裏板」は屋根裏に貼り付けた板。注126も参照。

128 「掛札之留」には土居桁とある。「銅葺野地之図」(口絵7)によれば、修理後の屋根には裏板の上に土居桁が置かれた。

129 「銅葺野地板之図」(口絵7)では土居桁と製斗板の間に等間隔に横材が置かれており、ここでも「榑」はこれに当たると思われる。

130 二重目から四重目までの破風の総数と一致する。

131 丸瓦を固定するための土台となる枕木。「銅葺野地之図」(口絵7)でも製斗板の上に「丸枕木」が置かれていることが確認できる。

132 屋根の最上部に位置する水平の榑。ここでは破風の大榑のことか。

133 大榑の両端から軒先に向かう化粧榑。ここでは破風の下り榑のことか。

134 二方向の屋根の傾斜を合わせて軒先の隅に向かう榑。ここでは本屋根の四方の榑のことか。

135 「曳板御紋付」は鬼瓦の別名。名古屋城の天守では英紋が配されていた。

136 横瓦。鬼瓦の下端左右に付く瓦で、波や雲などの意匠が施される。

137 鳥雲(とりぶすま)。鬼瓦の上に配される、円筒形で反りのある瓦。

138 からかね。青刷のこと。

139 土居製斗。外壁と屋根が接する部分や棟から雨水が入らないようするために葺かれた瓦。

140 きつねごうし。妻飾りのひとつ。格子の内側に板を張ったもの。

141 破風板の逆輪(飾金具風の意匠)に施された英紋のこと。「金城温古録」(十)によれば、宝暦修理で破風板を銅板で包むようになる以前から「木の面に減金の御紋を打て付け」ていたという。

142 長塗については注37を参照。白長塗はさらに白粉を混ぜて白色に着色したもの。

143 覆多門入って東に進んだ、西之丸の土居下にあった小屋のこと。注136も参照。

144 米蔵構のこと。注39を参照。

145 「増田租」は「金城温古録」(二十七)にある、「益田(ました)方」「益田御中間」のことと思われる。同書によれば、名古屋築城の際、清須近郊の増田村(現稲沢市増田町)から召し抱えた者が城内の掃除を担ったことによる。掃除方の旧称で、同書編

纂時点で本丸掃除方のみ伝わる呼称であったという。また掃除方の役所は天明二年(一七八二)以前は、下多門の西北、井戸の近くにあったとする。「取建方指図」(口絵8)には下多門の西北に井戸が描かれている。

146 御深井丸西北角に位置する櫓。現在の西北隅櫓。

147 小天守と西南隅櫓の間に設けられていた多門。

148 大手馬出と西之丸の接続部分にあった西拍子木門のこと。「取建方指図」(口絵8)には門の西側に板塀があり、これに合わせて、塀内に仕切りが描かれている。

149 黒御門(くろごもん)は二之丸御殿玄関の南側にあった門。黒御門足軽頭は元和九年(一六二三)に初めて印せ付けられ、寛政五年(一七九三)頃、「持簡頭」と改名(前掲)名古屋城下お調べ帳)。宝暦修理では見廻り役をつとめた(前掲「掛札之留」)。

150 先手組(さきてぐみ)は慶長十九年(一六一四)大坂の陣の際に鉄炮頭二十一人、弓頭十二人を供奉させたことにはじまり、元禄から享保の間(一六八八―一七三六)に先手組の名が付いたという。(前掲「名古屋城下お調べ帳」)宝暦修理では見廻り役をつとめた。(掛札之留)

151 金槍医（きんそうい）は刀傷などの創傷手当を専門とする医者。「掛札之留」には天守修復御用掛として金槍医二名の名がみえる。

152 馬廻組は藩主の警固にあたる役。宝曆修理では見廻り役をつとめた（「掛札之留」）。

153 五十人組は藩主の側にあつて雑使・警護の任にあたる役（前掲『名古屋城下お調べ帳』）。宝曆修理では見廻り役をつとめた（「掛札之留」）。

154 押之者（おさえもの）と小吏（しょうり）はともに下級の役人。

155 すかしごもん。西之丸と御深井丸の境にあつた門。

156 本丸の北辺、大天守の東側に位置する門。

157 修理工事のために御深井丸から大天守内に通じる位置に設けられた仮設橋のこと。

158 箱番所。移動式の簡易な番所。

159 本丸の北側、御深井丸の東端に位置し、搦手馬出とつながる堀蔵構の西辺に位置する門。

160 「取建方指図」（口絵8）には、小天守入口に、「此番所御城代組御足輕組二人夜三人内一人不寝番相勤候旨」の注記があり、この位置に番所があつたものと思われる。

161 本丸御殿上台所のこと。

162 垂木の上に横に渡し、屋根材を受ける細長い材。

163 とりぶき。屋根のふき方のひとつ。そぎ板を並べて、風で飛ばないように石や丸太、竹などで押さえた屋根。

164 透門の南、御蔵構の東南隅、内堀の西南隅にあたる位置にあつた門。透門と吹貫門の間は、堀と御蔵構の堀に挟まれた直線の通路となつていた。

165 門の左右両側につくられる低い塀。

166 この時、復多門に続く作事用の通路とするため、吹貫門・透門を袖塀とともに解体撤去したとされており（『金城温古録』二十四）、そのことを指すと思われる。

167 荷物を運搬する人足。

168 溝のない敷居。

169 「からら石」は建物の基礎の上端に縁材として置かれる長方形の石材。

170 控え柱のこと。

171 「旗台」は、不明門を本丸側に入つた左右、および正面の石垣のうち、上部に建造物のない平らな部分を指す。『金城温古録』（四）は、戦のさいに門の守衛が旗を立てる場所であるとしている。

172 ここでは天守西北端の外側石垣（御深井丸側）の天端のならし石を指すと思われる。

注75も参照。

173 ここでは堀端に設けられた小土居を指す。本丸四方の堀の外縁にはすべて「玉縁」が設けられており、とくに井楼や棧橋が仮設された天守西側の堀では、透門から吹貫門の間で中六尺の玉縁が設けられていた（『金城温古録』十六）。

「名古屋城旧本丸御殿障壁画」「雪中梅竹鳥図」の復元模写について

樋口広芳「名古屋城本丸御殿の襖絵」「雪中梅竹鳥図」の謎」に依えて

近藤 将人

本稿は「UP」二〇一九年十二月号（東京大学出版会）所収の樋口広芳「名古屋城本丸御殿の襖絵」「雪中梅竹鳥図」の謎」で提示された見解に対して、回答するものである。回答に移る前に、まずは当該障壁画の概要について述べておきたい。

「雪中梅竹鳥図」（口絵9・1）は、寛永十一年（一六三四）に名古屋城旧本丸御殿の上洛殿三之間に描かれた障壁画である。名古屋城旧本丸御殿は慶長二十年（一六一五）に造営、寛永十一年に増改築された江戸時代初期を代表する御殿建築であり、昭和二十年（一九四五）に戦災焼失したが、室内を飾った障壁画については、襖・障子・杉戸・天井板などの取り外し可能なものは事前の避難により焼失を免れた。現在一、〇四七面が重要文化財に指定されており、「雪中梅竹鳥図」もそのうちの一点（四面）である。

作者は当時狩野派の中心的人物であった狩野探幽であり、江戸狩野派様式の完成を示す記念碑的作例と称される。原本には、モチーフを極限まで絞り遠近の差をつけず同一平面上に収める、モチーフを画面内に収め構図も多角形や円などに基づいた幾何学的なものとする、金砂子などを配することで余白自体を絵画表現の一部として効果的に活用する、といった探幽が成立させた江戸狩野派様式の象徴と

も言える技法が見られる。

「雪中梅竹鳥図」の主題は、屈曲する梅と枝先で遊ぶ尾長鳥である。梅は画面右端から屈曲を繰返しながら左上へと伸長するが、襖の枠に至る前に左下へと下降する。梅の枝は襖の枠内に収まり、その枝先は画面左方を指し、延長線上には尾長鳥が翻る。

さて、今回、鳥類学者である樋口氏によって問題提起されたのは、原本ではなく、その復元模写についてである（口絵10・1）。原本の四面のうち、右から二枚目の中央には楕円形の欠損があり、周縁に尾・羽根が残存していることから、元々は鳥が描かれていたことがわかる（口絵9・2）。復元模写作成に際しては、同時代の作例や欠損部の形状から、欠損部が雉子の胴体であると結論づけ、その復元を行った（口絵10・2）。樋口氏は、この復元模写について、鳥の尾の形状や模様から、欠損部がヤマドリである可能性を指摘した上で、現状の復元模写については「キジの上部にヤマドリの尾が付いた、きわめて奇妙な鳥になっている」との見解を示している。併せて「この奇妙な「キジ」の復元画をこのままにしておくのは明らかに好ましくない。早急に検討の必要があると思われる。」とも述べている。

本稿では、主に絵画的見地から、原本の欠損部を如何にして雉子と判断し、模写の作成に至ったかについての経緯を示した上で、樋口氏の見解への回答を行う。

復元模写事業と復元の経緯について

名古屋市中では平成四年（一九九二）より日本丸御殿障壁画の復元模写事業を開始し、現在は名古屋城本丸御殿復元模写共同体に委託している。当該障壁画については平成二十七年に模写の作成が行われ、平成三十年六月より復元本丸御殿内に嵌め込まれ、現在常設公開を行っている。

復元の経緯について示す前に、まずは復元模写について簡単に説明したい。古典絵画模写には大別して「現状模写」と「復元模写」の二種類がある。現状模写は、原本の経年による劣化・汚損や加筆・補筆などをそのままに写し取るものであり、完成した模写は基本的に原本と大差ないものとなる。

一方、復元模写は、原本が描かれた時代の様式や彩色などを復元的に描くものであり、完成した模写は原本を作成当時の状態に遷らせたものとなる。復元模写は性質上、本紙の欠損や顔料の剥落部分についても、復元が可能であると判断された場合は一定の根拠を以て補筆、補彩を行う。もちろん、その部分は創作であってはならず、同時代の類似作例から表現を援用することもあれば、蛍光X線分析などの科学的調査も行いながら検証している。

雪中梅竹鳥図の欠損部の鳥については、胴体部分は全て裏われているものの、尾羽の一部と尾を残している点や、画面の主要な場所に位置していることから、胴体部の復元

が必要であるとの結論に達し、下記の根拠に基づき方針を定め、復元を行った。

①同時代の作例との比較

欠損部の復元の際の根拠として、同時代の本人、周辺作家が手掛けた画題が共通する作例を参考にした。具体的には狩野尚信筆「梅雉子図」（知恩院大方丈、図1）および、狩野探幽筆「松錦鶏図」（二条城二の丸御殿、図2）である。こうした寛永期の鳥に体を丸めて羽根を休める表現があることや、「雪中梅竹鳥図」の欠損部が楕円状であること、欠損部右端に尾羽の端を残すことから、欠損部は羽根を休めた鳥であると結論づけた。

②「金城温古録」の記述

「金城温古録」は、尾張藩士奥村得義とその養子定によって編纂され、万延元年（一八六〇）に尾張藩に献納された名古屋城に関する膨大な記録集である。名古屋城の百科事典とも言われ、本丸御殿復元の際には根本史料の一つとなった。上洛殿三之間の欠損部については、「金城温古録」には「雉子」と記述されており、少なくとも万延元年の時点では雉子と認識されていた。

以上の二点から、欠損部は「羽根を休め、体を丸めた雉子」として復元するのが妥当であるとの結論に達した。その上で、「原本の雰囲気を決して損ねない」という視点から復元部分の検討を行った。「雪中梅竹鳥図」で言えば、

濃墨で描かれた屈曲する梅の枝や尾長鳥が筆者の見せたいモチーフであると解され、薄墨で描かれた鳥の尾や雀はあくまで従属的なものであり、復元模写に際しては現存部分を損ねない且つ、寛永期絵画として矛盾の無い表現が模索された。その成果物が前述の口絵10である。

ここまで、「雪中梅竹鳥図」の復元方針および欠損部の復元について経緯を述べてきた。以降は、樋口氏の記事に回答するかたちで、こちらの見解を提示していきたい。

観点① 胴体と尾の不自然さについて

樋口氏は「雪中梅竹鳥図」の復元部分について、「胴体が前面を向いているのに、尾はおもて（背）面を向けていることになる」とし、「胴体と尾羽の向きや位置が合っていない」と指摘している。また、鳥類学の見地から「キジをふくめて鳥の尾は、尻の先にしっかりと固定されており、状況によって多少曲げることはできても、復元画に表されているように真逆とも言えるほどひねり返すことはできない。」とした上で、残された尾がヤマドリ尾の裏面であれば、この不自然さに理由付けが行えるとしている。

確かに、鳥類学の見地から言えば、復元部分の尾と胴体は矛盾した表現となっていると言える。しかし、狩野派の絵画表現としてはどうであろうか。例えば、「雪中梅竹鳥図」と同時期に描かれた「雉子露躰図」杉戸絵（図3）では、雉子の胴体は完全に左方を向いている。ここで鳥類学的見地に従うならば尾の横斑は上を向き、画面には横斑の端の部分しか見えないはずである。しかし実際には、尾は鑑賞

者の方向に概ね九十度回転した状態で描かれ、尾の線だけなく左右両方の横斑を確認することができる。

こうした尾を胴体に対して九十度曲げる表現は、例えば表書院一之間「桜花雉子図」（図4）など、本丸御殿の雉子のほぼ全てに採用されている。狩野派は御用絵師としてのブランド維持のために、画派内でモチーフの描き方を統一しており、こうした尾を九十度回転させ左右の横斑を見せる描き方が狩野派内で共有されていた可能性は高いだろう。

樋口氏は「狩野派の絵師、とりわけ狩野探幽は、国内外のいろいろな資料や自身による描写経験をもとに対象となる鳥の姿や形に精通していたと考えられる。したがって、このような不自然な絵を描くことはまずないだろう。」と主張し、例として知恩院や二条城の障壁画を挙げている。前述の通り、知恩院・二条城は共に「雪中梅竹鳥図」の欠損部復元において参考とした部分を有している。ここで、その該当部分である狩野尚信筆「梅雉子図」（知恩院大方丈）および、狩野探幽筆「松錦鶏図」（二条城二の丸御殿）について見ると、両者共に胴体を右に向けているが、尾は胴体に対して九十度曲げて正面に向け、左右の横斑を見せている。もちろん、「雪中梅竹鳥図」とは違い、胴体と尾は分断されてはいないが、これらの表現を自然とし、「雪中梅竹鳥図」を不自然と判断するのは早計ではないだろう。

そこで、さらに傍証として、狩野洞雲の「花鳥図屏風」に描かれる雉子（図5）を取り上げたい。洞雲は彫金師・後藤立乗の息子であり、寛永十二年に探幽の養子となった。

探幽に夷子・探信が生まれるまでは後継者としての養育を受けており、その画風は探幽の様式を極めて忠実に引き継いでいる。ここで、「花鳥図屏風」の雉子について見ると、胴体が右方を向いている一方、尾は表面を見せており、胴体と尾は「雪中梅竹鳥図」と同じく木の幹により分断されている。こうした表現は、例えば探幽の孫弟子にあたる鶴沢探鯨「桜雉子・梅金鶏図屏風」（図6）にも見られる。このように、探幽の子世代、孫世代においても胴体と尾に生物学的矛盾のある表現が採用されている以上、こうした表現こそが江戸時代初期における狩野派絵画の正統表現であると言えるのではないだろうか。

また、名古屋城日本丸御殿障壁画に描かれる雉子・ヤマドリを総覧すると、その全てが尾の表側の模様を見せている。仮に樋口氏の見解に従い、「雪中梅竹鳥図」に描かれる尾がヤマドリの尾の裏面であるなら、名古屋城日本丸御殿全体で本図のみがヤマドリの尾の裏面を描いていることになる。矛盾の解消のための解釈が新たな矛盾を生む事態となってしまうのである。

観点② 尾の模様と長さについて

樋口氏は原本の尾の模様について、「横斑の模様とその周辺の特徴に関する限り、原画の尾はキジの尾に限りなく「近い」としながら、ヤマドリの尾の横斑がキジの横斑より縦方向に幅広く、横斑同士の間隔も広い点が原本の印象に近い点、原本の横斑と横斑の間にゴマ状の黒い小斑が点状にしているが、これがヤマドリの尾を想起させる点、また、雉子の尾の裏面に模様が見られないことから、原本の尾が

裏面であればヤマドリの尾に近いという点から、原本の尾はヤマドリの可能性があるとの見解を提示している。尾の表裏については前項で指摘した通りなので、本項では模様に着目して見ていきたい。

まず、「雪中梅竹鳥図」と同時期に名古屋城日本丸御殿に描かれた「松雉子流水図」（上洛殿松之間、図7）のヤマドリの尾について見ていきたい。「松雉子流水図」に描かれるヤマドリは尾を畳んだ状態であるが、横斑は細い黒帯と太めの暗褐色で構成され、尾羽の端まで達している。次に、前項でも取り上げた「雉子躑躅図」杉戸絵（上洛殿一之間西入側）の雉子について見ると、横斑は黒色のみで表され、縁は房状になっており、尾羽の端まで達することはない。このように「雪中梅竹鳥図」が描かれた上洛殿三之間と同じ建物内で、雉子とヤマドリの尾が明確に描き分けられていることがわかる。

ここで「雪中梅竹鳥図」について見ると、樋口氏の指摘通り、尾は「キジの尾に限りなく近く、尾の線の両側に表された横斑は房状に描かれ、尾羽の縁までは達しない。仮にこの尾がヤマドリのものであるのなら、横斑は尾の線を垂直に横切るように描かれ、尾の縁まで達するだろう。また、樋口氏は「美術作品としての襖絵の鳥は、ときに実際の色や模様を遠え、また細かい模様を簡略化している。」とし、「雪中梅竹鳥図」に描かれる尾が簡略化されたヤマドリの余地を残すとする。しかし、探幽が古画を簡略的に模写した「探幽縮図」（京都国立博物館蔵）の花鳥図巻における雉子の尾は、尾の線と房状の横斑で表される。こうした探幽の簡略表現を見るに、「雪中梅竹鳥図」の鳥がヤ

マドリの簡略表現とは言い難く、むしろ雉子のそれと解釈するのが自然ではないだろうか。

さらに樋口氏は、雉子の尾の長さが約三十五〜四十三cm、ヤマドリが約六十〜九十cmであることから、「雪中梅竹鳥図」の残存部の尾の長さはヤマドリを想起させると指摘する。しかし、前述の「雉子鷹圖」の雉子の尾は長く描かれており、この傾向は特に上洛殿三之間に隣接する松の間で顕著である。したがって、尾の長さから雉子かヤマドリかを同定するのは厳しく、この点からの考察は困難であると言わざるを得ないだろう。

加えて、江戸時代初期に描かれた狩野興以筆「花鳥図屏風」(ホノルル美術館)、狩野山雪筆「梅に山鳥図襖」(天球院)など、ヤマドリの主要作例は全て濃彩画であり、水墨で描かれたヤマドリの作例は寡聞にして知らない。一方、水墨で描かれた雉子については狩野探幽筆「竹に雉子図」(大徳寺)など、探幽の現存作例中にも見出すことができる。このことは水墨で描かれたヤマドリが無いことの担保にはならないが、留意しておくべき点ではあるだろう。

観点③ 『金城温古録』の記述について

樋口氏は『金城温古録』の「雪の梅に雉子・尾長鳥」の記述を取り上げた上で、『金城温古録』の成立した万延元年当時は雉子とヤマドリを区別せず「雉子」と呼んでいた傾向があるとし、「雉子」という記述をもってキジとする根拠は薄弱なのである」と指摘し、その例としてヤマドリの描かれる上洛殿松之間「松雉子流水図」、表書院一之間「桜花雉子図」、二条城二の丸御殿黒書院「雉子図」を挙げ

る。

しかし、これらの名称はあくまで文化財保護法下での指定名称であり、名古屋城については昭和二十六年、二条城については昭和五十七年に重要文化財に指定された際の書類上のものである。もちろん、それ以前も慣習的に障壁画には特定の題名がつけられ、書籍・論文等で紹介されてきたが、指定名称として呼称が固定化したのは昭和期であり、江戸期の呼称を担保するものではない。

また、建造物の復元においては、明確に復元時期を定める必要があり、名古屋城本丸御殿は寛永十一年の上洛殿増築期に復元時期が設定されている。その中で、『金城温古録』は二〇〇年ほど下る記録ではあるが、日本丸御殿の画題を示す記録としては最古のものである。そこに「雉子」と記述されている以上、他に明確な反証がなければ、記述に従うことが最も妥当性の高い復元になると言えるだろう。

観点④ 全体の構図から

樋口氏は左記の点について見解を提示した上で、改めて残存部の尾と、欠損部の胴体のバランスについて、「残された尾の位置と復元された胴体腹面の位置からは、尾の末端は胴体の正中線上の尻部ではなく、下腹部の、しかも奥側の側面に張り付いているように見える。なんとも奇妙な鳥の絵なのだ。」と言及した上で、「仮に胴体をヤマドリに変えたとしても、この姿勢や位置のままではおかしいことになりはしない。」と指摘している。

確かに、残存部の尾と欠損部の胴体のバランスだけを見

れば、樋口氏が指摘している通り、その胴体と尾の位置関係には違和感がある。しかし、それはあくまで鳥の部分のみを抜き出して見た場合であり、画面全体の構図に目を移すと事情は変わってくる。長く伸びた尾は右から二枚目で枝分かれした梅のうち、放物線を描く方の枝先と互いの延長線上で見事に交わる。こうした構図の精彩は、尾の長さが現在より過不足あるものでは成り立たなく思える。また、復元で描かれた欠損部の雉子は画面左方を向いているが、これは屈曲しながら伸長していく梅の枝と併せて見れば、同一のベクトルを持つ実に調和が取れた姿だとわかる。胴体と尾をそれぞれ画面全体の構図の中で捉えるならば、両方とも構成要素として違和感はない。

また、樋口氏の指摘する胴体と尾のバランスの悪さについては、鳥の胴体と尾を分析しているのが梅幹であるという点から説明がつく。鳥が停まっている場所は、画面左方へと屈曲し伸長していく梅幹の、まさにその途上にある。ここで、例えば幹を横断するように鳥の尾を描くならば、画面右方から左方へと続く一貫した梅の流れを断ち切ってしまうことになる。全体の構図を優先するのであれば、むしろ現在の胴体と尾の位置関係は、例えば生物学的に違和感のあるものでも、絵画表現としてはむしろ理に適ったものであると言える。

まとめ

これまで、樋口氏の記事に回答してきたが、氏が述べる通り、欠損部の正確な様子を知るためには、欠損部の再発見しか方法はないだろう。しかし、和紙で構成された文化財というものは劣化・滅失のリスクに絶えず晒されており、再発見の可能性は極めて低いと言わざるを得ない。むしろ、名古屋城や二条城のように御殿障壁画が纏めて現存する事例の方が稀であるという点には留意しておきたい。

歴史的建造物の復元においては、史料の根拠のある箇所、不明な箇所というのはどうしても出てくるものであるが、不明な箇所が全くの推測によって復元されるわけではなく、史料の根拠のある箇所との空間的・歴史的整合性を保った上で、違和感のないかたちで行われる。そうした意味で、「雪中梅竹鳥図」の欠損部分は、周縁の残存部の情報、同時代の絵画表現、『金城温古録』の記述と合致するかたちで復元が行われており、現状では最も整合性の高いものであると言える。したがって、欠損部の再発見という事態でも起こらない限りは、現状の復元模写の再検討の必要はないと思われるのである。

本稿の執筆にあたっては、加藤純子、猪飼一之（名古屋城本丸御殿復元模写共同体）、平岡考（山階鳥類研究所）の諸氏に助言、協力をいただいた。深く感謝したい。

1 模写については下記の文献を参照、『瑞巖寺・観彌亭 障壁面の保存修理と復元模写』、瑞巖寺、二〇〇五年、『よみがえる輝き 名古屋城本丸御殿障壁面復元模写』、名古屋城本丸御殿PRイベント実行委員会、二〇〇九年、中野志保「コラム③」2 模写の制作とはめ替えについて、『二条城二の丸御殿ガイドブック』、元離宮二条城事務所、二〇一五年

2 『金城温古録』は全六十四巻からなり、全巻の清書が完了するのは明治三十五年（一九〇二）であるが、上洛殿三之間についての記述がある『御本丸編』については万延元年の尾張藩献納分に含まれる。（梶原千文『企画展名古屋城を記録せよ 名古屋城百科』『金城温古録』の誕生』二〇〇八年、名古屋博物館）

3 『北境、御襖四本絵、雪の梅に雉子・尾長鳥』、『名古屋叢書続編14 金城温古録2』一九六五年、名古屋市

4 狩野洞雲については下記の文献を参照 門脇むつみ『巨匠狩野探幽の誕生 江戸初期、将軍も天皇も愛した画家の才能と境遇』朝日新聞出版（朝日選書九二五）、二〇一四年、山下善也『狩野探幽をはじめ江戸狩野三十六名合作の（牛馬図）双幅』、『静岡県立美術館紀要No.17開館15周年』、二〇〇二年

5 鶴澤探幽については、朝日美砂子『開府四〇〇年記念 名古屋城特別展 狩野派と名古屋城四〇〇年』（名古屋城特別展開催委員会、二〇一〇年）を参照。



図2 松錦鶏図（部分）狩野探幽筆
重要文化財 元離宮二条城事務所蔵



図1 梅雄子図（部分）狩野尚信筆
重要文化財 知恩院蔵
（『障壁画全集（9）知恩院』昭和44年、美術出版社、より転載）



図3 雉子躑躅図（部分）狩野派筆
重要文化財 名古屋城総合事務所蔵



図4 桜花雉子図（部分）狩野派筆
重要文化財 名古屋城総合事務所蔵



図6 桜雉子・梅金鶏図屏風(部分)
鶴澤探皴筆 円明院蔵(京都国立博物館寄託)



図5 花鳥図屏風(部分)狩野洞雲筆 個人蔵
(『元禄繪乱展』平成11年、
岡崎市美術博物館より転載)

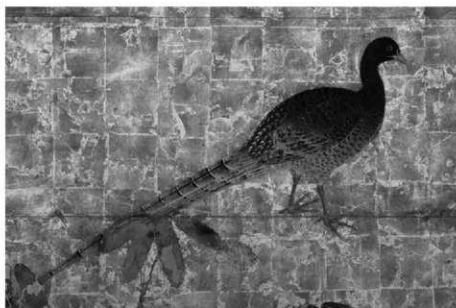


図7 松雉子流水図(部分)狩野派筆 重要文化財
名古屋城総合事務所蔵

資料紹介

名古屋城二之丸庭園出土の実包について

佐藤 公保

はじめに

名勝名古屋城二之丸庭園は名古屋城域の北東に位置し、昭和40年代末以降、公園整備に伴う発掘調査が度々行われてきた。特に平成25年(2013)から始まる公園整備に伴う発掘調査は、現在も継続して実施されており、令和元年度の発掘調査で7次を数える。既に平成25年度から27年度分の成果は『名勝名古屋城二之丸庭園 発掘調査報告書 第1次(2013)～第3次(2015)』(2017名古屋市)としてまとめられている。現在、平成28年以降の4次から6次調査の成果をまとめており、令和元年度中に『名勝名古屋城二之丸庭園 発掘調査報告書 第4次～第6次』を刊行予定である。

1. 名古屋城二之丸近代概史

名古屋城は、各地の近世城郭の多くが明治に入り国に接収され陸軍の駐屯地になったのと同じく、明治5年(1872)から陸軍が駐屯するようになった。同時に多くの城郭は破却されたが、幸運にも名古屋城の天守閣や本丸御殿等の本丸内の多くの建物は破却を免れた。一方、二之丸にあった庭園の多くと二之丸御殿等の建物はその難を免れることはできなかったが、庭園の北園池とその周辺の築山の一部が将校集会所の裏庭として改修を受けながらも存続した。皮肉にも天守閣等の本丸にあった構造物は太平洋戦争末期、昭和20年(1945)の空襲によって焼失したが、二之丸に所在した陸軍関連の施設は被災を免れた。戦後、陸軍

関連の施設は取り壊され、一部が大学関連の施設として再利用された。最終的には公園整備が始まる昭和40年代末頃までには取り壊されていった。

二之丸地区の表土下には明治から昭和にかけての近現代の遺構が眠る。この地を発掘調査することにより、近世から近代そして現代へと名古屋城の変貌を考古学的に垣間見ることが出来るのである。その一つとして明治から昭和まで陸軍が駐屯していたことを明確に示す考古資料を散見することができる。

今回はそれを如実に示す明治期の陸軍が使用していた実包の葉莢を紹介したい。

2. 出土地点について

紹介する葉莢は平成28年度に実施された5次調査で北御庭地区の北西にある築山の一つである栄螺山の東園路の表土から出土している。栄螺山は文政期に築庭されたものであるが、明治12、13年に吉田紹和の指導の下に大島嘉吉が将校集会所の裏庭を築庭した際に(註1)、栄螺山はじめ、北園池、権現山等の一部が改修され裏庭に取り込まれた。頂部には忠霊祠が築かれ、それを参拝する将兵が絶えなかったという(註2)。また近くには将校集会所や倉庫、弾薬分配所等の陸軍の施設が存在した。

3. 出土遺物について

出土した遺物は葉莢である。全体的に薄く緑色の錆が生じているため、銅成分を含む金属となっていることが判る。弾頭部は欠損し、円筒形であるが先端はつぶれている。残存長 5.7cm、胴部径 1.4cm、底部径 1.7cm である。底部は体部より大きく、底面は径 1.1cm ほどが円形状に 0.1cm ほど出っ張っている。底面中央の雷管の部分は径 0.2cm ほど、円形にへこんでおり、発射後の状況を示している。底面は錆のため刻印の有無は確認できていない。なお同型の葉莢は二之丸庭園の他の地区で 2 発、本丸勝手馬出の石垣調査で 1 発出土している（註 3）。

4. 考察

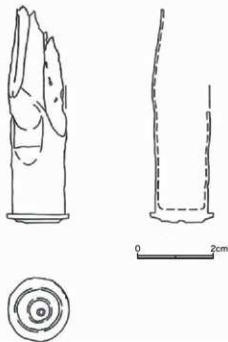
現在使用されている自動小銃の実包は無煙火薬を使用し、金属葉莢が一般的で、5.56mm と小口径である。発射後、葉莢が自動的に排出されるようなシステムを持つ。葉莢を引っ掛け排出するためのエジェクターがスムーズに作動するように底部に近くに溝を持ち、底面は平坦である。

これに対し、出土した実包の葉莢は、胴部径等をみても大口径であり、一番の特色は排出のための溝がなく体部は寸胴である。また底面が雷管部を中心に出っ張り、平坦になっていない。また、出土遺物洗浄時に他の地点で出土した実包の中に弾頭はないものの葉莢内に火薬と思われる内容物が残存しているものが確認された。そのため地元警察に通報、処理してもらった際に、こぼれ出た内容物は立ち会った警察官によると黒色火薬であるらしいとの所見もいただいている。

こうした点から、この実包は現代の自動小銃のものではなく、近代のもの、しかも黒色火薬を利用していること、排出のための溝を有しないこと等のことから、小銃弾としては古い特徴を示す。この点から判断すると出土実包は、十三年式、

十六年式、十八年式村田銃のいずれかと思われる。この十三年式は明治 13 年に採用され、日清戦争で主力として用いられた口径 11mm の日本初の国産小銃である。いずれも単発式で、使用された火薬は黒色火薬である。明治維新後、急速に近代化した日本が軍隊においても外国に頼らず近代化を進めたことを顕著に示す証の一つである。この小銃弾は明治 22 年、無煙火薬を使用する口径 8mm の二十二年式村田銃が採用されると、次第に主力の座を譲っていった。

このことから実包は黒色火薬から無煙火薬へ切り替わる際に装備から外れ倉庫などにあったものが何らかの理由で廃棄された結果、二之丸や本丸での出土をみる結果になったと考えられる。



註

(註 1) 狩野力「名勝 其二 名古屋城二之丸御庭」1933 『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告書』

(註 2) 歩六史刊行会『歩兵第六聯隊歴史』1968

(註 3) 『名勝 名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第 4 次～第 6 次』名古屋市 2020

名古屋城天守石垣の基本構造について

—詳細調査の観察から予察へ—

木村 有作

はじめに

名古屋城の天守台については、本丸側（南東側）と、内堀側で約8mの比高差がある。この明確な段差を含め、天守台の基本構造については、従来言及される機会はほとんどなかった。その中で麓は、建築学的視点から宝暦期の天守改修に関わる一連の研究の中で、天守台北面東端付近で見られる水平方向の石垣の目地について、慶長期すなわち築城期の作業段階を示すものとして独自の見解を示している（註1）。

天守台石垣調査

平成29・30年度に行った、天守台周辺石垣の基本調査及び詳細調査においては、さまざまな目的意識に基づき表面観察を行った。なかでも、石垣各位で観察される「目地」については、石垣修理の痕跡として重要な要素と位置づけられた。前述した、天守台北面石垣（U61石垣）の東端付近の中段やや下付近でみられる水平方向の目地（写真1・図1）についても、宝暦期の修復に伴う積み替えの境界を示すものかどうかを含めて検討の対象となった。



写真1 天守台北面（U61）石垣

天守台の石垣目地について

天守台石垣においては、主として斜め方向に走る目地と、水平方向に走る目地が観察できる（註2）。前者は、目地を境に積み方が大きく異なるため、修理による積み直しの痕跡と推定できる。天守台石垣については、江戸時代中頃の「宝暦大修理」（宝暦2～5：1752～55）で行われた天守建物の修理に伴う石垣の積み直しと、第二次世界大戦後の昭和30～33年（1955～1958）頃の復興天守の建築の際の積み直しの痕跡が該当する。



写真2 天守台東面（U62）石垣北部



写真3 天守台南面（U59）石垣西部

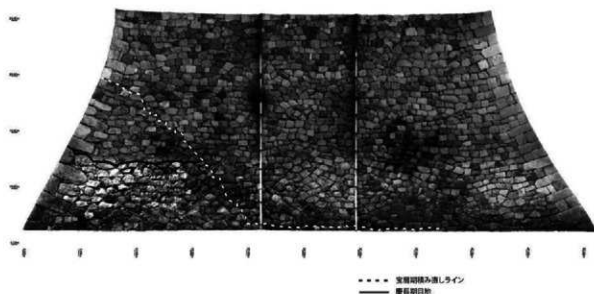


図1 大天守台北面 (U61) の立面図



図2 大天守台東面 (U62) の水平方向目地

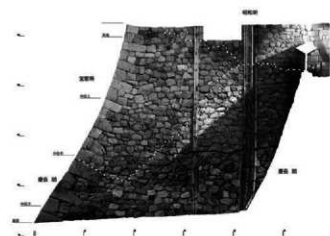


図3 大天守台南面 (U59) の水平方向目地

一方、水平方向の目地については、目地を境にした積み方に顕著な差異はなく、修理による積み方とは異なるものと考えに至った。水平方向の目地が走る部分は、築城時つまり慶長期に築かれた石垣であり、結果的に慶長期石垣は、見た目では上下2段に分けることが可能に思われる。

大天守台の北面 (U 61) 石垣で観察される水平方向の目地は、東面北部 (U 62)・南面西半 (U59) 石垣でも同じように観察することができる (写真

2・3、図2・3)。水平方向の目地の走る高さは、北面で 13.0 m T.P.(東京湾平均海面高、以下同じ)、東面で 12.5 m T.P.、南面で 13.0 m T.P. の位置である。つまり、ほぼ同じ高さであることが判る。

また、大天守台西面 (U 60) 石垣でも、南西隅角部は下段に相当する石垣が残されているものと思われる。

大天守台周辺石垣と「入角」について

大天守台に接続する石垣でも、ほぼ同じ高さで、水平方向の目地が観察できる。北東側のU 63（不明門北面西半・写真4）石垣及び南側のU 58（橋台西面・写真5）石垣である。どちらの石垣においても、目地を境に積み方が大きく変わることはなく、大天守台石垣で見た状況と類似する。U 63石垣は大天守台東面（U 62）石垣と接して「入角」を形成する。同様にU 58石垣も大天守台南面（U 59）石垣との間に入角を形成する。この、二つの入角の石の積み方を観察するといくつかの共通点を上げることができる。

内堀の北東奥（U62・U63石垣境界の入角）と、南西奥（U59・U58石垣境界の入角）の石垣積み方を観察すると、13m T.P. 付近までは基本的に一段毎交互に積んでいることが判る（写真6・8）。そして、交互に積みあげられた入隅部分の上端部は、それぞれの石垣面の水平方向の目地に合致する。

それでは、水平方向の目地より上がどう組まれているかを見ると、大天守台の石垣（U59・U62石垣）は、入角部より奥にそのまま続いているように見える。一方、不明門北面（U 63）石垣や橋台西面（U 58）石垣は、大天守台側の石垣（U



写真4 不明門北面西半（U 63）石垣

62・U 59）面に石垣の端が当たっているのが判る。つまり、大天守台側石垣が先行して築かれていると考えられるのである。

水平方向の目地が意味するもの

以上の観察を踏まえ、大天守台石垣で確認できる水平方向の目地について、現時点で考えられることを整理してみると、以下ようになる。

- ① 大天守台で観察される目地のうち、水平方向の目地は、築城時つまり慶長期の石垣の中に含まれ、後世の修理に伴うものとは考えにくいこと。
- ② 大天守台に隣接する石垣においても、水平方向の目地が存在し、やはり修理に伴うものとは考えにくいこと。
- ③ 北面・東面・南面にのこる水平方向の目地の高さが、およそ13m T.P. 付近で共通すること。
- ④ 大天守台と隣接する石垣が作る「入角」において、水平方向の目地の上下で、積み方が異なること。

以上の4点から、大天守台石垣はその始築時において、上下2段階に分けて構築していることが明らかである。2段階にする理由を考えるには、大天守台石垣の基盤の高さが問題になると思われる。その際、前述した③の項目、各面の水平方向の目地がヒントになると考える。



写真5 橋台西面（U 58）石垣

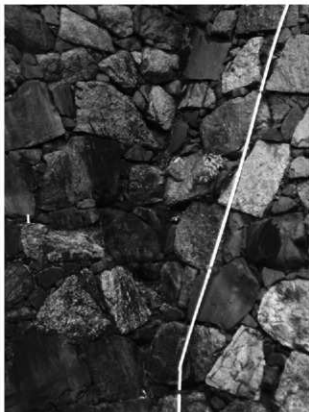


写真6 大天守台北東入隅 (U 62- U 63 間) 上半



写真8 大天守台南東入隅 (U 59- U 58 間) 上半

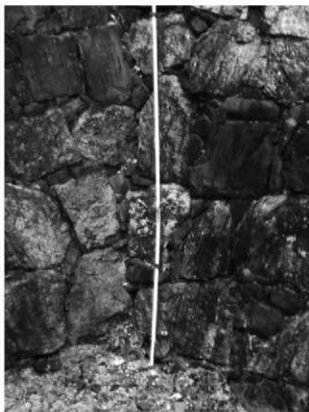


写真7 大天守台北西入隅 (U 62- U 63 間) 下半



写真9 大天守台南西入隅 (U 59- U 58 間) 下半

天守台構築の前提としての「縄張」と堀の「普請」

名古屋城の本丸天守台は、本丸の戌亥角（西北角）に構築されており、現況で天端高さが約26 m T.P.である。西面と北面は内堀から立ち上がり、現況堀底からの高さは20.5 mを測る。東面と南面はそれぞれ一端は内堀内で出角をつくり、もう一端は本丸内で出角を形成する。東面・南面の本丸現地表面からの高さは、約12 mを測る。

名古屋城本丸は、城中核部でも西寄りに位置し、地形から見ると、近世名古屋城中核部が立地する台地（熱田台地または名古屋台地とよばれる洪積世台地）の、北西端近くに位置する。ただし、本丸は、直接台地崖に面しているわけではなく、内堀の掘削は台地縁の上面から掘り込まれた大規模な工事であったことが推測される。また、内堀を含む天守台周辺の「縄張」については、伝えられた石垣丁場の図面や指図等から、数回にわたる計画変更があったことが、先学により指摘されている（註3）。

本丸側の整地状況について

名古屋城の本丸は、外縁で一辺が百間（約200 m弱）の方形区画であり、内部の面積も2.9haと広い。四隅には天守を含む「隅櫓」が築かれ、「多門櫓」や「剣塀」などで囲まれた中に、御殿などの生活空間が確保されていたことが、指図等の絵図から伺い知ることができる。

本丸内部での整地状況については、平成21年から平成23年にかけて行われた本丸御殿関連調査（5～8次）の成果で一端を知ることができる（註4）。

そのうち、8次調査では「上り場書院（湯殿書院）」の北側小天守台近くのハンドホール設置掘削工事で、築城時以前に堆積した遺物包含層を検出し、およそ13～13.3 m T.P.のところで整地されていることが判った。

また、8次調査3区1トレンチでは、上台所北側で、築城時盛土面で13.8 m T.P.、築城以前の包含層の上面で13.5 m T.P.、地山（熱田層）面約

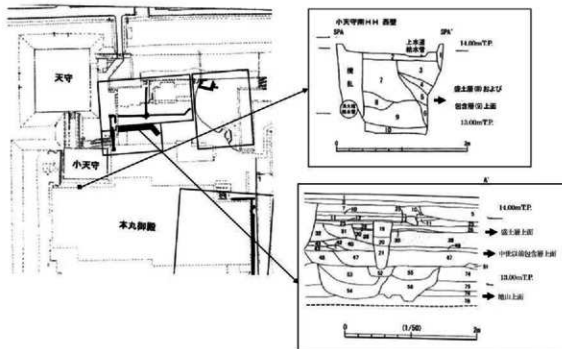


図4 本丸状況中央付近の調査

12.8 m T.P. という数値が得られた。

本丸御殿関連の発掘調査の成果等からわかることは、本丸の地表面はまず高さ 13 m T.P. 付近で整地され、その上に厚さ 30～50cm ほどの盛土が行われ、本丸生活面の高さが決定されたと思われることである。

大天守台石垣の基礎構造についての一仮説

今回の問題提起の発端は、大天守台北面 (U 61) 石垣東端で観察される、水平方向の目地であった。そして、北東や南東部における入角の組み方の観察から、築城時における上下 2 段階の石垣構築工程を想定するに至った。水平方向の目地の位置つまり 2 段階の境界線は 13 m T.P. 前後にある。この高さは、現在の本丸地表面 (約 13.2 m T.P.) よりもやや低く、おそらく築城時整地面に近いと推測される。

大天守台石垣における基盤面の高さは、本丸部分と内堀部分では、おそらく高低差をつけて計画され、8～9 m の比高差があると思われる。

大天守台石垣は、まず内堀部分の基盤面から、東接する U 63 石垣とともに下段部分を築き、その後本丸部分の基盤面からの立ち上げを含めて、上部石垣を構築したものと考えられる。

したがって、大天守台石垣の背面土については、下段石垣の背後はほぼ地山の熱田層、上段石垣の背面土は盛土からなると推定される。

今回提示した仮説を補足するためには、本丸部分及び内堀部分での、石垣基盤面の高さについて精度の高い数値を求めていく必要がある。

また、本稿でもっとも大きな課題として、隣接する二つの石垣、U 62 と U 58 石垣の大天守台とは反対の端の状況がある。とくに U 58 石垣に

ついては、西側に続く U 57 石垣との入角において、上端から下端まで U 58 石垣が先行して築かれており、U 57 石垣では水平方向の目地は観察できていない。

U 58 石垣は小天守台西面をつくる石垣でもあり、この部分については、更なる調査機会を待たざるを得ないと考える。

本稿は、大天守台石垣を表面的に観察し結果、得られた疑問について提示したものである。天守台周辺では、平成 29 年から令和 2 年にかけて、石垣周辺の発掘調査や「石垣カルテ」を含む詳細調査を実施しており、成果が報告される予定である。成果の中には、本稿の仮説を補うものもあるいは否定する方向の結果も含まれる可能性がある。いずれにしても、名古屋城の石垣調査として今できることのひとつとして本稿を起し、できれば今後の名古屋城調査の検討材料の一つとなることを期したい。

註

(註 1) 名古屋城の「宝暦大修理」に関する龍氏の研究には、「名古屋城大天守宝暦大修理における本体上げ起こし修理について」『日本建築学会計画系論文集 651』、「名古屋城大天守宝暦大修理における各部修理について」『日本建築学会計画系論文集 653』(共に加藤由香と共著、2010)がある。

(註 2) 「目地」・「入角」などの用語については、北垣聰一郎 1987『石垣普請 ものと人間の文化史 58』、文化庁文化財部記念物課監修 2015『石垣整備のてびき』等を参考にした。

(註 3) 内藤昌也 1985『名城集 名古屋城』、千旦嘉博 2018『石垣の名城』など

(註 4) 名古屋市 2012『特別史跡名古屋城跡 本丸御殿跡 発掘調査報告書—第 5・6・7・8 次調査—』

宝暦大修理の石垣遣り形図にあらわされた石垣勾配に関する検討

深谷 淳

はじめに

慶長15(1610)年の名古屋城石垣普請からおよそ140年後の、宝暦2(1752)年から同5(1755)年にかけて行われた大天守および大天守台石垣の修理(以下、宝暦大修理)に関する史料のなかに、「北ヶ輪屋形西面」(口絵3-2)、「西ヶ輪屋形北面」(口絵3-1)、「御石垣屋形図」(口絵5)の三つの石垣遣り形図が存在する。これら石垣遣り形図は、大天守台北西部石垣に生じた孕み出しに対する修理として行われた石垣の解体・積み直しにおいて、大天守台周囲の内堀に設けられた遣り形に関する図面である。

本稿では、この石垣遣り形図を取り上げ、①石垣遣り形図にあらわされた石垣の勾配、②石垣解体・積み直しの工程における石垣遣り形図の位置づけ、③石垣遣り形図と現況石垣との比較、の3点について検討し、名古屋城天守台石垣に関する今後の調査研究の一助としたい。

1 宝暦大修理にかかわる既往の調査成果

(1) 文献史料の調査成果

宝暦大修理完成後に、大修理を担当した普請奉行と作事奉行がまとめた「御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法」(以下、「仕様之大法」)をはじめとする各史料から、大修理の具体的な過程を知ることができる。宝暦大修理関係史料の調査成果の詳細は、本研究紀要掲載の「名古屋城天守宝暦大修理関係史料と『仕様之大法』」を参照い

ただきたい。

ここでは、本稿で検討する石垣遣り形図にかかわる遣り形についての「仕様之大法」等の記述内容を確認しておく。

- ・石垣解体前に、大天守台の北西隅、南西隅、北東隅に遣り形の櫓を5箇所建てた。北西隅の2箇所と南西隅の1箇所は高さ10間余りの櫓を堀底から建て、北東隅の1箇所と南西隅の1箇所は井樓の上から櫓を建てた。遣り形の櫓には、解体前の石垣の規矩を写した反り板を取り付けた。遣り形の櫓は、石垣修理が完了するまで置いた。
- ・石垣の積み直しにあたっては、遣り形の反り板間に水繩を引き通し、所々に石垣面から5寸控えて反り板を取り付けた。築石一かざつ反り板を見通して勾配を定めた。

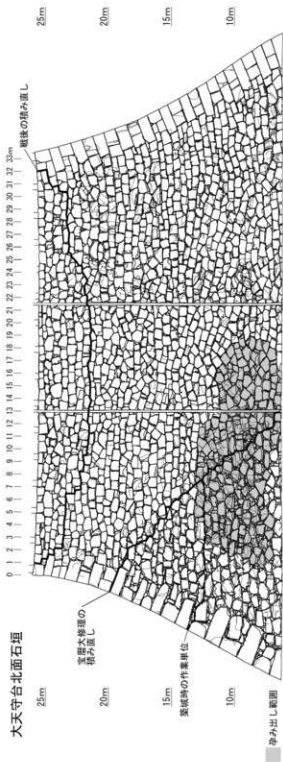
(2) 石垣外観総合調査

平成29年度より、名古屋城総合事務所は天守台石垣の外観総合調査を進めている。

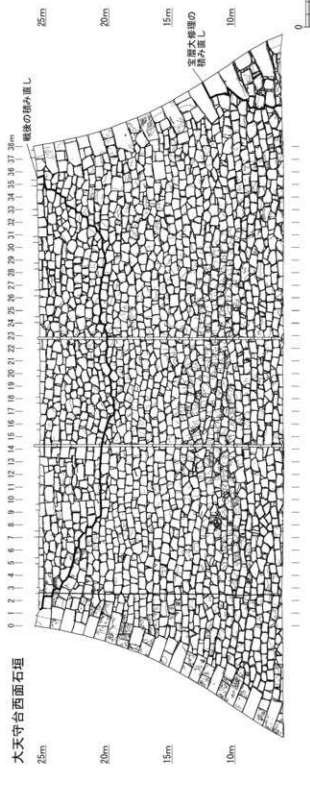
図1は、宝暦大修理にともない、大部分が積み直されている北面石垣、西面石垣の立面図に、外観総合調査をとおして把握した情報の一部を記入したものである。

西面石垣立面図には、地上部分の石垣で観察できる宝暦大修理にともなう石垣積み直しライン、戦後の天守台石垣の修理およびRC造天守閣再建にともなう石垣積み直しラインを記入している。北面石垣立面図には、宝暦大修理の石垣積み直し

大天守台北面石垣



大天守台西面石垣



図一 大天守台北面・西面石垣立面図

ライン、戦後の石垣積み直しラインに加え、築城時の石垣積み上げ段階における作業単位のラインを記入している。また、東側の石垣の下位に認められる孕み出しの範囲を記入している。築城時の作業単位ラインの位置については、北東隅角部に使われている角石の大きさが、下位の幅約1.5m、長さ3m前後のものから、幅1m前後、長さ2.0～2.5mのものへと変わる高さを根拠の一つとしている。

(3) 発掘調査の成果

名古屋城総合事務所が平成29年度、令和元年度に天守台石垣裾部の発掘調査を実施している。発掘調査報告書が刊行されている平成29年度の調査(名古屋市2019)では、北西隅角部石垣裾に設定されたF区、西面石垣裾の中央やや北寄りに設定されたG区で、築城時の石垣と宝暦期に積み直された石垣との境界が明確に検出されている。G区で検出された築城時と宝暦期の石垣の境界の高さは標高約5.5m、現状の西面石垣天端中央の高さは標高約25.5mで、西面石垣の上部は戦後に積み直されてはいるが、宝暦期に積み直された石垣の高さは西面石垣の中央部分でおよそ20mということになる。そのほか、宝暦大修理の石垣積み直しにかかわる可能性がある痕跡として、G区、西面石垣裾の南側に設定されたH区、北面石垣裾の中央に設定されたD区で、石垣前面が幅狭く掘り込まれた跡が検出されている。石垣の解体・積み直しに先立ち、石垣基底部の状況を確認した痕跡の可能性が推測されている。

2 石垣遣り形図の検討

(1) 三つの石垣遣り形図の比較検討

三つの石垣遣り形図のうち、名古屋城総合事務所が所蔵する「北ヶ輪屋形西面」(口絵3-2)と「西ヶ輪屋形北面」(口絵3-1)は、明治26(1893)年から昭和5(1930)年の名古屋離宮期に宮内省によって作成された近代の写本である。伊藤家が所蔵する「御石垣屋形図」(口絵5)は、宝暦大修理で作事奉行を務めた寺町兵左衛門の子孫に伝わったもので、宝暦期のものと推定される。

「北ヶ輪屋形西面」は西面石垣の北側に設置された遣り形にかかわる図、「西ヶ輪屋形北面」は北面石垣の西側に設置された遣り形にかかわる図である。「御石垣屋形図」は下部に「西の方屋形」と「北の方屋形」の両遣り形の、天守側柱外面から石垣外面までの距離が記されていることから、西面、北面石垣両方の遣り形にかかわる図と考えられる。

三つの石垣遣り形図は、図の表現として、天守側柱外面の垂直線と石垣外面の曲線とのあいだに、下端から上へ2尺の高さごとに朱色の水平線が描かれ、1段目から上へ順に一、二、三・・・三十三の番号が振られている。伊藤家が所蔵する「妻之方方見渡之図」には、遣り形に取り付けた反り板(反形)に堀底地際から2尺ごとに墨を引き、一番から三十三番の印をつけたことが記されており、このことは、遣り形と反り板の形を描いた名古屋城総合事務所所蔵の「屋形之図」(口絵4)にも確認することができる。遣り形図と、反り板の作成・設置とのあいだの密接なかわり

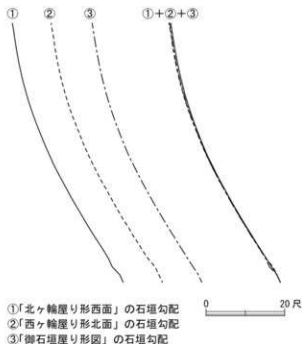


図2 石垣遣り形図の比較

がうかがわれる。

いずれの遣り形図も、描かれている石垣の高さは2尺×33＝6丈6尺と共通するが、高さの数値が記されているのは「御石垣屋形形図」のみである。

三つの石垣遣り形図で大きく異なるのは、石垣外面の勾配をあらわす数値の記載方法である。「北ヶ輪屋形形西面」、「西ヶ輪屋形形北面」は、下端および2尺ごとの水平線に、天守側柱外面の垂直線から石垣外面までの距離を記すことは共通するが、「北ヶ輪屋形形西面」はそれに加え、石垣外面の上端と下端を結ぶ朱線を描き、3尺ごとにその朱線から石垣外面までの距離を記している。ただし、「西ヶ輪屋形形北面」には、石垣外面の上端と下端を結ぶ朱線は描かれている。

一方、「御石垣屋形形図」は石垣外面の外側に、下端、四番の下、七番の下、十番の下、十三番の下、十六番の下、二十番の下、二十四番の下、二十八

番の下の位置から上へ朱色の垂直線を描き、その垂直線から石垣外面までの距離を2尺ごとに記している。垂直線からの距離を示すまとまりとして、一番から十五番まで（高さ3丈）は6尺を単位とし、それを5段、十六番から二十七番まで（高さ2丈4尺）は8尺を単位とし、それを3段、二十八番から三十三番まで（高さ1丈2尺）は1丈2尺を単位としている。

三つの石垣遣り形図について、記されている数値をもとに、各遣り形図の石垣外面の勾配を描いたものが図2である。三つの石垣遣り形図の石垣外面の形状はほぼ一致する。

(2) 「御石垣屋形形図」の検討

石垣外面の外側に垂直線を描き、その垂直線からの距離で石垣外面の勾配をあらわす「御石垣屋形形図」（口絵5）は、基準とする垂直線が切り替わる位置を重視すれば、一番から十五番は高さ6尺の直角三角形を5段、十六番から二十七番は高さ8尺の直角三角形を3段、二十八番から三十三番は高さ1丈2尺の直角三角形を1段重ね、それぞれの直角三角形の斜辺をつないだ形状が石垣外面の勾配となっているとみることができる。

石垣勾配の決め方について、承応4（1655）年の「石垣築様目録」、延宝8（1680）年の「石垣秘伝之書」、宝暦5（1755）年の「石塙書」といった、江戸時代前期から中期の石垣秘伝書は、高さ1間に対する仰（直角三角形の底辺の長さ）で決めるとしている（石川県金沢城調査研2011）。「石垣築様目録」等が高さの単位とする1間（6尺5寸ないし6尺）と、「御石垣屋形形図」が高さの単

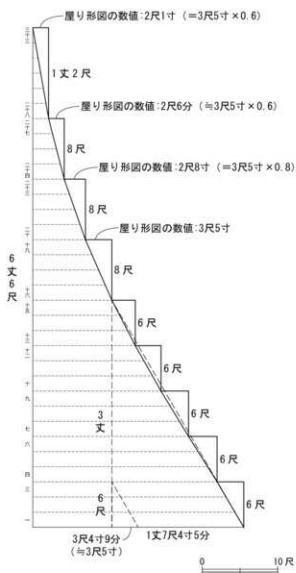


図3 「御石垣屋形図」にあらわされた石垣勾配

位としている6尺、8尺、1丈2尺は一致しないが、一定の高さを単位とし、その高さの底辺の長さで勾配を決めるという方法は共通しており、「御石垣屋形図」は伝統的な石垣勾配の決め方を踏まえた、石垣勾配のつけ方があらわされていると推測することができる。

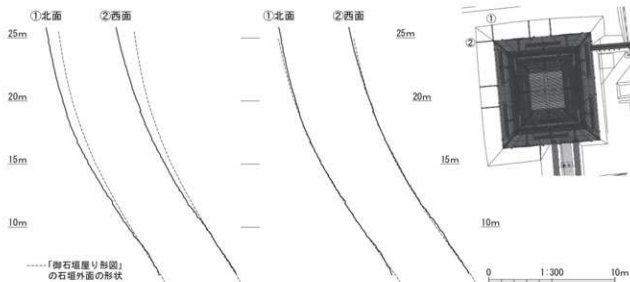
そこで「御石垣屋形図」に記されている数値をもとに、石垣の勾配のつけ方に規則性が見出せないか検討する(図3)。

基準とする直角三角形の高さが6尺から8尺に

切り替わる位置(十六番下)と、石垣外面の下端を結ぶ線を斜辺とする直角三角形をつくると、高さは6尺×5段=3丈、底辺は1丈7尺4寸5分となる。石垣外面下端から十六番下までの形状は、上記の斜辺よりわずかに内湾するが、基本的には一定の直線勾配とみることが許されよう。一番から十五番のあいだの高さの基準となっている6尺に対する仰(直角三角形の底辺の長さ)を算出すると、1丈7尺4寸5分÷5=3尺4寸9分≈3尺5寸となる。したがって一番から十五番の勾配は、高さ6尺に対する仰3尺5寸の直線勾配とみることができる。

十六番より上は、十五番以下の直線勾配と異なり、反りがつく。反りのつけ方として、十六番から十九番の高さ8尺の直角三角形は、底辺の長さは十五番以下の高さ6尺に対する仰と同じ3尺5寸ながら、高さを6尺から2尺長い8尺とすることで斜辺の角度を急にする。その上の二十番から二十三番の高さ8尺の直角三角形は、十五番以下の仰の3尺5寸を2割減(×0.8)した2尺8寸を仰とすることで斜辺の角度を急に、次の二十四番から二十七番の高さ8尺の直角三角形は、3尺5寸を4割減(×0.6)した2尺1寸の近似値である2尺6分を仰とすることでさらに斜辺を急角度にする。最上位にあたる二十八番から三十三番の高さ1丈2尺の直角三角形は、二十四番から二十七番の直角三角形と基本的に同じく、十五番以下の仰の3尺5寸を4割減(×0.6)した2尺1寸を仰とするが、高さを8尺から4尺長い1丈2尺とすることで、斜辺の角度を急にしている。

以上より、「御石垣屋形図」の石垣勾配は、下位は高さ6尺に対する仰3尺5寸の直線勾配と



※左図は、「御石垣屋形形図」の石垣外面の引き渡し勾配は屋形図のまま、右図は3.6°寝かした場合。

図4 石垣遣り形図と大天守台北西隅角部石垣縦断面の比較

し、上位の反りがつく部分は、基準とする直角三角形の高さを高くすること、また仰を、下位の直線勾配部分の3尺5寸を基準値として、それを一定の比率で減ずることで、斜辺の角度を変化させ、反りがつく部分の勾配を描いていると考えることができる。下位の直線勾配部分はわずかに内湾すること、仰の数値が緻密には合致しない箇所もあるが、上記のような規則性をもって、石垣勾配が描かれている可能性を指摘したい。

3 宝暦大修理における石垣遣り形図の位置づけ

宝暦大修理の石垣積み直しの工程における石垣遣り形図の位置づけについて検討する。

(1) 石垣遣り形図の石垣外面の勾配と石垣縦断面の比較

麓和善氏は、石垣遣り形図に記された寸法をもとに、遣り形の櫓に取り付ける反り板を作成したと考えられると述べる（麓・加藤 2009、p.2509）。その見解を踏まえれば、石垣遣り形図

に記された石垣勾配にもとづいて、石垣が積み直されたことになる。そこで、石垣遣り形図の石垣外面の勾配と、現在の大天守台石垣の縦断面とを比較することにより、麓氏の見解の妥当性を検証する（図4）。

比較検討にあたっては、三つの石垣遣り形図のうち、西面・北面石垣両方にかかわる「御石垣屋形形図」の石垣外面の勾配を用いる。1尺の長さは30.3cm換算とした。比較するのは、遣り形が建てられた箇所にあたり、宝暦大修理にともない大部分が積み直されている北西隅角部の石垣縦断面である。

北西隅角部据は、名古屋城総合事務所の平成29年度調査において、F区として発掘調査が実施されており、築城時の角石と、宝暦期に積まれた角石との境界部分が確認されている。築城時の角石の上部は、宝暦期の角石の下端隅に合わせるように、ノミではつられている。その加工痕跡の位置や土層の堆積状況等から、宝暦大修理時の堀底の高さは標高5.5m程と推定される。

「御石垣屋形図」の石垣外面の下端の位置を、標高 5.5 m に合わせ、北西隅角部の北面・西面の縦断面と比較すると、現況の縦断面に比べ、「御石垣屋形図」の石垣外面のほうが立ち上がり方が強く、一致しない（図 4 左）。そこで、水平面に対する石垣外面の引き渡し勾配は問わず、「御石垣屋形図」の石垣外面の形状が、石垣縦断面と一致するのかどうかを検証するため、「御石垣屋形図」の石垣外面を傾けていくと、3.6° 寝かしたところで、現況の石垣縦断面とおおむね一致することがわかった（図 4 右）。

したがって、水平面に対する引き渡し勾配は異なるが、石垣遣り形図にあらわされた石垣外面の曲線形状にもとづいて反り板が作成され、石垣の積み直しが行われたと考えて問題ないと考えられる。

（2）宝暦大修理の石垣積み直しにおける石垣遣り形図の位置づけ

「仕様之大法」等に記述された宝暦大修理の石垣積み直しの工程を踏まえ、「仕様之大法」等には記されていない作業を推定しながら、積み直しの手順を段階的に述べ、石垣遣り形図の位置づけを確認する。

①解体前の石垣の計測

「仕様之大法」の「御石垣取ほくし方同築方」に見える「有来御石垣之規矩写置候反り板取付」の記述から、反り板の製作に先立ち、解体前の石垣を計測したことがわかる。

石垣縦断面の計測方法として、石垣の天端から裾に縄を張り、その縄から石垣外面までの距離を測り、石垣外面の曲線形状を計測したと推定する。

このことは、先に述べた「北ヶ輪屋形西面」の石垣外面の勾配をあらわす数値の記載方法からも傍証される。計測箇所は、石垣の変状があまり生じていない部分が選ばれたと考える。

②石垣遣り形図の作成

上記の計測結果をもとに、解体前の石垣の天端の不陸や孕み出し等を修正した、積み直しの石垣勾配をあらわす図として石垣遣り形図を作成したと考える。

③反り板の製作・取り付け

石垣遣り形図をもとに反り板を製作し、内堀内隅角部に立てた遣り形の槽に取り付ける。反り板の取り付けにあたっては、解体前の石垣から反り板までの距離が天端や裾など要所で同じになるよう、留意しながら取り付けたと考える。

結果、先述したように石垣遣り形図の石垣外面の勾配と、槽に取り付けた反り板の、水平面に対する引き渡し勾配は 3.5° ほど異なっていたと推定されるが、このずれは、解体前の石垣の計測における当時の測量精度に起因すると思われる。

④石垣の解体・積み直し

石垣を解体し、遣り形の反り板や、遣り形間に取り付けられた反り板の勾配をもとに、石垣を積み直す。

4 石垣遣り形図の石垣外面の形状と北面・西面石垣の比較

宝暦大修理にともない、ほとんどの部分が積み直されている西面石垣、多くの部分が積み直されている北面石垣について、両石垣の縦断面と石垣遣り形図の石垣外面の形状とを比較する（図 5）。

石垣遣り形図の石垣外面の形状は、「御石垣屋

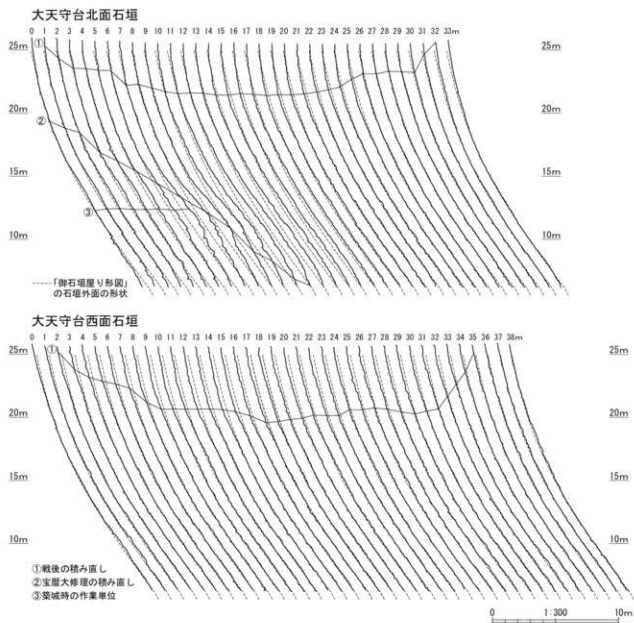


図5 石垣遣り形図と大天守台北面・西面石垣縦断面の比較

り形図」の石垣外面を3.6°寝かしたものを、比較する石垣縦断面は図1のとおり両面の石垣を1m間隔で切ったものである。

①西面石垣

宝暦期の積み直し部分について、いずれの縦断面も、中央部から下部にかけて（標高18mより下位）は、石垣遣り形図の石垣外面の形状とほぼ一致する。一方、上部（標高18mより上位）に

関しては、隅角部は石垣遣り形図の形状と一致ないしほぼ一致するが、築石部は中央に向かって、石垣遣り形図の形状に比べて反りが弱くなっている。

②北面石垣

宝暦期の積み直し部分については、西面石垣と同様に、中央部から下部にかけて（標高18mより下位）は、積み出しが生じている部分を除き、

石垣遣り形図の石垣外面の形状とほぼ一致する。そして、上部（標高 18 m より上位）についても、西面石垣と同じく、隅角部は石垣遣り形図の形状と一致するが、築石部は中央に向かって、反りが弱くなる。

築城時の石垣が残存している部分に関しては、標高 16 m より上位は、石垣遣り形図の形状と一致するが、標高 15 m より下位は、石垣遣り形図の形状に比べ立ち上がりの角度が強く、特に標高 8 m より下位はさらにきつく立ち上がっている。北面・西面石垣で築城時の石垣が残存している部分が限られるため、断定はできないが、宝暦大修理の積み直し勾配として描かれた石垣遣り形図の石垣外面の形状と築城時の石垣勾配は同一ではなく、下半部が少し異なっていた可能性がある。そうであるとすれば、解体前の石垣計測において、計測していた箇所の石垣下部が孕み出していたため、本来の形状を正しく計測できなかった可能性、もしくは解体前の石垣の計測結果にもとづきながらも、下半部の形状を変更した可能性が考えられる。

おわりに

本稿では、名古屋城天守台石垣に関する検討の一つとして、宝暦大修理の石垣遣り形図にあらわされた石垣勾配の検討、および石垣遣り形図の石垣勾配と現況石垣の比較検討などを行った。

天守台石垣にかかる今後の検討課題として、第一に築城時の天守台石垣の特徴を明確にするとともに、全国的な城郭石垣の変遷のなかに名古屋城天守台石垣を位置づけ、評価していくことを挙げたい。石垣を構成する要素のうち、本稿で取り上

げた石垣勾配に関しては、築城時の石垣が多く残る大天守東面、南面石垣などについて勾配の特徴を把握し、他城郭との比較や、江戸時代の石垣秘伝書との比較をととして、名古屋城天守台石垣の位置づけを明確にしていくことが必要である。今後も継続的かつ着実に検討を進めていきたい。

本稿は、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会における議論、およびそれに先立つ名古屋城総合事務所内の会議における議論の成果を取り入れて作成したものである。

また、本稿の内容に関し、名古屋工業大学大学院の麓和善氏よりご教示をいただいた。深く感謝申し上げます。

引用文献

- 石川県金沢城調査研究所 2011 『金沢城石垣構築技術史料Ⅱ』金沢城史料叢書 12
- 名古屋市 2019 『特別史跡名古屋城跡 天守台周辺石垣発掘調査報告書』
- 麓和善・加藤由香 2009 「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」『日本建築学会計画系論文集』第 74 巻 第 645 号、pp.2507-2513

名古屋城石垣調査の現状と課題

―天守台周辺石垣調査を中心に―

村木 誠

はじめに

平成31年4月に開設された名古屋城調査研究センターは、名古屋城に関連する文化財を広く調査研究することを目的としている。中でも、各種の整備事業が進む特別史跡名古屋城跡において、これまで重要性を指摘されながらも不十分なままであった石垣についての調査研究を行うことは大きな目標の一つである。

現在、本市が進める天守閣整備事業に絡んで、天守台石垣の調査が注目を集めている。天守閣の木造復元に先立つ天守台石垣の現況把握、それに基づいた保存の方針などについて不十分さが指摘され、天守閣木造復元の手続きを進めることができず、木造天守閣の竣工時期を見直さざるを得ないという事態となっている。調査を担当している本センターも、整備事業と無関係ではられないが、一方で、整備事業の進捗とは一線を画し、適切な調査を行う、という姿勢は持ち続けていく必要がある。

本稿では、話題が先行している天守台石垣の調査の概要を整理した後、今後どのように調査研究を進めるかの方針を示したいと思う。

それにあたって、天守台石垣を名古屋城の石垣全体の中に位置付けて考えるべく、名古屋城の石垣調査の現状と課題を整理し、その調査研究などの進め方を議論する(註1)。そうすることにより、天守台石垣の調査研究の進め方も明確となろう。

1 天守台周辺石垣の調査

天守台周辺石垣については、本市が計画している天守閣整備事業に先立ち、現況把握のための調査を行ってきた。平成29年から開始したこの調査は、測量調査、現況調査(註2)、大天守台周辺の発掘調査などからなる基本調査に加え、レーザー測量による三次元点群データの作成、天守台石垣に足場をかけての石材調査、劣化度調査などからなる詳細調査を平成31年3月まで行った(表1)。これらの調査の成果に基づいて、天守台石垣の保存方針を整理し、天守閣整備事業に備えることとしており、当初は基本調査のみを計画していたが、平成28年に熊本地震が発生し、熊本城の石垣にも被害が発生したことなどを受け、詳細調査を追加的に行うこととしたものである。

発掘調査としては、29年度に大天守台の根石や内堀の堆積状況を確認するための調査、30年度に小天守台石垣の根石調査を行った(図1)。

これらの調査成果に基づいて、天守台周辺石垣の「変状」を、大天守台北面(U61)(註3)の孕み出しや大天守台の西面(U60)や東面(U62)に顕著な築石の被熱による劣化など10点に整理したうえで、その対処方法などをまとめ、天守台石垣の保存の基本的な考え方とした。これが、本市が平成31年3月にまとめた「天守台石垣の保存方針」であるが、有識者からは、調査が不十分であることなどを指摘されている。

こうした調査成果の取りまとめは、時間的な制

調査種別	調査内容	具体的な方法
石垣測量	(1) 石垣立面図作成	石垣の立面図を作成
	(2) 石垣縦横断面図作成	石垣の縦横断面図をそれぞれ作成
	(3) 石垣平面図作成	石垣平面図を作成
	(4) 石垣オルソ作成	オルソ（正射写真）を作成
	(5) 石垣三次元点群データ作成	三次元レーザースキャナにより、三次元のデータ作成
	(6) 可視化図作成	積み出しの量等を可視化した段彩図を作成
石垣現況調査	石垣現況（健全性）調査	積み出しや間詰石の欠落など、石垣の現況を目視により確認
	石垣調査票作成	石垣の面ごとに基本情報や劣化状況などの現況を記録したカード（いわゆる石垣カルタに類するもの）を作成
	石材調査	一石ごとに石種、加工状況などを調査
	石材劣化度調査	一石ごとの劣化状況を目視と打音により調査
	石垣レーダー探査	石垣面に5mごとに設定した動輪でレーダー探査を行い、築石の背面状況調べる
	ビデオスコープ調査	各築石の間にビデオスコープを差し込み、背面状況を確認
発掘調査		石垣の基底部（根石）を調べるための発掘調査。内層基底の堆積状況を確認するための発掘調査。あわせて、基底の状況調べるためのレーダー探査を実施。
モニタリング		石垣の変動（動き）を観測
史実調査		石垣の歴史的経緯について文献、写真などを調査

表1 天守台周辺石垣調査一覧

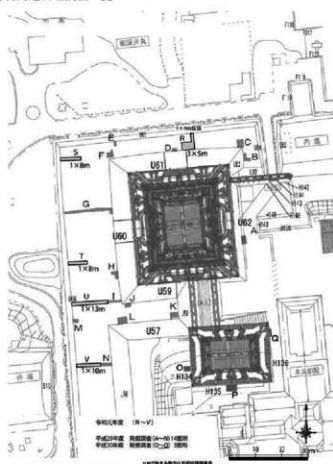


図1 天守台周辺石垣発掘調査位置図

約もあり、調査の成果を十分に咀嚼した上でのものとは言い難い。調査成果に基づき、「変状」の把握を行ったが、それが石垣の安定性にどのような影響を持つかという点について、十分に評価できていないことなど問題が残っていることは確かである。

こうした現状を受け、本市としては改めて調査成果を精査したうえで、更なる分析を行い、「天守台石垣の保存方針」を見直すこととしている。また、必要に応じて追加的な調査を行うこととしており、その一つとして、29年度に行った天守台周辺の発掘調査の結果を受け、内堀内の堆積状況や内堀の外側石垣の根石の状況を確認するため、今年度、内堀の堀底のレーダー探査と発掘調査を実施した。

本センターとしては、整備のための手続きとは別に、こうした分析や追加調査の成果も含め、天守台石垣調査について、調査報告書を刊行する計画を立てている。その際には整備事業には直接関わらない点も含めて、学術的な成果を示す予定である。

すなわち、天守閣整備事業の手続きとしても学術報告としても、近年行った調査を改めてどのように検討していくかという方針を立て、計画的に進めていく事が重要である。

また、天守台石垣の調査は、名古屋城全体の石垣の調査と切り離せないものであるため、この機会をとらえ、天守台周辺石垣だけでなく、名古屋城全体の石垣の調査のあゆみを整理し、城内石垣の調査研究について、今後とるべき方針を整理したいと思う。それにより、おのずと天守台石垣の調査についての今後の考え方も整理できよう。

2 名古屋城における石垣調査

以下では、天守台周辺石垣をひとまず離れ、名古屋城内全体の石垣調査についての議論を行う。

2-1 石垣の本質的価値と調査研究

城郭石垣の整備に際しての手引き『石垣整備のてびき』（文化庁2015）（以下『てびき』と表記）において、石垣の「本質的価値」は、「歴史の証拠」としての性質と「安定した構造体」としての性質の二つの側面から把握する必要があるとされている（pp.40-44）。そして、それを評価する属性・指標として「形態・意匠」「技術」「地域性」「時代性」「精神性」の5つによって評価することが述べられている。

石垣の「本質的価値」を評価するという用語は理解が難しいが、上記の5つの属性・指標について明らかにすることが、名古屋城における石垣の調査研究の当面の課題であることは間違いない。この5つの中でも、前の二つは当該石垣の観察に基づくものであるのに対し、後ろの三つは、それを踏まえて他との比較や解釈を伴うものであり、当面調査研究は、名古屋城の石垣の形態・意匠及び石垣築造技術の把握を目指すこととなる。

一方、石垣の「本質的価値」が、「歴史の証拠」としての性質と「安定した構造体」としての二つの側面から把握される必要があるとされるように、文化財としての調査研究に加えて、大規模な構造物として、適切に維持管理、保存整備していくための調査研究も行われる。『てびき』では、それに際して「日常的な観察」と「日常的な維持管理」によって得た情報を踏まえ、さらなる調査研究により収集した情報も含め、「石垣カルテ」

として系統的に整理していくプロセスが述べられている (p.69)。整備や管理においても、日常的な観察と調査研究がなされるのであり、それは「歴史の証拠」としての石垣の調査研究と明確に区別できるものではない。そのため、調査の目的によって区別せず、石垣の現況を把握するための調査研究を広く考えることにする。

また、石垣の調査研究として、石垣そのものだけでなく、歴史資料も対象となる。本センターでは、これまで名古屋城には不在であった歴史担当の学芸員も配置し、石垣についても総合的な研究を進めることを目指している。本紀要はそうした最初の試みであり、今後長期的に取り組むべき課題であるが、本稿では、踏み込んだ議論はできないため、文献資料に基づいた石垣の調査研究については触れない。

2-2 名古屋城石垣の概況

名古屋城に関連する石垣として現時点で確認できるものは、三之丸地区を含む特別史跡の範囲内に加え、未告示となっている二之丸地区などにも存在する。名古屋城総合事務所では、これらの石垣に通番の石垣管理番号を与えており、おおむね次のような原則に従っている。把握した石垣の面ごとに1番からの通番を与え、番号の後に地区ごとに、本丸地区H、西之丸W、御深井丸O、二之丸地区N、三之丸Sの記号を与える。これにより、例えば本丸地区にある天守台は西面が009H、北面が010Hという番号が与えられている。こうして番号を与えた石垣面は365である(註4)。

一方で、天守台石垣では上記の管理番号を整理

する以前の石垣番号(旧番号)も用いられており、上述した009HはU60、010HはU61という番号が与えられている。また、大小天守台内部の穴蔵石垣については、近年まで管理番号を与えていなかったため、前述の天守台石垣調査の際に、新たに番号を与えている(穴蔵番号)。これらについても、上述の原則には従っていない。

今後の混乱の原因ともなりかねないが、すぐにはそれを整理することができないため、当面、天守台周辺に関しては、旧番号及び穴蔵番号を用いていかなるを得ない。こうした不徹底が、名古屋城における石垣調査・研究の現状を示しているといえるかもしれない。

2-3 名古屋城石垣調査の歴史

a 名古屋城内石垣の調査

名古屋城における石垣調査は、基本的には整備修復事業に関連して行われてきた。整備修復事業については『特別史跡名古屋城跡 保存活用計画』(以下『保存活用計画』と表記)(pp.102-105)を基に、表2に整理した。それぞれの事業に伴って関連する調査が行われてきたため、調査が体系的に行われてきたとは言い難い。石垣の修復整備が継続的に行われるようになった昭和45年以降について概観しておく。

昭和45年の豪雨により、御深井丸北側石垣が崩壊した。それを受け、翌46年には、付近の石垣にも孕みがあり、危険であるとして、外堀の石垣を中心に、10「路線」において、孕みの状態を調べるための測量調査が行われた。この調査では、測量図を基に孕みの状態を検討したうえで、石垣の背面土における地山土と盛土の境界付近で孕み

年度	場所	調査研究	報告
昭和45年	御深井丸北側石垣	石材調査、勾配検討など	名古屋市1970
昭和46年	外堀及び内堀	測量調査、間詰石の検討、石垣基礎の確認	名古屋城管理事務所1971
昭和50年	塩蔵門跡（東側）		
昭和51～52年	不明門跡石垣		
昭和53～54年	本丸東一之門跡（東側）		
昭和55年	元御春屋門跡石垣		
昭和56年	東南隅櫓南二之丸境石垣		
昭和57～58年	本丸表一之門跡（北側）	測量調査	名古屋市教委他1985
昭和59～60年	本丸表一之門跡（南側）	測量調査	名古屋市教委他1985
昭和61～63年	塩蔵門跡（西側）石垣		
平成1～3年	本丸東一之門跡（西側）	測量調査・石材調査・背面土調査	名古屋市1992
平成4～5年	くるみ林・塩蔵構境石垣	測量調査、石材調査	名古屋市1994
平成5年		測量調査・現況調査	
平成6年	塩蔵構南面石垣		
平成6年	二之丸東二之門跡北側石垣	測量調査・現況調査・石垣背面調査・基礎調査・石材調査	名古屋市1997
平成7～8年	二之丸東二之門跡北側石垣・二之丸東面石垣	測量調査・現況調査・石垣背面調査・基礎調査・石材調査	名古屋市1997
平成9年	塩蔵構南面石垣		
平成10年	二之丸東一之門跡西面石垣	測量調査・石材調査・背面土調査	名古屋市1999
平成11年	二之丸東二之門跡石垣	測量調査・石材調査・背面土調査	名古屋市2000
平成12～13年	不明門北東石垣	測量調査・石材調査・背面土調査	名古屋市2002
平成14年～	本丸勝手馬出周辺石垣	測量調査・石材調査・発掘調査（背面土・石垣基礎）	名古屋市教委2006

表2 名古屋城石垣調査一覧

が発生している可能性を示している。また、太平洋戦争で焼けた石の強度分析、間詰石の観察、石垣基礎の調査を行っている。更に、石垣の基礎に関しては、本丸表二の門北側の内堀内で、地表下3mの地点で、胴木が確認されている。どのような基準で調査地点が選定されたかはわからないが、城内石垣の全体の中で優先度が高い地点が選定されているものと思われ、調査内容も石垣の修復整備に有用なものとなっている。

その後、この調査での所見を根拠としながら、城内各所で保存修復の工事が行われてきた。それぞれの地点で石垣の測量調査、石材の調査、解体に際して背面土の観察が行われており、保存修理報告書において結果が報告されている。

平成5年には、大小天守台を含む名古屋城内

18か所において、昭和46年の調査と同様な縦断面の測量と現況写真による調査が行われた。この調査の経緯や成果について不明な点が多いことは遺憾であるが、撮影された写真と簡略化された縦断面図からかなる報告書が残されている。この調査も参考にして、その後の石垣修復整備の計画が立案されたものと思われる。

昭和46年、平成5年の調査が、城内全体の現況を網羅的に把握したうえで行われたとは言えないであろうが、課題があると思われる地点をピックアップしたうえで、その地点の測量調査・現況調査を実施し、それに基づいて計画的に保存修復の処置を行う、その際には、立面図の作成などの測量調査、背面土の検討、石材調査を行う、という手順があったことがわかる。修復事業に伴う調

査では、「歴史の証拠」を記録するという点からの調査は、限られたものしか行われていない。

その後、平成14年から行われている勝手馬出周辺石垣については、文化財としての石垣に対する調査もより本格的に行われるようになった。こちらについては、現在進行中のため後述する。

なお、名古屋城全体の石垣についての研究としては、石材に施された刻印の詳細な研究が高田祐吉によって行われており（高田1989・1999）、前述の保存修復の際にも石材調査が行われ、刻印の記録がなされている。名古屋城の石垣について行われた研究としては先駆的なものである。

b 天守台石垣の調査

名古屋城の天守閣は、昭和20年の空襲により焼失した。天守焼失の際には、天守台も火を受け、特に穴蔵石垣は倒壊する恐れもあったため、昭和27～31年の間に積み直しが行われた。また、その後の現天守閣の再建の際には、ケーソンの埋設に伴い穴蔵石垣の解体と積み直しが行われた。この再建工事に伴って、天守台石垣の外部上位に変形などが生じたため、その部分の積み直しが行われている。また、この際に築石背面にモルタルが注入された。

こうした積み直しに際しては、施工記録が残されておらず、どのような工事が行われたのか、不明な点が多いため、天守台石垣の現況把握の課題となっている。

現天守閣の再建後、天守台石垣についてほとんど調査は行われてこなかったが、平成23年度になって、「健全性調査」が行われた。平成22年度に実施した名古屋城整備課題調査の結果を受け、

天守閣整備に向け、基礎資料が無い天守台石垣の健全性についての調査を行ったものである（名古屋市2012）。

この際には、オルソ写真の撮影、測量に加え、

- 1、文献・史料による石垣構造の調査
 - 2、目視及び打音調査による現況把握
 - 3、天守台基礎地盤調査（既存のボーリングデータをもとに地盤構造を推定）
 - 4、石垣健全性の評価
- が行われている。

石垣に対する現地調査としては、「石垣全体の変状状況や個々の石材の状況を調査することによって、補修の要否や今後の維持管理方法について検討するための基本情報とする」ことを目的として、目視による観察と打音調査が行われた。足場等は設置されなかったため、観察にも限界があるほか、打音調査は手が届く範囲に限られている。

また、石垣の安定性を評価する手法についても検討が行われ、「専門家による目視調査結果に基づく経験的手法」に対し、「より客観的・定量的な安定性評価手法」として、孕み出し指数による手法と力学的な理論式による手法によって検討が行われている。

孕み出し指数による安定性の評価は、測量による断面図と、文献史料によって復元される標準勾配との比較によって孕み出し量を出し、孕み出し指数を導いている。その結果、小天守西U57と、大天守台北面U61、大天守台東面U62については、孕み出し指数（孕み出し量（cm）を石垣の全体高（m）で除して算出）が2を超えており、「やや不安定」と評価されている（註5）。

こうした現地調査と分析に基づいて、石垣各面

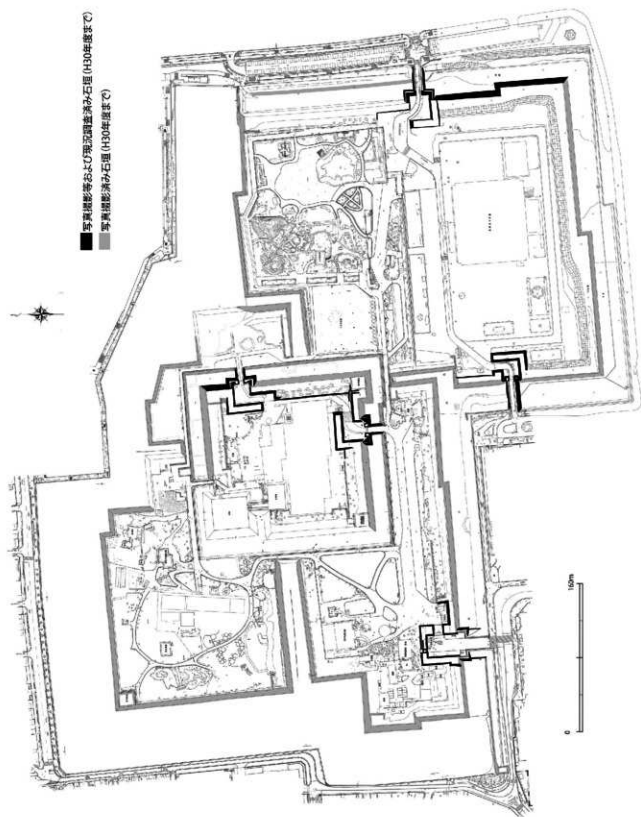


図2 名古屋城内石垣カルテ作成状況

の「安定性」が評価されており、小天守西側で、北向きに内堀に面する石垣U57と、大天守北面U61については、孕み出しもあり、総合評価D:「石材の劣化とともに構造的な不安定化が顕著な石垣。日常点検に加えて継続したモニタリングが必要と考えられる」と判断されている。

また、石垣の安定性を考える材料として、現天守閣再建に先立って行われた12本のボーリングによる地盤調査の結果が分析されている。この際には、「内堀石垣、大天守北面、西面の高石垣はいずれもN値15程度の南陽層の砂層に基盤をおいているものと推定される」とされ、また沖積層である南陽層上部のシルト層が石垣背面に出現する部分では、潜在的な弱点となり得るとされている。平成23年の段階で、U61の孕み出し等に一定の判断が下されていることを確認しておきたい。

なお、この調査で指摘されているU61の孕み出しは、明治24年に発生した濃尾地震の後に名古屋城内の建物の破損状況を報告した木子清敬の書簡(註6)までは遡ることができる。これが、濃尾地震によるものか、あるいは別の原因によるのか決めかねるが、木子の指摘以来、関係者の間では問題として認識され続けていたことは間違いなく、大正15年には、孕み出し部分を根石まで掘り下げた上で、縦断面図が作成されている。

2-3 現在進行中の調査

ここでは現在名古屋城内で進行している調査についてまとめて述べる。

a 名古屋城内石垣カルテの作成

名古屋城内においては、平成29年度より天守台

周辺を除くすべての石垣を対象として、石垣カルテの作成を行ってきている。まずはオルソ画像の作成を優先して行い、現時点では部分的ではあるが現況調査を行い、石垣カルテに整理している。計画としては今後数年のうちに全体の石垣カルテを作成する予定である。昨年度までの作成状況は図2に示した通りである。現況調査は来場者の通行が多いなど、優先度が高い所を中心に行っている。

石垣カルテの項目、体裁に関しては、『てびき』に示されたもの(pp.72-74)を基本として、有識者からの指導を受けて、名古屋城独自の項目を追加して作成をはじめた。記載項目のうち、石垣の編年などはまだ整理できておらず、「危険性」の判断も、全体像が見えていない現状では暫定的なものとならざるを得ず、全体像の把握が急がれる。作成は緒についたばかりであり、また、実際のカルテ作成を通じて必要な項目の追加や項目の修正を行う必要があるため、今後、有識者の指導を受け、より良い形に修正していく必要がある。

b 本丸搦手馬出周辺石垣の整備と調査

個別の整備事業としては、本丸搦手馬出石垣周辺の整備を現在進めている。先述の通り、昭和50年以降、順次整備事業を進めてきたが、平成14年以降今日に至るまで、本丸搦手馬出周辺石垣の整備事業を行っている。水堀に面した北面及び東面に顕著な孕み出しが認められたため、解体して修復することとなったものである。

この整備事業は、それ以前の事業と比べると大規模なものであったため、文化財調査も本格的なものとなった。文化財調査のために、当初は、教

育委員会より職員が派遣され調査を監督し、その後、名古屋城に担当学芸員が配置された。

平成14年度より調査を開始し、その後石垣の解体を行ってきたが、開始から15年以上が経過した現在、解体を終えた状態である。

これまで、解体の計画に合わせ、測量調査、石垣上面および背面の発掘調査、石材の調査などを行ってきた。平成14年には石垣の解体に先立ち、現況調査として、測量や根石部の測量を行ったほか、石垣健全性調査としてレーダー探査、ボーリング調査、表面波探査を行っている。翌平成15年度には解体する櫓台や石垣の上面の遺構の残存状況を確認する発掘調査が行われている。その後、平成16年からは石垣の解体に合わせ、石垣の背面の発掘調査や石材調査を継続的に行っている。

こうした一連の調査の内、元御春屋門地点の調査については報告書が刊行されている(木村他2006)。この地点では、平成15年及び17年に、石垣前面の発掘調査、石垣解体に伴う背面土の調査、石材調査が行われた。石垣の根石を据え、前面を押さえる過程が検討されている他、解体に伴う背面土の調査では、地山と盛土の状況が示され、断面の状況から背面土を掘り込んで修復が数回行われたことが推測されている。

名古屋城において、石垣背面土を確実に調査し、記録を作成したのは、この本丸搦手馬出周辺石垣の調査が初めてと言ってよく、ここで得られた成果は、今後名古屋城の石垣について考えていく上で基準とすべきものである。

その他、石材調査として、肉眼観察による岩石種類の同定、石材の法量計測、配置状況、加工状況、刻印などを報告している。

多くの調査を行ったにも関わらず、搦手馬出周辺石垣の整備事業に関連する文化財調査の成果は、先述の報告以外では、有識者会議資料や外部検討会資料などで部分的に公表しているのみであり、大きな課題と認識している。

3 課題の整理

名古屋城の石垣について現在までの調査状況を整理した。それにより、ある程度課題も明確になったといえよう。以下で課題を整理する。

まずは、名古屋城の石垣の全体を把握し、管理するための基礎的な整理ができていないことが挙げられよう。石垣の管理番号の問題や、城内石垣の網羅的なカルテの作成など、調査研究の前提が整っていないと認めざるを得ない。

また、石垣の整備事業に伴うものを中心ではあるが、これまで相当量の調査が行われてきた。しかし、これらの成果の整理が十分ではないことも認めなければならない。本丸搦手馬出周辺の調査、天守台石垣の調査、いずれも調査結果を報告書として刊行するには至っていない。利用可能な形で情報が蓄積されていかないという点だけでなく、他者による検証が果たされていないという点でも問題である。

更には、現在は調査によって情報を収集している段階であり、それらを生かした研究にまで至っていないことも課題である。未だ基礎的な情報収集の段階と言え、石垣の形態・意匠や築造技術といった面での研究を今後行っていく必要がある。そして、そうした研究を踏まえて更なる調査が行われるという循環を作らねばならない。

最後になるが、これまでこうした課題を多く残

してきた背景として、専門職員の組織体制の問題があることは明確である。これは本センターの充実によって取り組むべき課題である。

4 今後の調査研究方針

本論は、冒頭に述べた通り、現在行っている天守台石垣周辺の調査やその分析をいかに進めていくかを出発点としている。しかし、天守台石垣も全体の石垣の一部であり、全体の石垣から切り離して議論できるものではなく、石垣全体の整理検討と合わせて進めていかねばならない。また、これまでまとめてきたように、これまでも調査は進めてきており、そうした成果の上に立って、現在の調査の分析を行う必要がある。以下では、今後の調査研究の進め方について、天守台石垣にも触れながら、全体の石垣についての調査研究についても合わせて述べていく

4-1 名古屋城内石垣の現況把握

現在進めている石垣カルテの作成に際しては、最も基礎的な作業として、石垣管理番号の整理、石垣管理の方法の検討を始め、石垣調査研究の前提を整えることを急ぐ必要がある。

このような前提的な環境を整えた上で、まずは城内全体の石垣カルテを整備し、全体について一通りの現況把握を行いたい。

石垣カルテの作成計画を立て、計画的に作成していくというのは当然であるが、すべての石垣面についてカルテを作成するには、更に相当な時間がかかる。先行して作成しているオルソ画像をもとに、各面ごとの観察を書き込むといった、簡易な現況把握を城内全体について一通り行うことも

検討する必要がある。

一通りの状況把握に合わせ、城内石垣の形態・意匠、あるいは石垣築造の技術といったものを整理することで、城内石垣の編年的検討や石垣構築技術の実態を検討する研究についても進めていくことが可能になろう。これらは先の整理の通り、石垣の「本質的価値」を評価するための属性であり、こうした段階になって初めて、名古屋城石垣全体についての研究を実証的に行うことができると言えるだろう。

石垣カルテの作成は、委託業者とともに担当学芸員が行っているが、今後数年にわたっての作成になるため、連続性・一貫性を確保するための体制を整えることも重要である。

カルテは、「追加調査」の成果を随時加えていくことにより、常に進化・発展させていくべきもの」との『てびき』の指摘（文化庁2015, p.69）を待つまでもなく、一通り作成することが目的ではなく、常に更新していくべきものである。日常的な観察を継続的に行うことができるような仕組みを作っていかなければならない。

4-2 これまでの調査の整理検討

名古屋城においては、これまでの調査成果の整理、報告ができていないことを課題として挙げた。今後新たな調査を行う必要も出てくるであろうが、そのためにもこれまでの調査成果を整理し、報告書を作成する事は不可欠である。

<天守台周辺石垣>

平成29年度以降行っている天守台周辺石垣の調査は、時間的に限られた中に、多量の調査を詰め込んだという感が否めず、調査ごとの調査成果

は得られているものの、その総合的な検討、あるいは学術的な検討には不十分な点がある。また、天守閣の整備事業に関連して行われているため、時間的な制約のある中、調査の成果も、有識者会議の資料などに掲載されて公表されるというイレギュラーな形となっている。まずは文化財調査の成果を適切に報告することから始めていきたい。その際には、平成23年度に行った健全性調査の結果や、過去に行ったボーリングによる地盤調査の結果も合わせて検討する必要がある。

天守台石垣の現況の中でも、懸案の一つとなっている大天守台北面U61の孕み出しに関しては、その現況を把握することに加え、これまでの経年的な変化の検討や地盤調査の結果なども合わせ、その原因について考えていく必要がある。

天守台に関しては、「宝暦の大修理」関係の資料に代表されるように、各種の歴史資料が残されている。本紀要に掲載した各論考が示す通り、すでに取組みを始めているところであり、今後も着実に進めていきたい。そのような石垣についての総合的な研究を行うことで調査研究センターが設立された意義も明確になるものと思われる(註7)。

<本丸搦手馬出周辺石垣の調査>

搦手馬出周辺石垣については、事業の開始から15年以上が経過し、その期間が極めて長くなっている。積み直しの計画を早急に具体化する必要がある。そして、積み直しに際しては、復元する勾配の問題や背面土をどうするかという、過去の調査成果の分析が不可欠な問題も多い。現時点では、こうした調査成果の整理、分析、報告書の刊行が進んでいない。調査全体の正式な報告はすぐには難しいが、概要報告など、調査成果の共有化

を早急に考えたい。

また前述の通り、昭和45年以降、体系的とは言い難いものの、優先度が高い地点を選び、基本的な調査を行ったうえで修復に進むという手順をとり整備事業を進めてきた。しかし、本丸搦手馬出周辺石垣の整備事業の開始以降、それ以外の石垣の保存修復の取組みが進んでいない。その点でも、この保存修復事業の目的を付けた上、『保存活用計画』で示したように、城内全体石垣の保存修復の考え方の整理に進んでいきたい。

4-3 調査研究センターの今後

名古屋城調査研究センターは、これまで不十分との指摘があった、文化財の総合的な調査研究に取り組むために設立された。しかし、調査研究センターの設立がすぐに調査研究能力の向上にはつながらず、現時点では、増員された学芸員の能力と経験の向上に努めているところである。

調査研究センターが実際に機能するまでに時間がかかることは予想できたところであるが、内部での指導育成にも限界があるため、積極的に外部の研修に参加し、先進的な調査研究、保存管理、活用を行っている関係機関から学ぶ機会を設けたいと考えている。また、これまでの調査成果を整理し、報告書としてまとめていく実務の過程を経験することで、職員の経験と能力の向上を果たしたい。

こうした状況ではあるものの、学芸員の人数が増えた事で可能となることも多い。日常的な石垣の観察、基礎的な調査等、継続的に行うことができる仕組みを確立することが重要であると認識している。

調査研究センターが開設されたことには、名古屋城内各所で進む整備事業を円滑に進めるためという背景がある。適切な整備事業を円滑に進め、特別史跡名古屋城跡の保存・活用に資すること、その史跡としての価値の理解促進につなげていく事は重要なことである。しかしながら、学術的に適切な調査なしに整備事業が成り立たないことは身をもって学習したところである。本来調査研究は整備の目的のためだけに行われるのではなく、より幅広い目的をもって行われるべきであることを肝に銘じ、多様な調査研究に積極的に取り組んでいきたい。

まとめにかえて

本稿では、近年行ってきた天守台周辺石垣の調査の現状を示すことから始めて、今後の方向性を示すことを目的とした。天守台石垣の理解のためには名古屋城全体の石垣についての調査研究が必要であるとの理解のもと、全体の状況も合わせて検討した。一見すると遠回りのようであるが、基礎を整え、調査成果を分析し、報告するという着実な調査研究こそが求められているはずであり、本センターが行うべきことであると思う。天守台周辺石垣もその例外ではない。

本稿は、普段から特別史跡名古屋城内の石垣調査についてご指導を頂いている、全体整備検討会議石垣部会の北垣聡一郎、赤羽一郎、千田嘉博、宮武正登、西形達明の各先生からのご指導・ご助言を参考に、今後早急に取り組むべきことを整理したものである。また、天守台石垣の調査に際してご助言をお願いしている奥村信一、白石建の両

氏からも普段からご教示をいただいている。記して謝意を示したい。

なお本論にも上記の皆様からの指導助言を反映できるよう努めたが、正しく理解できていないとすれば、それはすべて筆者の責任である。

注

- (注1) 本稿は、天守台石垣を含む名古屋城跡におけるこれまでの石垣調査の概要を整理し、課題をまとめること、それに基づいて、調査研究センターにおける今後の石垣調査研究の方向性を示すことを目的とする。そのため、調査成果の具体的な検討については踏み込まないこととする。そうした議論は、それぞれの調査について、基礎的なデータを再度整理し、改めて正規の報告を行う中で示していくこととする。
- (注2) 天守台石垣の現況調査を整理したものを石垣カルテとしていたが、後述する名古屋城全体の石垣カルテとは調査内容、項目ともに大きな隔りがある。同じく石垣カルテと呼ぶのは混乱を招くとの有識者のご意見もあるため、石垣カルテとは呼ばないようにしたい。
- (注3) ここで用いる石垣番号は、後述するように、現在の統一された石垣管理番号とは異なるが、天守台石垣については、会議の資料などとして、すでに調査成果を外部に公表しているため、その番号を踏襲する。
- (注4) 名古屋城全体の石垣の管理という点では、不十分な点も多く、番号を与えなかった石垣について状況が把握できているわけではない。また、管理番号についても、付け替え等に伴う整理の経緯が確認できないものがある。早急な対応が必要である。
- (注5) この調査においても、石垣管理番号とも旧番号とも異なる石垣番号が与えられているが、混乱を助長するため敢えて記載しない。
- (注6) 「[名古屋城(名古屋離宮)震災復旧工事] 堤内匠頭宛木子清敬書簡」明治25年9月7日 東京都立中央図書館特別文庫 木子文庫所蔵
- (注7) 天守台石垣に関連し、宝暦の大修理の資料を整理し、現地の観察とも対応させた鏡らによ

る一連の研究（（籠・加藤 2009）以下、参考文献参照）は、先駆的なものであり、今後の調査研究の基本となるものである。

参考文献

文化庁文化財部記念物課監修 2015 『石垣整備の手引き』 同成社

籠和善・加藤由香 2009 「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」『日本建築学会計画系論文集』74巻638号

加藤由香・籠和善 2009 「名古屋城大天守宝暦大修理における仮設工事について」『日本建築学会計画系論文集』74巻644号

籠和善・加藤由香 2009 「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」『日本建築学会計画系論文集』74巻645号

籠和善・加藤由香 2010 「名古屋城大天守宝暦大修理における本体上げ起こし修理について」『日本建築学会計画系論文集』75巻651号

籠和善・加藤由香 「名古屋城大天守宝暦大修理における各部修理について」『日本建築学会計画系論文集』75巻653号

木村有作他 2006 『特別史跡名古屋城跡 本丸勝手馬出石垣修復工事 発掘調査報告書 - 元御春屋門地点の調査』 名古屋市教育委員会

名古屋市 1970 『名古屋城石垣修理調査報告書』

名古屋市 1992 『特別史跡名古屋城跡 東一之門跡（西側）石垣保存修理工事報告書』

名古屋市 1994 『特別史跡名古屋城跡 くるみ林・塩蔵構境石垣保存修理工事報告書』

名古屋市 1997 『特別史跡名古屋城跡 二之丸旧東二之門北側・二之丸東面石垣保存修理工事報告書』

名古屋市 1999 『特別史跡名古屋城跡 二之丸東一之門跡石垣保存修理工事報告書 1998年度』

名古屋市 2000 『特別史跡名古屋城跡 二之丸東二之門跡石垣保存修理工事報告書』

名古屋市 2002 『特別史跡名古屋城跡 不明門北東石垣保存修理工事報告書』

名古屋市 2012 『名古屋城天守台石垣健全性評価報告書』

名古屋市 2018 『特別史跡名古屋城跡 保存活用計画』

名古屋市教育委員会他 1985 『特別史跡名古屋城跡 表一之門跡 石垣保存修理工事報告書』

名古屋市教育委員会 2006 『特別史跡名古屋城跡

本丸勝手馬出石垣修復工事発掘調査報告書 - 元御春屋門地点の調査 - 』

名古屋城管理事務所 1971 『名古屋城石垣調査報告書』

高田祐吉 1989 『特別史跡名古屋城天守台石垣の刻紋』財団法人名古屋城振興協会

高田祐吉 1999 『名古屋城石垣の刻紋』続・名古屋城叢書2 財団法人名古屋城振興協会

名古屋城調査研究センター研究紀要（第1号）

発行日 2020年3月25日
編集・発行 名古屋城調査研究センター
〒460-0031
名古屋市中区本丸1番1号
電話 052-231-2481
FAX 052-218-5335
印刷・製本 有限会社 ダイアローグ
